

外に鶴之義蒙^レ仰候手許に一二取飼申しおり御座候へとも何れも勝不申候間荒鷹^二一足を進候、逸物無^二所持^一無念に候
備考。外に鶴云々以下は前書の行の間へ書き足したものに候

三地名

阿部。阿部と云ふ地名は例が少ないので其名義が難解である、地名辭書には備後の阿武戸、長門の阿武郡、羽後の虻川、岩代の阿武隈山等が見えてゐるが、其名義は研究せられてない、其内阿武戸、阿武郡の如きは阿部と同名義であらうと思はれる、阿武戸は一に阿伏免とも書き有名な景勝の地で阿伏免観音が祀られてある、尤も戸とは鳴門音戸等と同じく海峡の意味で、阿武戸も一つの瀨門を作つて居るのである、それでアブとは何か海邊の地形に關する古語でないかと思はれる、尙ほ宿題として後日の發見を待たねばならぬ、
伊座利 イサリとは魚を漁する意味である、漁火をイザリ火と言ふのは人の知る所であらう、即ち漁夫の住む所であるから此地名となつたのであらう阿波志には「漁」の文字を宛てゝゐる、伊座利の文字は五十音の漢字に過ぎぬ
大井 井は用水の意味で、従つて地名に井の附せられたものは頗る多く、最も分り易い地名である、大井とは即ち大きな用水のある處の意である

四人文

人口戸數 (大正一四年末)

戸數	計		現		住		本業			副業									
	男	女	本籍	現	農	工	商	漁	其他	農	工	商							
三二六	一、〇二八	一、〇三五	一、〇二八	一、〇六三	五五三	五二七	一、〇八〇	一、〇八〇	一二三	一二	六六	四	八三	五八	六	一三	〇	三八	二

土地 (大正一四年末)
田 一二町七反
山林 五〇五町九反
畑 一七町
原野 二町六反
宅地 五町三反〇畝二七歩
計 五四三町六反

村役場 村役場は明治二二年町制實施、伊座利阿部二村合併以來、阿部村に置き、光明寺と持福寺と四個年交代にて借受け役場となしたが、大正一五年四月一〇日新築阿部小學校の一室を役場に宛て、持福寺より移轉をなした

阿部村長歴任表

就任	退任	備考	氏名
明治三、二、一	二五、三、二	家事都合	富浦新八
二六、一、二六	三〇、一、二五	満期	同
			喜多條 延太郎

四、一、二六	二、一、二七	同	八、一、一〇	三、二、一九	有給満期	成清丑太郎
大正二、一、二三	六、一、二七	同	三、三、二六	有給	同	
六、一、二五	八、四、二死	亡				

漁業組合

阿部、伊座利両浦とも舊藩時代より魚五分一所を置かれ、せり賣りとし、明治に入り数度の變遷があつたが、明治三五年漁業法に依りたる漁業組合を組織して今日に及んだ、阿部浦村漁業組合では、従前魚商人が少数であつて魚價が非常に低廉であつたから、大正一一年一月より、漁業組合より直接阪神の魚市場へ漁獲物を輸送し、又氷藏庫を造り中間魚商人を省く事としたが其結果は最も好成績で、魚價は約五割の昂騰をなし従前年三萬圓位の賣上高であつたものが、一二年度には四萬五千圓に上り平均賣價は他の組合市場にて入札してゐるものよりも却つて高價となつてゐる、此組合直接輸送は縣下の嚆矢であつたが、最近突喰浦組合にて之に倣うてゐる尙ほ鱒飼附事業は阿部組合より貸貸をなして一五年冬より着手する筈である

尙ほ伊座利組合に於ては大正一四年一月より阿土大敷組合に漁場を貸與し、大敷組合にて鱒大敷網を敷設し好成績を擧げてゐる、尙ほ詳細は總誌二〇八頁を参照

◎阿部浦村漁業組合組長

設立明治二三年四月一六日認可、

設立より明治三〇年四月迄

山中 彌藏

明治三〇年五月より四二年一月迄 成清清太郎

明治四二年一月より大正八年四月迄

喜多條 延太郎

大正九年一月より一〇年七月迄 喜多條 中

大正一〇年七月より一三年一〇月迄 成清清太郎

大正一三年一〇月より現在に至る 成清丑太郎

◎伊座利浦村漁業組合組長

設立、明治二三年八月、始め益田益太氏組長となり次に山崎嘉吉氏組長となり、明治三二年三月山崎氏退任、濱崎貞次郎氏組長となり今日迄繼續してゐる、

阿部郵便局

明治三五年一月一六日阿部浦郵便局と改稱し、三九年一月一日更に阿部郵便局と改稱し、四二年三月二六日集配事務を開始した、大正一四年中に於ける郵便物取扱数は左の如くである、局長喜多條中氏、

普通郵便物	引受	五三、三八七	配達	七一、八五七
書留郵便物	引受	四七五	配達	一、一四五
小包郵便	引受	九五九	配達	一、三二九
爲替	受入	一三、四九一圓	支拂	四三、七一五圓
貯金	受入	五二、四二五圓	支拂	一〇〇、八六九圓

水産業の特色

阿部、伊座利共全く漁村であるけれども、其漁業は他町村と少しく趣を異にしてゐるのである、即ち本村の主要海産物は伊勢蝦、鮑、蠔、若布、其他荒布、搗布、鹿角采等であるから磯漁業が盛んで、沖合漁業も勿論やつては居るが、其人員に於て其金額に於て磯漁業より遙に劣つて居るのである、是は天然の地理の關係上然らしめたもので、阿部村沿岸は岩礁多く磯又は瀬と稱すべき所が多いので、自然前記の如き海産物が蕃殖してゐるのである、それで昔から阿部は男女共に所謂、海士をなし潜水して貝類、藻類の採取に従事してゐるのである、

秋冬潜水の出来ない頃となれば男子は漁撈に従ひ女子は薪を刈り又は行商に従事するのである。

潜水業者 阿部は古來潜水漁業の發達した處であつたから、潜水器使用の潜水業に従うものが出來海外に迄發展したるものがある、其の顯著なるものを擧げると、明治三年頃富浦新八氏は潜水器を使用して漁業を開始した、是は恐らく縣下最初の潜水漁業であらう、尙ほ同氏は三五年頃より潜水器を携へ朝鮮に赴いた、三八年頃富浦豊一氏は大阪の豪商栗口品藏氏の後援に依り潜水漁業の目的にて加奈陀バンクーバーに出漁し、當時大阪朝日新聞紙上にて有名であつた世界の寶庫クイシャロット島を發見したのは此一行であつた、次に富浦豊一氏は大正二、三年頃海軍一等兵曹佐津間岩太郎氏を帯同し巴奈馬共和國に出漁した、

尙ほ普通漁業として九州五島方面出漁の流行に連れ明治三八年頃本村よりは喜多條平吉、新居嘉之藏の兩名五島に出漁したが、大正元年の津浪にて漁船流失し中絶した、又富浦茂吉は大正九年臺灣出漁の先驅をなした

五 神社 寺院

宮内神社 (村社)

大字阿部の海岸宇東谷小丘上にある、石段數十を登りて拜殿本殿等があり周圍には松其他の雜木が茂生してゐる、舊宮内大明神と稱したが明治三年改稱せられた、祭神は明治初年建速素佐男命と定められ其後天次男命、健速須佐之男命、八十柱津日命の三神とせられたが、土俗の稱する處に依ると、秦の武文(安文とも云ふ)を祭ると、武文は後醍醐天皇の世一宮親王の忠臣であつた太平記神田本には左の如く記してある

一宮土佐の畑へながされたるが警固の士、有井ノ庄司が夫人を迎へ奉るやう申したれば、唯だ一人の從者であつた左右衛門ノ府生秦ノ武文を京都へ御迎に使はした、武文は夫人を迎へ尼カ崎に出で順風を待つ折、筑紫の土豪松浦ノ五郎と云ふ者夫人の美容を見て、夜陰に襲ひ船に乗せて奪ひ去り武文は渚に腹を切つて自殺した、後夫人の乗れる船は龍神の爲に怪異あり、夫人は淡路沼島に上陸し、一宮も後京都に歸り夫人を呼び戻す (元弘元年頃の事)

當社に鎌倉時代の大般若經を藏してゐる事を阿波志に載せてあるが、今光明寺に之を藏してゐる、例祭日は九月二一日より一〇日間、神職西由岐古川猪久次氏

八幡神社 (村社)

大字伊座利字向山の山麓にあり、伊座利の村落に接してゐる、社殿は大ならずと雖も壯麗で石段數十階がある、祭神は譽田別命である、例祭日は一〇月四日より一八日迄五日間、神職西由岐古川猪久次氏、

持福寺 (眞宗)

大字阿部宇西谷にあり常雲山と号し東本願寺(大谷派)に屬し、本堂僧房等がある、本尊は木造阿彌陀如來立像である、寺記によると「常陸國の人、惣左衛門と云ふ者が戰場にて法味を感じ天正年中此地に來つて居を定め慶長年中此寺を創立した、慶長十四年檢地帳に惣左衛門の名が見えてゐる、惣左衛門は宗暢と稱し第一世である、第三世宗閑は中興で元年中阿彌陀庵を建立した」又住職の談に本尊阿彌陀如來は宗閑が本山より受けて負ひ歸つたものと云ふ又始めは今の阿彌陀庵の邊にあつたのであるが寛政年中宗敬法印の代に中興し(文化十一年死)現地に移つた

ものと云ふ、現住職藤幹美知齋氏
光明寺（眞言宗）

大字阿部字西谷にあり持福寺と接してゐる、眞言宗那賀郡石塚正福寺末で阿彌陀三尊を本尊とする、今住職は御水大師に住してゐる、開基詳らかでないが、文政十一年九月僧徳龍が中興した、當寺は大に荒廢してゐるが什物の大般若經はもと宮内神社にあつたものを神佛分離にて當寺に保存するに至つたものであらう、現品は全部蟲入りとなり殆んど開卷するを得ないが、阿波志に記してある所に依ると、卷末の識に康和五年、承安二年、安元元年、治承二年、建久六年、文安元年等鎌倉時代の年號があり、備中散位藤原重平及び重秀攝津渡邊の安曇寺某等が書いたもので、後土佐生見庄の惟宗朝臣長盛が宗觀をして補書せしめたと、併し前記の如く虫入りにて開卷し難く今調査するを得ない、現住職前山雪生氏、

極樂寺（眞言宗）

大字伊座利の化郊字山神にあり海見山と號する、那賀郡石塚正福寺末で明曆年中僧宥増が開基創立し後元文元年僧宥圓が中興したと云ふ、本堂及び僧房等があり本尊は阿彌陀三尊である、又近時寄進せられた支那銅佛二休も安置されてゐる、現住職前山雪生氏、

六名 勝

戴きの行商

「阿部の戴き」の語は世に知られて居り日本百科大辭典にも見えて居る、是は云ふ迄もなく、阿部の婦人が戴きの奇風を以て一頭上に海藻等を入れたる籠を載せ各地に行商するものを稱したのである、婦人行商の起原より最近の男女普通行商に至る迄の變遷を述べやう、戴き行商の起原は天明寛政の頃、阿部の女子が戴き風俗を以て海藻及び雑魚の鹽藏したるものを近在諸村に行商するに始まつたと稱せられてゐる、それから漸次發展して四國中國、近畿各地に及ぼし大に隆盛となつた、さて維新前大阪に大洪水があつて野菜の欠乏を來し町民が困窮した時、阿部の矢倉モトと云ふ女が昆布を仕入れて例の如く行商した所、時宜に適して非常に賣行がよかつたから、阿部婦人の昆布行商が俄に流行した、それで矢倉モトは阿部行商の中興者と稱すべく、大正五年三月、海部郡長より公共事業功勞者として表彰をせられた、

明治維新後は交通の發達に依り、男子も亦行商に加はるに及び、行商の地域及び商品の範圍擴大し、東は關八州より甲信地方、北は北陸道一帯、西は九州地方より、朝鮮遼東半島に及び、北海道産昆布、鯉節、筆墨、織物等思ひ思ひの商品を販賣するに至つた、近年の狀況は行商出稼人約二〇〇人で、主として男子が綿反物を行商し、昆布、鯉節の如きは附け物とする位に過ぎぬ、行商地は長野縣を主とし大阪九州地方に向ふ者もある、そして戴きの舊風習は全く廢せられてゐる、また六、七の二個月間は若布を携へ本縣北方地方へ賣り捌きをなすので、是も二〇〇人位の人が出て約一〇、〇〇〇圓を揚げると云ふ、又荒布も多く中國地方へ行商するのである、阿部は僻村で資力薄弱であつた爲め、遠洋漁業は發達せなかつたが、行商が旺盛となり一村擧て之に従う事となり、全く行商の村となつたのは興味深い事である、斯る關係で阿部郵便局に於ける郵便物の取扱高は非常に多數であると稱せられる、

祖先の傳説

俗傳に阿部は元十八軒であつたと稱され、又阿部氏の家來も十八人であると傳へてゐる、

伊座利の先祖は木頭より落ち來つたものと稱されてゐる、兩地の風俗の似たる点はフゴを掛けて山へ行く事、草履の鼻緒等であると、阿部の人が伊座利の人を呼ぶにフゴよと云ふさうである、言葉の訛りも阿部と伊座利とは大に異つてゐる、其方言にも朝鮮語に似たるものが多い、

イヨ（敬稱）

チャン（敬稱）

ウラ（俺）

オジョ（老人）

伊座利の庄屋は濱野喜十郎の先祖が勤めて居たが喜十郎は死し其子孫も他出してゐる。

鹿の首と蛇のヌタ

阿部灣の西岸に於て突出した岬を鹿の首と稱する、側面より見る形が鹿の首の如く長くなつてゐるから此名を得たものであらう、方解石の結晶を産出する處があると、鹿の首と地續になつた處は礫石の洲であつて中央部は窪みて池となつてゐる、東西二十間南北四十間位あり多くの水草が茂生してゐる、俗説に此池を蛇のヌタと稱し大蛇が棲んで居つて大島へ通うたと云ふ、其材料とせられるのは池の西側に萱を押し分けた通路が出来る事である、併し是は河瀬が池に來る爲であると云ふ、河瀬は現在でも稀に見ると、

長者傳説

御水大師の上方の山頂に稍々平なる所があつて長者の住んで居つた處と云ふ、伊座利では之を西の長者を稱し、東の長者は椿泊村にあると、

御水大師（金龍庵）

河部より伊座利に至る道路の中間にあり阿部より約二〇町を隔ててゐる、海岸より十米位引き上りたる山腹の岩間より清水湧出し之を御水或は御瀧と稱し靈水となして信仰せられてゐるのである、御瀧よりや、西上に庵寺があり

金龍山と號する、御水は地下水で約一坪位の岩間より湧出してゐるもので數十條に滴下し俗に大師が湧出せしめたものと稱する、其下には大師、不動等の碑數個を置いてある、現今では御水の前面に屋根を設けて覆ひ、又周圍の岩壁は石垣を築いて崩潰を防いである、寺は地形の關係上細長き建物で弘法大師の木造を祀つてある、尙大正十四年五月、不動堂を建立し波切不動尊を勸請なした、御水大師は近郷の信仰厚く賽者が多くして名所となつてゐる、舊三月二日大會式で、前日より參籠する者が頗る多く雜沓を呈する、此地は大平洋に臨み南方は纏滲たる大洋の實際なく眺望雄大である、規住職近藤隆信氏、

尙ほ阿波志に記する處は左の如く當時（文化頃）の模様がよく分る

金龍瀧

阿部浦の東にあり、南海を俯す、上に石潭あり、方三丈、深さ五尺ばかり、流て溪となる、呼んで雷

盆溪と言ふ、即ち瀑布の源なり、東麓に松あり、呼んで鶯捕と言ふ、大さ三圍、蟠根皆露る、兒童其下に埋伏し

鳥を導ひて之を捕ふ、元祿中石佛を瀑布の側に安ず

4 赤河内村

一地理人文

地勢

赤河内村は海部郡の東部にあり、日和佐町の北側に接した山岳地を廣く占めてゐる、境域の東西差は四里十三町で南北の差が三里一八町で面積六、三四四方里である、海岸線は日和佐町の西方、明丸附近にて二〇町位に亘つてゐるのみで、尙ほ日和佐の東北方、田井にては龜井港の周圍を占めてゐる、隣接町村は三岐田町、日和佐町、牟岐町、川上村、下木頭村、那賀郡福井村、新野町、延野村、日野谷村の九町村に及んで居る、本村地域の大部分は日和佐川の流域に屬してゐるが北部のみは赤松川の流域となつてゐる、

日和佐川 西河内方面より來るものと北河内方面より來るものと二流が日和佐、赤河内の町村界にて合流し日野佐町にて海に注いで居るが、西河内より來るものを本流とし、北河内より來るものを支流とし北河内川（新稱）と稱する、本流は八郎山南側（本村の分）に源を發し、大越を經玉厨子山下を繞り落合にて寒葉峠方面より來る支流を合し縣道に沿ひて西河内を貫流してゐる水源より日和佐寶木橋の合流点迄五里二〇町それより川口迄（日和佐分）二〇町である、北河内川は後世山の南側本村の分に源を發し大戸を經て下り久望より來る支流を合せ北河を貫流して寶木橋の下にて日和佐川本流に合してゐる、其流程三里二〇町である、日和佐川は川口を除き舟筏

を通じてゐないが、本流に於ては樵木の管流をなしてゐる、

赤松川 那賀郡日野谷村杉山に源を發し本村に入り影野の下流北に屈曲し畧縣道に沿ひ、那賀郡延野村に入り川口にて那賀川に合してゐる、總流程五里三〇町、内日野谷村の分二里、村界より屈曲点迄一里半、それより村界迄一里一二町、延野村の分一里である、

後世山 本村の東北隅、那賀郡新野町、福井村との堺にあり標高五三九米、山上に後世神社がある
 玉厨子山 大字北河内の北部にそり立つた山で標高五四三米、山腹の南面には玉厨子の庵がある
 八郎山 本村の西部日野谷村との堺にあり、標高九一九米、梅、杉等の原始的森林に覆はれてゐる、
 胴切山 本村の西境牟岐町との境にある峯で標高八八四米、山上には樵其他の喬木林が少し残つてゐる、

◎土地別 (大正一四年末)

官有地	一、二〇七	反	民有免租地	七八七、九〇二	田	四、〇四七、三二九
畑	三九〇、四二五	宅	地	二三四、一二四	山林	三六、二七七、五〇四
原野	六三、七一	合	計	四一、八〇二、四一二		

◎戸數人口 (大正一四年末)

本籍	男 二、一〇四	女 二、〇二二	計	四、一二六	戶數	六四〇
現住	男 一、八八四	女 一、八九三	計	三、七七七	戶數	六二五

◎職業別現住戸數 (大正一四年末)

農業	本業 四三〇	副業 九二	商業	本業 四三	副業 一三五
工業	本業 一三	副業 二二	水産業	本業 一	副業 〇
公勝及自由業	本業 七	副業 二三	其他	本業 一二九	副業 〇

◎主 要 物 産

(大正一四年度)

米	(六、五九六石)	一三三八、五九二圓	麥	(一、六六四石)	二六、〇六九圓
大豆	二、一三四圓	甘藷	六、四二〇圓	蒟蒻芋	二、一〇〇圓
筍	七、四三七圓	茄	一、七一三圓	生大根	五、八七二圓
里芋	五、四〇〇圓	生薑	二、八八〇圓	玉葱	一、六〇〇圓
紫雲英	九、一〇〇圓	番茶	三、四〇一圓	春蠶	一三、〇〇圓
竹皮	一、〇〇〇圓			夏秋蠶	六、五三二圓

◎官 公 署 學 校

赤河内村 役場	大字北河内字本村	赤松 巡查駐在所	大字赤松字阿地屋
山河内 巡查駐在所	大字山河内字なか	北河内 巡查駐在所	大字北河内字深瀬
赤松尋常高等小學校	赤松字阿地屋	大戸 尋常小學校	北河内字大戸
西河内尋常高等小學校	西河内字田々川	山河内尋常高等小學校	山河内字なか

赤 河 村 役 場

明治一二年大區小區の制を廢し、郡役所と村役所を置いた際、赤松村は宇遠野に、山河内村は宇本村に村役所を置いた、北河内と西河内とは組合にて北河内村外一村役所と稱し始め池ノ坊の庵を借上げたが、後山河内村を加へず月輪現縣道北側に新築した、次で二二年町村制實施に際し、北河内小學校舎を赤河内村役場に宛て舊北河内外二村役所の建物は西河内小學校を設立して其校舎に宛てた、現在の役場は舊位置に改築したもので、大正三年一〇月着手四年八月竣工した、工費一四一圓

◆赤河内村長歴任表

就 任	退 任	備 考	氏 名
明治二二年二月五日	二六年二月四日	有 給	谷 崎 安 太 郎
同 二六年二月五日	三〇年二月四日	(名譽以下同じ)	谷 崎 安 太 郎
同 三〇年二月五日	三二年八月一日	辭 職	谷 崎 安 太 郎
同 三二年二月二日	三六年二月一日		井 上 喜 久 太
同 三六年二月九日	四〇年二月八日		井 上 喜 久 太
同 四一年三月七日	四五年三月六日		古 角 榮 三 郎
大正一年三月七日	五年三月六日		古 角 榮 三 郎
同 五年三月二七日	九年三月二六日		五 島 利 明
同 九年三月二七日	一三年三月五日	辭 退	五 島 利 明

同 一三年四月一〇日 (現任)

道 路 改 修

赤河内村では夙に明治三四年赤松越線の改修に着手し、次で四二年日浦線改修の計畫を立てた、本村は地域區々に分れ面積廣大である故、村の開發を計るには道路網の完成を期する事最も緊要であるとせられ、四四年三月三一日道路改修費補助規程を議決し、補助政策を以て各傍示の線路改修を促進した、尤も補助額は普通一割五分とした、道路法施行以來は形式は村營としたるも實質は從來の方針に従ひ村費一割五分の外は賦役増課及び寄附金以てした、大正一四年度よりは村費二割五歩に増額した、

赤松越線改修 赤松越線改修の計畫は明治二九年よりあつたけれども容易に實行に至らず谷崎安太郎氏等大に奔走する處あり、赤河内村日和佐村七木組合を組織し、那賀郡延野村と協定し、三四年測量をなし三五年度より五個年間に施工した其工費の内縣補助金二割、郡費補助約七歩とし、残りは赤河内村六割、日和佐村四割の負擔とした、即ち縣費補助七五八九圓、郡費補助二五八六圓、赤河内村費一八八一四圓、日和佐村費一〇九三七圓の負擔である、大正二年郡費支弁となり四年縣費支弁に編入せられた、

起。点。赤河内村大字北河内字北分 終。点。大字赤松字高瀬犬の墓 起。工。明治三六年二月 竣。工。四〇年五月 延。長。一三七八七間 幅。員。九尺 總。工。費。三九、九二六圓

◎赤河内村道路事業一覽表

線路名	起 点	終 点	延 長	幅 員	總 工 費	事 業 年 度	備 考
赤松越線	北河内通稱不動	赤松那賀郡界	二、九四三	九尺	三、九六四	明治三四年六月着手 四〇年三月竣工	日和佐村ト組合事業 縣道トナル
日浦線	赤松字寺野縣道	日浦川又ニ至	一、七二九	九尺	九、三〇〇	明治四年着手 八年三月竣工	縣道日浦由岐港線
大越線	山内内字本村縣	字西山ツバ谷ニ至	一、九一六	九尺	一、九二四	大正六年一月着手 八年三月竣工	第一期工事
白澤線	山内内字なな縣	字白澤ニ至ル	一、〇〇〇	九尺	五、〇九一	大正六年一月着手 八年三月竣工	
西河内橋線	西河内縣道分岐	字永田ニ至ル	六、五二二	九尺	四、四三三	大正一〇年?	西河内橋延長九六尺巾九尺
耳瀬線	赤松字阿地屋縣	字耳瀬川又ニ至	五、一	九尺	二、五五六	大正七年四月着手 一年三月竣工	
新發谷線	赤松字新發谷口	字新發谷ニ至ル	八、七七	六尺	二、七九六	大正三年一月着手 一年三月竣工	
久望線(馬路分)	北河内トネル	字馬路ニ至ル	三、八〇	九尺	二、四〇〇		縣道日浦由岐港線
伊儀谷線	西河内字平戸縣	字原ケ野伊儀谷	二、七	九尺	四、三〇〇	大正一二年二月着手	
永田柳瀬線	西河内字永田本村	西河内柳瀬縣道	一、七三三	九尺	七、九六六	大正一二年着手	田々川柳瀬線ト改稱
本村永田線	北河内字本村縣	西河内字永田縣	一、〇五二	九尺	八、〇〇〇	大正一四年度ヨリ一六年度迄	縣費補助線
赤木谷線	北河内字大戸縣	字大戸赤木谷及ト下口谷ニ至ル	九、六	九尺	一、六四〇	大正一五年度ヨリ一六年度間	
久望線(本線)	北河内字久望縣	字大戸赤木谷及ト下口谷ニ至ル	二、三六五	九尺		大正一一年度ヨリ一	縣道日浦由岐港線

4 赤河内村

道分岐	ピカブスロニ至ル(二岐)	八七〇	七、五〇〇個年間
野田遠野線分岐	赤松字野田縣道字遠野ニ至ル	二〇九尺	大正一二年度着手一五年度竣工

△附記 延長及總工費ノ豫定ノ左側ニ記シテアルハ大正一五年度迄ノ工事濟ノ分、金額ニハ多少ノ誤差アルカモ知レズ

部落有林統一

赤河内村の部落有林は四大字及び北河内字北分外五字持の五持分となつて居り實測見込面積 三、七〇〇町歩に上つて居る、是が統一に就ては縣郡の獎勵に基き村當局の努力に依り數年間協定する處あり漸く大正一四年二月一六日村會に於て協定書を可決し、爾後其手續中である、協定の大要を述べると、各部落の所有面積は左の通り

赤松持分	台帳 四四九町二反	見込 一〇〇六町七反
北河内持分	台帳 一七九町六反	見込 一〇七五町八反
西河内持分	台帳 一九八町三反	見込 六六〇町七反
山河内持分	台帳 三二二町六反	見込 一〇一七町七反

右全部を一先づ村に歸屬せしめ其上各大字を通し三割五歩六厘(一三六〇町)を永久に赤河内村有とし、三割(一四六町)を關係個人に分割讓渡し、又一九一町は神社有となし、以上の残りを地上權を設定する方針である、尙ほ協定書は左の通りである

◎部落有林整理統一協定書

(大正一四年二月一六日村會議決)

右部落有財産の使用収益に關する舊來の慣行を廢止し財産に附隨する一切の權利を放棄し全部赤河内村へ提供し左記各項に依り整理統一を斷行するものとす

第一 各部落有林野の内實測面積一三六〇町歩を各部落の所有見込面積の割合に應じ左記條件を附し提供し將來赤河内村の基本財産とす

(イ) 官行造林地に赤河内全村を通じ六〇〇町を提供し其他人工植栽適地を縣行造林地に提供し其造林に依る村の収入は公共事業費、及住民の公課に充當するものとす、官行造林又は縣行造林地以外の林野は天然林として經營し其村収入も亦同じ

(ロ) 現在立木は當該官廳の指定せる期間内に緣故住民に限り伐採することを得、但し官行造林又は縣行造林地に採用以外の林野は今後一回限り伐採せしめ大正二十八年三月三十一日以後の伐採を許さず

(ハ) 官行造林又は縣行造林の植栽は當該官廳の施業、計畫上支障なき限り無立木地を先にし漸次伐採跡地に及び出來得る限り現在天然生林木の利用上遺憾なきやう其筋と協議すること

(ニ) 既成造林地は出來得べき限り之を避け境界の都合上止むを得ずして編入するものは植付後四十年まで緣故者に使用収益を許すこと

(ホ) 農作地の日蔭地は耕地より水平距離五間以内を蔭刈地として植栽を爲さざるものとす、但し特別の事情の存する場合に限り水平距離五間以上を認容す

第二 従来宮林として經營せしものは各縁故神社へ讓與し尙此外各部落所有林野見込面積の百分ノ五以内を各縁故神社へ讓與するものとす

第三 各部落所有林野見込面積の百分ノ三十以内に限り各縁故住民へ舊慣廢止の代償として無償無條件を以て讓與又は賣却するものとす

第四 前各項以外の林野は各縁故住民に限り左記條件を附し地上權を設定するものとす、但し採草地は住民の希望に依り地上權を設定せずして完全に使用收益せしむる方法を講ずるものとす

(イ) 地上權設定地は一團地實測面積十町歩以上を原則とすること

(ロ) 地上權設定の期間は契約の日より滿五十個年とし永久此契約を更新する方法を講ずること

(ハ) 他町村住民と地上權の賣買交換讓渡其他の方法に依る權利の移轉契約を爲すときは地上權設定契約解除すること、而して此場合相當過怠金を徴收すること

(ニ) 地上權者にして他町村へ移住するときは契約を解除すること

(ホ) 新に赤河内村住民として一家を構成するときは相當加入金を徴收し其縁故区域内の林野に餘地の存する場合に限り既定の方法を以て設定契約を爲すことを得

(ヘ) 地上權設定契約は土地の利用厚生上支障なき限り各部落住民の共同管理を本旨とし其住民間に於て私法上の契約を結び他へ權利の流失を防止する方法を講ずること

(ト) 前各項の趣旨並に其他必要なる事項を最も確實有効ならしむる最善の方法を講じ實行すること

第五 前各項以外の財産は各縁故住民又は社寺へ特に賣却又は讓與するものとす

第六 本協定書に依り整理統一の結果徳島縣より赤河内村へ交附を受くる補助金は本協定書該當財産の整理費以外に之を消費せざるものとす

第七 本協定書に依る林野の區分に關しては縣郡公有林野整理委員並に關係代表者立會決定するものとす

第八 本協定書に依る一切の整理は大正十五年三月三十一日迄に完了するものとす

赤河内村傳染病院建築

大字北河内字本村池の内にあり、明治二三年假建築をなしてあつたが大正四年改築する事とし大正五年四月着手、今年及翌年は傳染病患者多數發生のため中止し、大正八年三月竣工した工費總額三四四〇圓内縣費補助一六四六圓基本財産造林

大典記念として各大字より林地を提供せしめ、山河内字大越伊保山にて一二町七反、赤松字日浦櫻谷山にて七町一反歩の林地を得、大正四年植栽をなした、又日露戰役記念の學校基本財産林は五個所ありて明治三八年より四二年迄に杉二六〇〇〇本の植栽をなした、

赤松尋常高等小學校

明治六年三月三日の創立で、一九年一〇月一日赤松簡易小學校と稱し二五年四月一日赤松尋常小學校と改稱した、其間二一年一月より宇原尻に分校を設けたが尋常小學校と改稱と共に分校を廢した、三五年五月一日赤松尋常高等小學校と改めた、校舎は始め宇野田に置いたが三三年宇阿地屋十三番地へ移轉し更に大正二年宇阿地屋四十番地

（移轉改築をなした、現在校地五五六坪教室三棟六室、歴任校長は左の通り

明治三四年三月二八日三木春語、同三九年三月三十一日永本惠喜太（死亡）、同四〇年一月三十一日満石尉次郎、同四二年四月三〇日山本菊三、同四三年一月二〇日嘉戸秀治（村上と改姓）、大正三年三月三十一日西前新二、同四四年三月三十一日谷崎久志

西河内尋常高等小學校

明治一三年四月一八日西河内村字永田に西河内小學校を置き、同月二〇日北河内村字本村に北河内南小學校を設けた、一九年一〇月一日両校を合併し北河内小學校簡易科とし、二一年一月一九日北河内簡易小學校と改稱し、二四年五月西河内田々川に移轉し翌年七月西河内尋常小學校と改稱し、四五年七月一日西河内尋常高等小學校となつた現校舎は移轉以來明治四〇年及大正二年に増築したるもので建坪一二五坪五、運動場三四五坪、建物三棟六室である、又大正一二年四月より農業補習學校を、一五年七月一日より青年訓練所を附設してゐる、歴任校長は初期明確ならず明治三九年頃以降は明治三九年三月三十一日就任三木春語、同四四年三月三十一日小林武三郎、大正四年三月三十一日富田加久三、同一年三月三十一日玉田理太郎、同二年三月三十一日谷崎久志、同四四年三月三十一日多田健谷、山河内尋常高等小學校

明治一二年三月一〇日山河内小學校を字なかに設置、一九年一〇月一日山河内小學校簡易科と稱し、二一年一月九日山河内簡易小學校と改稱し、二五年七月一日山河内尋常小學校と改め、四五年七月一〇日高等科を加へた、現校舎は明治三六年五月新築移轉し、大正六年九月増築をなしたものである、最近の歴任校長は大正一〇年三月末日橋

本彌一、一二年三月末日松尾五六、一三年三月末日谷崎進

大戸尋常小學校

明治一三年二月一〇日北河内村字大戸に大戸小學校を設置し、一九年一〇月一日大戸小學校簡易科と稱し、二一年一月一九日北河内簡易小學校大戸分校と改め、二五年七月一日大戸尋常小學校と稱し爾來變る所がない、大正五年四月一二日大戸實業補習學校を附設し、一二年四月二五日大戸農業補習學校と改稱し、一五年七月一日大戸青年訓練所を併置した、校舎は二一年九月大戸に新築、三六年五月一日久望に新築し、大正八年四月現所に増築をなした、現校舎敷地六四坪、棟數一、教室其他五室、歴任校長は明治三四年四月二九日就任仁木貫練、同三六年二月一〇日同富村倉太郎、同四二年三月三十一日同岡部熊太郎、大正元年同武田忠二、同二年三月三十一日同玉田理太郎、同一年三月三十一日同野田藤吉

谷本造船所（大正一四年度）

所在地 大字北河内字田井 工業主 谷本要次郎 創業 大正七年一月 職工數 三二名
建造船舶 一〇隻 七八、〇〇〇圓

有限責任赤松販賣購買信用組合

所在地 大字赤松字寺野 設立年月 明治四三年四月七日 組合人員 一九八
出資額 一口二〇圓 三九六〇圓拂込

有限責任西河内信用購買組合

4 赤河内村

所在地 大字西河内字月輪 設立年月 明治四三年
出資額 一口一〇圓 一、二三〇圓拂込

組合人員 一二三

二 歴 史

地 名

北河内、西河内、山河内 河内とはどう云ふ意味であるか、土俗學及び地名學の大家柳田國男氏は、信州上高地の例などに依り山間の川に沿うた地で耕作地が出来るやうな處と言ふやうな意味に解釋してゐるやうだ、併し其説明はどれも漠然としてゐる、編者の考では古語に河遠カハチと言ふ語がある、是は河向ひと言ふ意味であるが地名に多い河内は此河遠の意味であると信する、河内の地名は甚だ多く河内國、高知市等もそれである、本縣内でも板野郡に宮河内村、名東郡に佐那河内村があり、牟岐に大字河内、日和佐に大字奥河内がある、偕て北河内、西河内、山河内等三つの名に別れてゐるのは、自然的に出来た名稱か或は或る時期に新に命名したものに就て考へて見るに、編者の考では藩政の始め頃迄は今の北河内、西河内一帯の地を單に河内と言つて居つたものと思ふ、それが藩政となり村を行政區劃とするの新制度を布くに當り、河内を數區に區分するの必要を認め、北河内、西河内、山河内の新稱を作つたものであらう、尙ほ前記の河内と稱する標準は日和佐を中心とし北河内、西河内地方が河の對岸となつてゐるからである

赤松 赤松の地名も他に例があるもので、編者の考では大きな赤松があつたから、自然其邊の地名となつたものと

信する、然るに赤松影野の城台と稱する山城に戰國の頃赤松圓心が居城したと云ふ傳説があるので、此赤松氏の姓より赤松の地名が出たと稱する俗説を唱へるものがあるが、是は所謂説明傳説に過ぎない、地名より姓が出るのが普通である赤松の地名はやや古い文書にも見えて居る、即ち徵古雜抄所載、那賀郡鮎川村八幡松尾兩社大般若經第四百四十九卷の奥書に「赤松出羽守源朝臣顯則永徳三年十二月十五日」と見えてゐる、此赤松は地理的關係から、赤松の地名であると思はれる

田井 田井とは田の中に作る用水溜の事である、是が地名となつたものである、田井の地名は三岐田町にもあり、板野郡川内村に鱷ノ濱の地名がある

登 村役場對岸の田野のある地である、是はノバリを訛つたものである、即ち野墾の意味である、ハリ(ハル)は古語であつて田野を開墾する意味である、地名にはハリの附せられたものが多く、大抵の場合張の漢字を宛てゐる西河内の張間などが其例である、張間のマは或る場所の意味である

大戸 トは本來門の意味である、地名に附せられてゐる例では川の兩岸の岩石が相迫り一種の門を造つてゐる處を言うのである、下木頭に大戸と言ふ小部落があるが、其處是那賀川が流れ、兩岸から巨岩が相迫つて一大石門狀を呈してゐる、吉野川筋で有名な岩津の測は兩岸に岩石が壁立し、門をなしてゐるが、南岸の部落を船戸と稱する、鳴門及び何々の瀬戸と云ふも同じ意味である

久望 久望は大戸谷の支流、久望谷の流域で奥まりたる處である、那賀郡相生村に同じく久望と云ふ地名がある、又上木頭村に九文名クモシと云ふ處がある、此等は皆同じ名義と思はれる、山地には久保(窪)と言ふ地名が甚だ多いクボ

は文字通り凹みたる意であるが、普通谷間の平地又は山腹の傾斜緩い地を稱してゐる久望は即ち此クボを訛つたものだらうと思はれる、今一の考へ様もあるから参考として述べやう、古語にクマ(曲又は隈)と云ふ語がある、灣曲して入り込みたる處、奥まり隠れたる處の意がある、山のくまと言ふ語葉もある、球磨、筑摩、阿武隈等の地名は此クマより出でたものと思ふ、久望もクマより轉訛したものかも知れぬが、大体は前説が穩健と思ふ

本村。 村役場の地籍の小字中には本村と言ふのがよくある、大字北河内字本村、大字山河内字本村等其例である、是は明治の始め地籍を作る際に作つたもので、舊北河内村の内でも通稱北河内と稱するのは役場所在地の附近であるから其處を本村と稱したのである、舊山河内村の内でも通稱山河内と稱するのは打越寺の附近であるから其處を本村と名づけたのである、本村はホンソンと訓んでもよろしく、ホンムラと讀んで構はぬ

田々川、永田、丹前。 徴古雜抄三〇三頁所載の長享年間(足利時代)の文書中に、「タ、カワ」長田「タ見マイ」等の地名が見えてゐる(日和佐町誌参照)、それで是等の地名は相當古くから存在した事が知られる、是等の地名の意味に於ては適確なる解釋が出来ないけれども、田々川は湛え川の意であらうか、永田は長い形の田とも考へられ又中田とも考へられるが、古い文書に長田とあるからして、川沿ひの細長い田を言うたのであらう、丹前も色々考へ方があるけれども、溜前の意味であらう、つまり溜池があつてタメマエと言うべきをタンマへと訛つたのであらう、柳瀬、馬木ヤナゼは言ふ迄もなく築瀬の意である、築とは竹木などで川を堰き鮎其他魚の下るを獲る設備を云ふのである、築を設ける處の瀬であるからヤナゼの地名が起つたのである、中木頭村にも築瀬と云ふ處があり、高知縣下には有名なる築瀬園有林がある、此地で柳の文字を用ゐたのは宛字に過ぎぬ、馬木も一寸面白い地名である、馬木

は馬牧の文字を用ゆるのが本來で馬の牧場の意味である、西河内に牧野と云ふ姓もある、兎に角此處には古代馬の牧があつたのであらう、

大越、寒葉坂。 牟岐町大字橋より大越に至るには大きな峠を越えねばならぬ、それで此峠を大越しと稱して居つたものと思ふ、それが村の名となつたのである、つまり途中の地名が目的地の地名に移つたのである、寒葉坂は赤河内村と牟岐町との堺にある小峠でよく知られてゐるが、其地名は奇抜で難解である、寒葉の地名は處々にある、那賀郡日野谷村杉山に寒葉の地名がある、中木頭村に勘場峠がある、東祖谷山村の寒峰山の如きもカンバを訛つたものと思ふ、植物の和名にシラカンバ(白樺)ダケカンバ等がある、カンバとは樺木の或種のもを指すのである、それでカンバ坂は樺の木が多い處の坂の意であらうが、此處の寒葉坂の如き低地には何種の樺があつたかや、疑問とする處である

五 輪 塔

海部郡に於ける五輪塔は南北朝時代より徳川中期に至る迄のものが殘存してゐるが、五輪塔の分布は町村史の研究には主要な材料となるから本村に於ける五輪塔に就て調査したる處を記する

西河内永田の凝灰岩五輪塔 永田青年會堂の東方永本氏の裏に凝灰岩五輪の火輪、水輪が各一個ある、直徑何れも一尺位、凝灰岩五輪は本郡では稀なる方で足利時代上期のものである

西河内庄瀬 縣道沿ひの畑中庄瀬角太郎氏の墓地に砂岩中五輪四基分が並べられてゐる、此等の五輪は附近の鉾を

開墾した際發掘し此處に祀つたものである

西河内西川寺境内 砂岩中五輪一基分がある、又舊寺跡の墓地中に砂岩小五輪及び花崗岩中五輪各一基分ある

西河内田々川 子安觀音庵の境内に砂岩小五輪三基分、砂岩中五輪一基分がある、戰國時代のものである

西河内池ノ坊庵 砂岩小五輪四基分、花崗岩小五輪一基分(以上戰國時代)、砂岩大型小五輪一基(徳川時代)がある

尙ほ此墓地には板碑に似たる碑が二枚ある、何れも穴喰竹ヶ島産の砂岩の自然的板石で。何れも高さ二尺餘、幅四寸ばかり、地藏尊の圖を線刻してある、

玉厨子山麓 山河内字西山、玉厨子登山口、七丁の石標ある所に、花崗岩中五輪(足利中期)花崗岩小五輪、砂岩小

五輪各一基分ある、何れも戰國時代のもの

打越寺墓地 大型の小五輪二基分がある、何れも徳川時代のものである、

北河内觀音堂墓地 砂岩小五輪(足利下期)が一基ある、

北河内深瀬 縣道の傍北側に花崗岩小五輪、砂岩中五輪各一基があり、南側墓地に花崗岩小五輪一基がある、

赤松圓通寺境内 砂岩小五輪三基分、花崗岩小五輪三基分、花崗岩大五輪一基がある、此等は戰國時代より徳川時

代に亘つてのものである、

赤松龍寶寺境内 砂岩小五輪二基分、花崗岩小五輪一基分がある、

新發谷道路筋 赤松野田より新發谷の部落に至る間道路沿ひ二個處に花崗岩中五輪の空風輪が一個宛ある

田井觀音庵境内 花崗岩中五輪二基分がある、

城 の 台

大字赤松影野の南に聳えた四三〇米の三角点ある山を土人は城の台とも云ひ、又城のタヲとも言つて居る、それで土人は此處が赤松の城跡であると單純に思ひ込んで居るやうだ、従つて阿波志にも「赤松壘、赤松村影野にあり、城台と稱す」と記してある、併し此城の台と稱する山は單に城と稱しては當つて居らぬ、編者は物見台(櫓)のあつた處と信するのである

先づ地名を字義的に研究して見やう、台とは勿論種々の意味があるが、物見櫓と云う意味もある、台場(砲台)と云ふのも矢張り城に關係ある語彙である、また一方城のタヲのタヲは古語のタワと同語で關西地方の地名に多い語で山頂の峠部の如く山の空線の撓みて見ゆる處を指すのである、此本義に準じて、山の峰が平垣となつてゐる處をタヲと言うものと信ぜられる、美馬郡脇町に富士山の如き形の山があつて其絶頂の平垣な處に部落があるが其地名を田尾と言ふ、當處の城のタヲも山頂がやゝ水平となつてゐるからタヲの名が附せられたのである、右の如く名義を考へれば城の台と稱する方が正しい呼び方であるやうだ、それで此山頂は物見の櫓があつた處であると信する、土人の談に依れば山頂には茶碗や瓦の破片が落ちて居ると、此茶碗や瓦の残つてゐると云ふ話はよくある例で、幾分傳説的色彩を帯びて居るやうにも思はれるから、此城の台に就ての話も直に事實として信じてはいけない、實査の上確實なる證據を擧げる必要がある、牟岐町の北方に台の山と云ふ三八六米の山があつて城のあつた處と稱され矢張り茶碗や瓦の壊れたのが落ちてゐると稱されてゐる、此山も其名義からして同じく物見台のあつた處と信ぜら

右記述後編者は影野より城の台に登つた、上部には道がないので登攀に苦しんだ、頂上は南北に長く一町餘の尾根をなしてゐて南端に三角点がある、其處は五坪位の廣さがある、又北端は三坪位の廣さがあり附近に松の木が疎生してゐる、尾筋は道らしくなつて通行が出来る、遺物は格別見當らなかつた、眺望は廣く四方の山々及び谷間の村落等が處々に見えてゐる、赤松附近一帯は眼下にあり、深瀬及び西河内の一部縣道筋が見える、結論として城の台の作られた時代は矢張り戰國時代と思はれる、さうして之を作つたものは當時赤松の豪族岡本氏であつたと考察せられる、

新發谷の大屋と七人塚

新發谷は大字赤松の北部にあつて縣道より半里ばかり奥となつてゐる部落で現在十一戸程ある、其中に通稱大屋と稱する舊家がある、姓は新發と云ふさうであるが、今は始んど家系が絶えかゝつてゐるさうである、大屋と云ふ屋號より見れば其部落に於ける根元の豪族であつたと思はれる、それで大屋と稱したのは少くとも足利時代より存したものに相違ない、大屋と云ふ家は木岐にもある、また、牟岐町橋の慶長十四年の棟附帳に大屋垣内の地名が見えてゐる、さうして橋に現存してゐる大きな塚に小祠を置き大屋さんと稱してゐる新發谷の大屋の對岸に虹羅兼太郎と云ふ家があつて其前の田の中に一つの塚がある長徑二間半高さ四尺位で小祠を置き七人塚と云ふてゐる、橋の塚よりは小さいが其様式は全じである、七人塚の名も各所によくある名で、中には傳説を作つてゐる處もあるが、土俗學的頭で考へれば個有名詞でなく普通名詞と解釋すべきものである、言ひ代へれば此種の塚に對して七人塚と云

ふ名が附せられるのである、それで七人を埋めてあると早合点をしてはいけない、斯る名稱の附せられる起原に就て編者の考察を述べて置かう、此處に一つの塚があるが、其何人の塚か、何の塚か知る事が出来ない、然るに既に他の某處に七人塚と稱する著名なる塚があつて其様式が同じであつた場合、本家の七人塚を見て來た者が、物議り振つて是は七人塚であると唱道する、それから自然と七人塚の名が土着するのであると思ふ、七人塚に限らず矢塚とか經塚とか云ふ名稱も同じやうに使用されて居るのである、さて此塚は何の塚か又は年代は何時頃と云ふ問題が起る、此邊の事はまだ充分なる研究が出来て居らぬけれども、那賀郡地方に多い忌串様などと同じ類のもので鎌倉時代前後のものであつて、土豪の人を祀つたものと思はれる、右記載後編者は耳瀬及び總屋敷の両地にも大屋と稱する家のある事を聞いたので耳瀬を踏査したが、此處の大屋には古い墓は残つてゐない、處が記田照藏氏宅附近に平家の落人の塚があると云ふ事を聞いたので、記田方に立寄り實査した處頭大の石を五坪位の廣さに積んであるので大体は新發の七人塚と同じ形式のものである、記田方では之を七人塚と稱して居る、

板碑の發見

吉碑に就ては總誌にて説明してある如く本縣にて足利時代の上半期に盛行した墓碑の一種である、其形式の特質と云ふべきは必ず板野川沿岸地方に産する結晶片岩を用ゐ、板石とし上部をへ型となしへ型の下の碑面に横線二條を刻し、碑面には梵字佛像戒名年號等を刻してあるのである、海部郡内にて板碑の存在が發見せられてゐるのは穴喰と木頭と赤松新發谷の數個處に過ぎず何れも最近編者の調査に依り發見されたものである、編者は昭和二年一月新發谷に赴き數枚の板碑を發見したが、郷土學上甚だ有益なる資料となるのである、前項新發谷大屋の先祖の墓を調べ

て見たいと思ひ探索して見た處、果して板碑及び五輪塔が多數あつたのである

大屋の家の西方十間餘の處に五輪塔が三個と板碑一枚あり、其處より五間位上方に小祠を祀り板碑三枚と五輪塔三個がある、之を詳記すると下方の分は、板碑は下半部が欠けて居つて、高さ一尺幅五寸五分、厚さ一寸、横線二條と阿彌陀三尊の梵字を刻してある、五輪は、砂岩小五輪高さ一尺三寸位のもの二基、砂岩中五輪一基分とである、又上方の分は板碑第一號は下部が割れて三個となつてゐるが之を接合すれば高さ二尺幅七寸で、二横線と阿彌陀三尊の梵字を刻し尙ほ下に左右に戒名と年號月日が記されてゐるが、磨滅が甚しく遺憾ながら判讀出來ない、第二號は完全で高さ一尺七寸幅五寸五分二横線と三尊の種子を刻し、第三號は下半部欠け高さ一尺位刻銘もなく半製品のやうだ、以上の各板碑は厚さ一寸内外結晶片岩の板石で以て製してある、其時代は板碑の性質として足利時代の上期又は中期のものとして良い、又上方の分の五輪は花崗岩中五輪一基、花崗小五輪一基、砂岩小五輪一基である、上下双方を通じ中型五輪は足利時代中期のもの小型五輪は下期のものである、此等の板碑や五輪は原状のまゝに存するのでなく整理して集めたものと思はれる、大屋は足利時代新發谷の豪族であつて此等の墓碑を吉野川地方より買ひ來つて立て、あつたものと推察される

右記述後赤松字木戸、青木市藏氏宅に地藏様と稱して二枚の板碑を祀つて居る事が知れた、小祀中に扉を閉ぢてゐるので編者も實見するを得なかつたが一枚は地藏の線刻で他の一枚は三尊の梵字を彫つたものと察せられる、青木氏の先祖は伊豫の西條より來たものと云ふ

庄 屋

赤松は蜂須賀氏の初世より岡本氏を政所に任じ明暦の頃より庄屋と改めた、其他の北河内、西河内は蜂須賀初世は肝煎を置いたに過ぎなかつたが、延寶の頃より庄屋に昇格した、山河内も同じく肝煎であつたが、元文の頃より庄屋に改つてゐる

北河内村庄屋 北河内の庄屋は代々岡本晴藏氏の先祖が勤める處であつて、文化九年泰藏の代に苗字帶刀を許され岡本を姓とした、天保六年の記録には庄屋岡本惠市の名が見えてゐる、其以降に岡本武右衛門岡本逸平が相繼ぎ明治に及んだ、尙ほ藩政末期には一時八田麻五郎が組頭庄屋となつて居つたと云ふ、此人は明治となりて死し、其子孫は他郷へ出て居らない、五人與は三人又は四人あつた、

山河内村庄屋 山河内の庄屋は井上喜久太氏の先祖が延寶二年以來代々勤めて居つた、元文年間の記録には庄屋分右衛門の名が見え、文化九年の棟附帳には庄屋喜三衛門と見えてゐる、文久三年の文書には井上繁之丞の名が見え次で井上喜三太が庄屋を繼ぎ明治に及んだ、五人與は文化文政の頃は二人であつた、

西河内村庄屋 牧野家に代々勤めて居つた所で文化九年棟付には庄屋榮左衛門とあり明治の始め庄屋廢止の際は牧野兵作と云ふ人があつた、此人は後縣會議員にもなつて地方の爲に功勞が多かつたが、家運が傾き、今では其子孫も皆他郷に赴いてゐる、其屋敷跡は今も残つてゐる、兵作の父は慶太と云ふた、

赤松村庄屋 蜂須賀氏入國後より岡本家が代々勤めて居つた、明治三〇年頃岡本篤太郎氏は北海道へ移轉した

岡本氏の舊藩時代からの屋敷跡は野田にあつて今天理教及び民家があり周囲には長き石垣を築いてある、岡本氏の家柄に附ては棟附帳摘録中にある如くで古くから赤松を開拓し土豪となつて居つたやうだ、尙豪族岡本氏の項を参照せられたい、五人與は文化の頃三人であつた、

豪族岡本氏

舊庄屋岡本氏の祖先は戰國時代には赤松の豪族であつたと思はれる、同家には系圖があつたさうだが火災に焼失したと云ふ、村役場の統計台帳に記された記事や、圓通寺の岡本家過去帳などは此系圖に依つたものと思ふ統計台帳には左の如くある、

赤松氏末胤居住跡は野田にあり現代岡本延夫、初代三郎兵衛義祐と云ひ康正二年七月二十四日七十一歳を以て赤松村に卒し、雲潛院諦觀了空禪定門と謚号し以來當代に至る二十二代、世々庄屋を勤め全家系圖に依れば南朝の臣赤松氏末裔にして播磨より來り岡本と改姓せりと、其屋敷跡には今天理教あり

圓通寺の過去帳にも初代義祐に就ては右と同じく記し以下二十二代迄系統を追ひ記してある、編者の考では系圖の如きは大抵後世に作つたものであまり信を置けぬ、此處の地名が赤松と云ふので有名なる赤松圓心を借りたものに過ぎぬと思ふ、併し岡本家は足利時代より此地の豪族であつたものだらう

棟 附 と 檢 地

村役場に所藏してゐる舊藩時代の棟附帳と檢地帳とは下記の如くであつて、文化九年度の棟附帳には各家の家系を

詳記してあるから参考となる点が少ない尙ほ庄屋其他苗字のある者の家系を摘出しやう、

◎ 赤河内村役場所藏目錄

- 海部郡北河内村御檢地帳 新開之部 明和五年其他
- 海部郡西川内村録負林簀下札帳 明治四年五月
- 文化九年北河内村棟附人數御改帳
- 文化九年西河内村棟附人數御改帳
- 明治四年海部郡北河内村名負林下札帳
- 文化九年北河内村棟附御改見掛銀帳
- 文化九年山河内村棟附人數御改帳
- 文化八年赤松村棟附人數御改帳

◎ 文化九年北河内村棟附帳

摘 録

- 一 壹家 御藏百姓 郷鐵砲 岡本權右衛門 歳貳拾九
- 小家 御藏百姓郷鐵砲 彌三次徒弟 山崎徳左衛門 歳貳拾九
- 此者前書之次弟にて文化七年別家仕同年郷鐵砲に仰付られ右御用相勤居申候、尤未建家仕らず文次方に加宿仕居申候
- 小家 御藏百姓郷鐵砲 利助三弟 鈴木佐兵衛 歳貳拾九
- 此者文化七年別家仕同年郷鐵砲に仰付られ右御用相勤申候尤建家仕らず前書由兵衛方に加宿仕居申候
- 一 壹家 無役人 庄屋 岡本泰藏 歳五拾七

此者先祖孫十郎他國浪人にて往古當村へ罷越孫十郎伴勘左衛門義明曆四年棟附御帳に肩書肝煎と相記勘左衛門弟彌左衛門相續延寶二年棟附御帳肩書庄屋と相記、代々間斷なく庄屋役相勤素よりは迄夫帳に入候儀御座なく

此度棟付御改に付御詮議之上根元浪人筋にて數代間斷なく役儀勤來候家柄之者に付以後本人惣領夫役並脇指御免之無役人に仰付られ且數代役儀連續彼是御用方出精相勤候に付庄屋役中苗字帶刀御免仰付られ候段仰渡され候

小家 御藏百姓 御籤目付 泰藏忌外 岡田保太 歳五拾壹

此者先祖理右衛門儀前書泰藏先祖延寶二寅年棟付御帳彌右衛門弟にて右御帳小家に相付居中所其後御籤下見役仰付られ引移保太迄右御用相勤居由近年名目御籤目付と仰付られ御座候尤前棟附御改夫帳に入居申さず是迄家族都て無役に罷在候、此度棟付御取調に付右運申上御行着仰付られ候處前段の次第相違御座なく、然し夫役御免之運、御墨付等も御座無、右御用相蒙候年曆も睨と相分申さずに付御詮議の上夫帳に入居申さず候は庄屋忌掛小家故之儀に相見夫引の御墨付御座無、只今忌外小家の儀に候へば此度本人並家族とも役負年齢の者へは都て夫役仰付らる旨仰渡され候

一 壹家 御藏百姓郷鐵砲 森彌三郎 歳貳拾貳

此者前書五郎左衛門惣領にて親跡の儀は弟忠藏に相續仕らせ文化七午年別家仕り同年郷鐵砲に仰付られ右御用相勤居申候此度五郎左衛門同斷小家筋に付百姓居に仰付られ候、且小家離の上住替願奉候處御詮議の上御聞届仰付られ御那代山内忠太夫様、三間勝藏様より御證文頂戴仕り當村へ住替候、尤未建家仕らず五郎左衛門方に加宿仕居申候

一 壹家 御藏百姓郷鐵砲 湯淺惣左衛門 歳四拾九

此者那賀郡平野村山田織部様、上り知先規奉行人、今度御藏先規奉公人に御建置仰付られ候熊太小家にて祖父亦三郎代當村へ罷越建家住居仕居申此度小家筋に付百姓居に仰付られ候、且小家離住替願奉り候處御詮議之上御聞届仰付られ御那代山内忠太夫様、三間勝藏様より、御證文頂戴仕り當村へ住替仕候

一 壹家 郷付浪人 香知官五郎 歳六拾三

此者那賀郡朝生村山田織部様上り知先規奉公人、今度御藏先規奉公人に御建置仰付られ候安左衛門小家にて先祖吉兵衛先年當村へ罷越建家住居仕當官五郎儀平島又太郎様御家來に相成居申文化貳丑年又太郎様御退去之節御取調之上元身居へ御引戻、尤其身並子弟共一生の間郷付浪人に仰付らる趣仰渡され御座候此度小家離住替願奉り候處御詮議之上御聞届仰付られ候尤上り知先規奉公人小家筋之事故、往々百姓居に仰付らる旨仰渡され御那代山内忠太夫様、三間勝藏様より御證文頂戴仕り、當村へ住替仕候

一 壹家 郷付浪人 山川慶右衛門 歳六拾

此者前書香知官五郎同斷安左衛門小家にて祖父久兵衛當村にて別家仕り當慶右衛門平島又太郎様御家來に相成文化二丑年又太郎様御退去之節、御取調の上元身居へ御引戻、尤其身並に子弟とも一生の間郷付浪人に仰付られ御座候、此度住替小家離に願奉候處、御詮議之上御聞届仰付られ、上知先規奉公人小家筋之事故、往々百姓居に仰付らる旨仰渡され、御那代山内忠太夫様、三間勝藏様より御證文頂戴仕當村へ住替仕り候

一 壹家 郷付浪人 鏡官左衛門 歳四拾貳

此者前書香知官五郎同斷安左衛門小家にて平島又太郎様御家來に相成居申文化二丑年又太郎様御退去之節御取

調の上元身居へ生引戻、尤其身並に子弟とも一生之間郷付浪人に仰付られ御座候、此度住替小家離等願奉り候處御詮議之上御聞居仰付られ上り知先規奉公人小家筋の者故、往々百姓居に仰付らる、御郡代山内忠太夫様三間勝藏様より御證文頂戴仕り當村へ住替仕候

一 壹家 御藏百姓 郷鐵砲 佐藤縫次 歳四拾

此者前書鏡官左衛門二弟にて文化七午年郷鐵砲に仰付られ同年別家仕右御用相勤居申候此度小家筋に付百姓居に仰付られ、且小家離住替願奉り候處御詮議の上御聞居仰付られ御郡代山内忠太夫様三間勝藏様より御證文頂戴仕當村へ住替仕候、尤未だ建家仕らず官左衛門方に加宿仕居申候

一 壹家 御藏百姓 郷鐵砲 岩本豊太 歳三拾

此者前書利三次惣領にて文化七午年郷鐵砲に仰付られ同年別家仕り右御用相勤居申候此度利三次同斷小家筋に付百姓居に仰付られ候、且小家離住替願奉り候所、御詮議之上御聞居仰付られ御郡代山内忠太夫様、三間勝藏様より御證文頂戴仕當村へ住替仕候、尤未だ建家仕らず、父利三次方に加宿仕居申候

家數合百五拾貳軒 内三軒郷付浪人 同壹軒無役人 同壹軒右下人 同壹軒先規奉公人 同百三拾壹軒

百姓 同六軒見懸人 同五軒來人 同四軒部屋 人數合七百六拾七人

◎文化九年赤松村棟附帳 摘 録

一 壹家 無役人 庄屋 岡本秀次 歳四拾壹

此者先祖石見儀浪人にて往古當村へ罷越田地開立住居仕二代目惣右衛門政處役相勤、即明曆棟付御帳肩書庄屋

とのみ相記、三代源右衛門子與一右衛門寛文棟付御帳同斷庄屋とのみ相記、當秀次迄八代役儀間斷なく勤め來り、素より、是迄夫帳に入候儀御座無、此度御取調に付前顯之通根元浪人筋にて両度の棟付御帳庄屋とのみ相記數代間斷無役儀相勤候家柄之者に付ては、以後苗字帶刀之無役人に仰付られ本人惣領夫役御免仰付られ候段仰渡され候且秀次義は當郡西河内村庄屋榮左衛門二弟にて御座候處養父佐之次男子御座無、養子に仕り度旨双方より願奉り御聞届の上寛政八辰年御代官長濱猿三郎様、太田忠介様御暇御證文下され置、郡御奉行稻田武七郎様御見印頂戴仕り、佐與次妹多きに妻合家督相續養子に罷成候

一 壹家 御藏百姓 郷鐵砲 渡邊次右衛門 歳三拾四

此者那賀郡雄村御藏百姓利三郎下人にて御座候處父丹兵衛明和年中當村へ罷越建家住居仕居申候、當次衛門義文化七午年郷鐵砲に仰付られ右御用相勤居申候、此度棟付御改に就前株同斷住替願奉候處、御聞届仰付られ御郡代山内忠太夫様三間勝藏様本庄七兵衛様より御證文頂戴仕當村百姓に相居申候

家數合貳百三軒 内貳軒寺 同壹軒神主 同壹軒無役人 同貳拾壹軒先規奉公人 同百七拾五軒百姓
同參軒來人 人數合九百四拾壹人

◎文化九年山河内村棟附帳 摘 録

一 壹家 御藏本百姓 庄屋 喜三右衛門 歳四拾八

此者先祖六右衛門義明曆四年棟附御帳付百姓にて五人與役相勤居申處寛文中肝煎役仰付られ延寶二年棟付御帳肝煎と相付右同年庄屋役仰付られ、是迄引續き役義相勤罷在、此度棟付御取調に付御行着仰付られ候處、右

次第相違御座無、往古より村方に住居任り、數代役儀間斷なく相勤候者に御座候に付彼是御詮議の上以後本人惣領之夫役並に脇指御免仰付られ、棟付御帳肩書本百姓と付上候様仰渡され候

小家 御藏百姓郷鐵砲 助左衛門忌外吉田作右衛門 歳四拾七

此者文化七午年郷鐵砲に御召抱仰付られ候

一 壹家 御藏百姓 郷鐵砲 田中久吉 歳四拾五

此者曾祖父徳平義出生相分り申さず先年當村へ罷越居候義正徳四年願奉り郡御奉行西彌次郎様、西尾清藏様笹部忠介様より見懸銀仰付られ御座候所此度棟付御取調に付御詮議之上本末共夫負百姓に仰付らる旨仰渡され候

一 壹家 來人 橋本政八 歳四拾六

此者先祖新助義は名東郡富田浦御藏加子人に候處寛永年中日和佐山御番人に相成其以來當村へ罷越當政八迄住居仕御林目付役相勤居申候得共、當村前々棟付御帳には相付居申さず候、尤御役銀の義は元浦へ指出時々上納仕候

一 壹家 來人 香川儀助 歳四拾五

此者阿波郡大野嶋村郡附浪人香川勝廣小家にて祖父丹次郎代より當村へ罷越田宅相求相稼居申候

家數合九拾軒 内壹軒寺 同壹軒藥王寺禰部屋 同貳軒先規奉公人 同七拾四軒百姓 同五軒見懸人

同四軒來人 同三軒部屋 人數合四百四拾七人

◎ 文化九年西河内村棟附帳 摘 録

一 壹家 御藏百姓郷鐵砲 野村勇左衛門 歳六拾五

一 壹家 無役人庄屋榮左衛門 歳四拾四

此者先祖徳十郎義明曆四年棟附御帳肝煎と相付、延寶御帳には庄屋と相記是迄夫帳に入候義も無御座、尤根元は浪人にて山城國八幡より罷越候旨系圖等も御座候處燒失仕候趣申傳筆記等も無御座引合相分不申、然共徳十郎以來代々無間斷右役相勤居申此度棟附御取調に付御行着被仰付候處、右次第相違無御座に付彼是御詮議之上以後身居本人惣領二步役並に脇指御免之無役人に被仰付尤二男以下は同家たりとも夫役被仰付旨被仰渡候

家數合百九軒 内壹軒寺 同壹軒無役人 同貳軒 無役人下人 同壹軒夫役御免人 同壹軒先規奉公人 同百壹軒百姓 同貳軒部屋 人數合五百八拾五人

明曆四年の棟附

日和佐町北村勝所藏の明曆四年奥川内村棟附帳(寫)には北川内村、西川内村、山川内村三村の分も含まれてゐる、是は當時は日和佐の内に屬してゐたからである、左に其参考となる点を示さう、

西川内村家數六四軒、人數一〇五人、(明曆棟附の人數は女子を入れてない)高合五〇二石三斗八升六合、肝煎は徳十郎。山川内村は家數二九家、人數合四六人、肝煎は徳兵衛北川内村は家數合四八家、人數合八七人、高合三六四石五斗七升一合、肝煎は勘左衛門。又庄右衛門と云ふ者の家系書きには「此者寛永十六年御駈出御鐵砲衆に成られ山田豊前様御願には新田高二石下され所に居申候云々」と見えてゐる。

八郎山と藩有林

八郎山は海部中央山脈東部の最高峯であるが、此山一帯は藩有林であつたやうだ、八郎山の北面は現今薩摩氏が經營して著名となつてゐる杉山であり、東面には天狗谷がある、杉山は元蜂須賀氏所有であつた事は人の知る通りであるが、日和佐町の舊庄屋湯淺幾太郎氏所藏享和年間頃の文書に依れば赤松天狗山御林、八郎山御林、禪僧山、請ヶ峯御林等の名が見え何れも當時藩有林であつた事が明らかである、尙同じ文書に湯淺氏の先祖が古く大越に田島を開き、下人を置いて耕作せしめたと記してある、

三 社 寺

玉木八幡神社 (村社)

大字西河内字丹前にある、境内三六一坪、神殿桁五尺梁四尺五寸檜皮葺、拜殿桁四間梁三間一尺五寸瓦葺、舞台桁五間梁三間瓦葺、祭神は譽田別命、氣長足姫命、玉依姫命の三座である、當社の創立に就ては阿波志には康應五年置くとあり神社明細帳には觀應二年八月創立とある、其出處が詳らかでないので何れが正しいか判断出来ぬが何れにしても同じ南北朝時代である、舊時は玉木八幡宮と稱し、明治四年四月村社に列せられたが、明治五年一月玉木神社と改稱した、大正元年神社合併を謀り、大字西河内内の無格社一二社を當社に合併し同時に社名を舊に復し玉木八幡神社となすの出願をなし一月許可された
本社境内石鳥居の兩側に杉の大樹がある、二本共周圍一丈五尺、南側のものは樹皮が半面剥けてゐる、樹高は北側

のものが二〇間で南側のものが少し低い

赤松神社 (村社)

大字赤松、野田にある、本社は元八幡神社と稱し村社で譽田別命、玉依姫命、大山咋命を祀つて居つたのであるが大正元年二月二十一日社を此處に合併し同時に赤松神社と改稱をなした大正十四年十月拜殿玉垣を新築した、赤河内村統計書に記する處に依ると「古諺に依れば本社は新發口、今の大師坂にありて當時の氏子は那賀郡延野村雄及び日野谷村大字横石の氏神なりしを大正六年を巨る五百年前に神靈を分ち各氏神となしたり」と、
神社の現状は、境内二二七坪、神殿神明造り檜皮葺桁二間、梁一間、拜殿瓦葺桁五間梁三間半、舞台瓦葺桁五間半梁四間、社前は廣き庭となり猶ほ前方一町餘の間馬場となり、馬場の前に石段、石鳥居等がある、境内社殿の周圍より馬場の兩側一帯には立派な森林があり椎、檜、梅其他の常綠潤葉樹が叢生してゐる、また椎の大木があつて周圍一丈四尺九寸、地上十尺の處より二岐し高さ約九間に達してゐる、祭神は前記の通りにて變更なく祭日は明治四四年より十月九日に改めた、

吉野神社 (村社)

山河内字本村の山麓にあり小學校と相接してゐる、祭神は廣國押武金日命、春日山田皇后を主神とし其他合併された諸神である、境内三〇〇坪、神殿は神明造り檜皮葺五尺四方にして精巧なる建築である、拜殿は瓦葺桁三間梁二間、隨神を左右に置く、舞台桁六間半、梁三間半、當社は神社合併移轉等の爲に相當の變遷がある、吉野神社は元山河内白澤にあり、祭神は前記二神、無格社ではあるが大字山河内中では第一の神社であつた、創立は大永七年九月と神社明細帳に記されてあるが是は殘存した棟札に記された年月でないかと思ふ、さうであら

は實際の創立は更に舊いのである、舊時藏王權現(大和吉野の分靈であらう)と稱したが、明治三年二月吉野神社と改めた、社殿も神殿は桁二間一尺、梁一間三尺四寸あり、舞台、境内社二社、神馬其他の附屬建造物があつた、然るに明治四三年神社合併を斷行し、大正元年新に現在の境地を拓き、社殿の造營をなした、さうして社格の認定を申請し奔走する所があつたが大正四年漸く村社に列せられた

また打越寺には當社の古來の棟札十數枚の寫し書がある、是に依ると藥王寺が別當であつた、左に見えるものと最古の棟札及び徳川中期のもの數枚の寫を掲載する、

大永八戌千年

大且那源重弘同孫太郎殿

上棟奉葺替藏王權現御社一字

九月十五日

源直廣 源伊勢鶴殿

右の棟札は屋根葺き替へをなしたものである、源重弘の名は日和佐八幡神社永正十七年の棟札にも見えてゐる、日和佐の領主であると思はれる、

◎奉造立上棟藏王權現御社一字、永祿五年壬戌十二月六日大且那親尙、源親弘、源親知、遷宮藥王寺宥増法印、大願主(徳書記勢藏王?)大工清原三良次良、小工同氏寅松丸、鍛冶佐伯廣長

◎奉再興社頭一字、文祿四乙未年九月十日、大且那藤左衛門、別當權大僧都宥英、右奉爲金輪聖王皇、天長地久、住持賢徳、大工清原三良左衛門、小工同氏寅松丸

◎奉上葺藏王權現社頭一字金輪聖皇(中畧)元祿二己巳年九月十日、大且那大梵王、大願主帝釋天王、遷宮別當

藥王寺法印宥雄上人、願主打越寺法印良乘、大工岡本吉右衛門藤原朝臣延頼、小工同氏兵七、莊屋井上傳兵衛、奥川内小野三良兵衛、橋本新助、五人與茂次兵衛、山河内村惣中欽言

◆北河内の神社

◆山神社(無格)

北河内字登の山麓にある、祭神大山祇命、舊時山神宮と稱したが明治三年今の名に改稱した、境内四畝二四歩、神殿、拜殿、舞臺等がある、例祭十月四日

◆八坂神社(無格)

北河内字北分にある、祭神須佐之男尊、舊時祇園社と稱したが明治三年今の名に改めた、境内七畝一歩、神殿、拜殿、舞臺等がある、例祭十月三日

◆八坂神社(無格)

北河内字田井に鎮座してゐる、祭神須佐之男尊、舊時祇園社と稱したが、明治三年今の名に改めた、境内三畝八歩、神殿及舞臺がある

◆新田神社(無格)

北河内字大戸にある、祭神譽田別命、舊時新田八幡宮と稱したが、明治三年今の名に改めた、境内六畝二〇歩、神殿舞臺等がある、例祭九月三〇日

◆十二社神社(無格)

北河内字久望にある、祭神不明、舊時十二社大權現と稱したが明治三年今の名に改めた、境内八三坪、神殿、拜殿舞臺等があり、境内社に新田神社、山神社がある、例祭一〇月一日

◆山神社(無格)

北河内字久望にある、祭神大山祇命、舊時山神宮と呼んだが明治三年今の名に改めた、境内一〇坪、神殿及び舞臺がある、例祭一〇月二日

神社合併

内務省の奨励に基き全國到る處神社合併を斷行したが、本村では明治四三年乃至大正元年の間に實行をなした、但し四大字の内北河内のみは神社總代が協議をなしたけれども遂に見合す事となり、他の三大字は各一社を残して他の神社全部を整理した、

赤松 大字赤松に於ては、無格社二一社を村社八幡神社に合併する事に決し明治四十三年八月二十五日出願し、九月十三日附許可を得、翌明治四四年九月二日、合併の準備整うたが、更に神社の名稱を赤松神社と改稱するの件を出願し、大正元年二月一八日附にて合併改稱をなした、

西河内 大字西河内に於ては、大正元年夏期神社總代諸民協議を遂げ、無格社一二社を村社玉木神社に合併し、且つ社名を古名に復し玉木八幡神社とする事に決し全年九月二〇日附を以て出願し一〇月二六日附知事より許可された、

山河内 大字山河内にては、無格社出雲神社外六社を、字白澤の無格社吉野神社に合併し、且つ社地を字那賀に移轉し、社格を村社に昇格する事に決し明治四三年春出願したが、社格昇格の事は村内他に村社二社あるに依り容易に許可されず、爲に時日を遷延し四四年六月社格昇格の件は不認可に決せられた、依つて再協議を遂げ大正元年一〇月八日合併と移轉とのみに就き出願し、一月七日附許可され、大正二年二月合併済み屈出をなした、

合併神社

赤松分 字野田大己貴神社、字耳瀬岩屋神社、字新發口吉野神社、字高瀬長池神社、字新發谷新發神社、字野田天

神社、字栗作八坂神社、字日補山神社、字日浦當所神社、字總屋敷八坂神社、字寺野新田神社、字野田山神社、字影野地神社、字遠野地神社、字總屋敷十二社神社、字影野地神社、字寺野龍王神社、字阿地屋山神社、字耳瀬地神社、字原尻原尻神社

西河内分 字谷ノ川原山神社、字永田神明神社、字ハリマ住吉神社、字キヤノ新田神社、字隱谷山神社、字平戸若宮神社、字馬木山神社、字庄瀬山神社、字丹前谷山神社、字月ノ輪山神社、字月ノ輪秋葉神社、字池ノ上稻荷神社、山河内分 字西山尾上神社、字打越出雲神社、字本村惡除神社、字松尾八坂神社、字本村明現神社、字大越大國主神社、字西山聖神社

圓通寺

大字赤松字阿地屋及び野田に跨がつてあり眞言宗日和佐町藥王寺末である、境内二六五坪、建造物は方丈瓦葺桁九間半、梁五間半、庫裡二階建瓦葺桁五間半、梁七間、立關二間半、土藏一棟等である、庫裡は大正三年四月の建築である、佛像は本尊十一面觀音立像(一尺三寸)不動尊(一尺八寸)弘法大師、多聞天(一尺七寸)十一面觀音、地藏菩薩等で其他兩界曼陀羅、弘法大師等の畫像がある。

圓通なる寺號は本尊を觀音としてあるからである、當寺の開基に就ては、俗説に赤松圓心が創立したと稱し又延徳年中置くと書いたものもあるが、延徳は赤松圓心より數十年後である、又現住職の談に依れば藥王寺の先師、圓眞律師が創立したと傳へられてゐると、圓眞は正慶二年の頃御宇多法皇に召され後法皇厄除の御修法をなしたと傳へられてゐる、恐らくは此説が正しきもので赤松圓心を引張つて來たのは圓眞を間違うたのであらう、次に阿波國村

誌には左の如く見えてゐる、

圓通寺字阿地屋にあり、天文年中僧宥盛中興す、風土記稿に當寺所藏金口の銘に阿州海部本堂鱒口比丘義祐志之、寶徳二年九月吉日とあり

此銘に依り考ふるに海部の下に寺名があつた筈であるがそれを消したものと察せられるが現品がないので分らぬ義祐は岡本氏の元祖である

當寺の過去帳には寛文十三年示寂の權大僧都法印快宥以下住職徒弟の示寂年月が記されてゐるが、住職の系統が明瞭でないから之を掲げぬ事とする、明治以後に於ける住職の系統を示さう

一、權大僧都法印梁秀上人 明治一二年二月示寂 二、阿闍梨宥光上人 明治三三年示寂

三、實善大律師(山口智嚴) 明治三七年示寂 四、增原智瑞

五、今川海嚴 六、今川璋嚴

七、阿部靈瑞 八、長尾善雄(現住)

打越寺

大字山河内字なかの山腹にある、眞言宗藥王寺末、驛路山と號する、本堂庫裡一棟にて桁行八間、梁行五間、客殿桁行三間梁行二間、外に納屋一棟がある、本尊は弘法大師木像で其他に阿彌陀如來、地藏菩薩二体、三寶荒神等を安置してある、本堂庫裡は明治三〇年四月の上棟で元茅葺であるが大正一三年二月瓦葺に葺替をなした

打越寺法系

初代 賢徳 文祿四年九月十日藏王權現棟札に見ゆ 十三代 宥盈 文化九年六月

蜂須賀茂成より驛路寺の掟を與へられた看坊に相 十四代 宥瑞 文化一〇年一月

當する、隱居後高野に上る、 十五代 辨智 文政元年六月

二代 宥禪 慶長年中より元和九年迄住職後高野に 十六代 法印辨融 嘉永二年一〇月

登る 十七代 宥靜 安政六年二月

三代 法印宥通 万治二年三月示寂 十八代 宥月 板野郡大代勝福寺へ轉住

四代 法印良乘 元祿八年正月 十九代 宥乘 明治二年三月

五代 宥算 元祿一三年八月 (此間) 藥王寺兼帶 智秀

六代 宥全 正徳五年一月 二十代 宥定 板野郡勝福寺へ轉住

七代 法印宥曉 享保一七年三月 二十一代 不明

八代 宥鳳 元文元年九月 二十二代 松本泰信 明治五年頃住職

九代 宥意 寛延元年八月 二十三代 釋眞淨 明治二〇年頃より住職大正六年

十代 景宥 寶曆一〇年九月 二十四代 澁谷龍海 死亡

十一代 全明 寛政八年一〇月 二十五代 渡慈教 大正六年住職後徳島へ轉住

十二代 空山 享和三年六月 二十六代 大橋覺阿 大正一一年住職

當寺は慶長三年蜂須賀蓬庵より驛路寺として建立せられたもので、寺廻り十石を寄附せられた、尙ほ元祿十三年三月九日、賀嶋和泉様の御書物を以て薪山一個處を與へられた、現今寺の背後の山林六町三反餘は即ち之である

驛路寺の事 蜂須賀蓬庵公は阿波に入國後凡ゆる方面に最も進歩した施設をなしてゐるが國內往還旅人のため驛路の寺々建立し、其維持のために各寺へ十石を附與したのである、此驛路寺は何處も皆寺の山號を驛路山と号してゐるので直ぐ分る、阿波國內で驛路寺であつた寺は十個寺位あり、海部郡では當寺と六喰の圓頓寺と二寺であつた各驛路寺へは蓬庵公より慶長三年六月十三日附で拾石の宛行狀と、驛路寺の掟書とを與へたのである、さて當寺に下された蓬庵公の證文は失はれてゐるが、是は本寺藥王寺に保管して居つて火災に逢うたものに相違ない、それで其寫しが残つてゐる、即ち其文面は左の通りである、

當寺堪忍分として寺廻を以て拾石、附與せしめ畢る、全く所務あるべき之狀件の如し

慶長三、六月十二日

茂 成 (印)

海部郡日和佐打越寺

海部郡打越新寺、堪忍分拾石、同日和佐村之内を以て□和長右衛門に申付候條、懈怠なく所務あるべき者也

六月十一日

茂 成 (印)

海部 打越新寺

看坊へ

右二通共編者に於て原文を和譯したものである、茂成は蓬庵公の別名である打越新寺とあるのは新に建立したからである、看坊は今で云ふ勤番の意味であらう、即ち最初は相當資格のある僧侶でなく、庵坊の如き者に管理せしめたのである、尙ほ研究上見通す事が出来ぬのは打越寺の處在を日和佐としてある事である、且つ甲書の「寺廻り」

とは乙書により「日和佐村之内」と示してある、さうして見ると慶長三年頃には日和佐附近一帯日和佐村の汎稱であつたやうだ、慶長十四年には始めて檢地を行ひ其檢地帳の残つてゐる村もあるが、慶長十四年迄には浦村の創設が大體出来て居つたやうである、また驛路寺の掟書は

定 驛路山打越寺

- 一、當寺の儀、往還旅人一宿の爲、建立せしめ候之條、専ら慈悲を肝要と爲すべく、或は邊路の輩、或は出家、侍、百姓に寄らず、行き暮れ、一宿相望に於ては、似合の馳走あるべき事
- 一、自國他國の者に寄らず、山賊盜賊等の道、其他諸惡の企のある輩時々來り宿をかる族之あるべく候、勿論兼て事之由承知せしめらる者か、然らざる者、不審に存ぜらる族之あらば、宿の義迫て斟酌を遂げらるべく萬一押で一宿仕るべき由申す者之あらば、偏に狼藉となすべく、即地下の庄屋、政所に告げ知らし、曲言に行はらるべき事

- 一、地下の人並に他所他郷之者當寺へ相集り或は國の褒貶、或は代官、給人に對し訴訟を企て、已下其外諸の惡事を相工む族、其面々は沙汰に及ばず、宿舍等隣家迄曲事と爲すべく、加之ず族相催に於ては勿論許容能ふ可からざる事

右定め置く所、常住此旨を守られ、油斷あるべからざるの狀件の如し

慶長三戊戌年六月十二日

蜂須賀阿波守茂成(花押)

▲龍寶寺

大字赤松字影野、赤松川の北岸山腹にある、瑠璃山薬師院と號し、眞言宗で日和佐町薬王寺末である、境内三二一坪方丈寄棟造り瓦葺桁六間、梁四間、庫裡瓦葺桁三間半、梁五間、本尊薬師如來座像(高一尺)、本尊の左右に日天菩薩、月天菩薩の古畫像を厨子に入れ其又兩側に不動と阿彌陀如來立像(高三尺)を安置してある、阿彌陀は藤原期の様式を備へ海部郡内にては稀なる佛像である、什物には三條宗近の脇差、(附屬兼元の小柄)粗仙筆猿の畫幅がある、現住職古田覺眼氏、當時の來歴は詳らかでない、嘉永四年正月十一日朝五時出火した、此時住職は薬王寺十二日大市の手傳として薬王寺に赴き不在であつたので方丈、庫裡、土藏其他什器悉く焼失した、住職は火災に驚き歸つて來なかつたと云ふ、それから新居有光なる人が住職となり同年中に仮普請をなした、其後三十三個年間無住であつた處、明治四十三年現住職が就任したのである、其間明治三十年方丈を建築し、次で明治四十四年庫裡を建造した

▲西川寺

大字西河内字丹前、玉木八幡神社の側にある、眞言宗日和佐町薬王寺の末寺である、境内七九坪、建造物は方丈一字のみで桁五間、梁三間の瓦葺である、本尊阿彌陀如來立像(一尺)、の外十一面觀音、弘法大師其他の佛像を安置してあるが小佛である、檀家はなく現留守居は平安藏氏である、當寺は元數町東南の山麓にあつたが天保十三年春當寺の留守居東都芝の人雲外が現處に移したのである、舊寺屋敷跡は小原氏の宅と相接し今猶僧侶の墓などが多數

残つてゐる、檀家なき小寺であるので舊藩時代より衰微し、常に留守居が居つたやうである、文化九年西河内村棟付帳に依れば此寺は延寶二年棟付の際は長福寺と稱して居つたが、享保二年西川寺に改めた

◆赤河内村の佛堂

赤松字新發口	藥師庵	本尊薬師如來	赤松字阿地屋	觀音庵	本尊觀世音菩薩
北河内字本村	觀音庵	同 十一面觀音	北河内字田井	觀音庵	同 十一面觀音
同 字北分	觀音庵	同 地藏菩薩	同 字新田	大戸庵	同 地藏菩薩
西河内字田田川	觀音庵	同 子安觀世音	西河内字月ノ輪	池ノ坊	同 十一面觀音
山河内字西山	玉厨子庵	同 聖觀音			

四名 勝

玉厨子庵

大字山河内玉厨子山の山腹にある、薬王寺の奥ノ院と稱されて著名であり地方の參詣者が多い、玉厨子山に行くには大字山河内落合にて縣道と別れ、日和佐川に沿ひ車道を行く事十町餘で登山口に達する、此邊山下の部落は西山と云ふ、登路は八町と稱され登山口に其石標がある、七町石標のある處には五輪塔三基分の破片が残つてゐる、此等は皆戰國時代の様式のものである、それより、玉厨子山腹より南方に派出してゐる山の尾筋を登攀し杉林の中に入れば境内に達する、境内寄り着きには庵室があつて、賽者は此處で慰ふ事が出来る、庵室の傍には本堂がある、

小さな建物ではあるが、精巧な建築である、本堂の前石段の両側には徑三尺餘の大杉二本が直立してゐる、また本堂傍の小溪を隔て、大師堂が建てられ、尙ほ庵室より二丁を登りたる溪間に奥ノ院と稱する窟がある、毎月舊十八日を縁日とし近村よりの賽者が多い舊正月十八日は大會式で山中大に賑ふ、以下項を別ち詳説する、

境。地。と。建。築。物。と。佛。像。 本堂は九尺四面方桁造り銅板葺き、徳川時代中世の建築様式にして精巧である、元檜皮葺であつたが最近に葺き變へをなした、本堂は如意輪觀音(高さ八寸)を本尊とし、他に阿彌陀立像不動尊を祀つてある本堂正面には「玉厨山佛日鐵崖」の篇額が掛けられてゐる、庵室は桁六間梁三間半瓦葺で一室に内陣が設けられ此處の本尊は聖觀音立像高さ一尺四寸である、大師堂は大正八年に新に建立したもので七尺四方、方桁瓦葺である、その本尊は弘法大師高さ八寸で現住老婆が高野より持参したものと云ふ、其他白衣觀音立像、地藏尊其他を祀つてある、以上佛像は何れも徳川時代の作である

奥ノ院。 奥ノ院は窟に石佛數体を祀つてある處である、此窟と云ふのは溪間に巨大な岩塊が轉落して横はり、其岩陰が前口三間餘奥行中央にて九尺ばかりの窟を作つてゐるのである、窟の内に藥師其他の石佛數個を置いてある、また岩窟の正面及び周圍に谷の礫石數個を積み重ね五輪塔狀にしたものが數百散在してゐる、大なるものは高さ三尺、四尺あり、小なるものは五寸、七寸に過ぎぬ、斯の如く石を積むのは所謂賽ノ河原を擬したのであつて富士山其他諸々に此慣習を行う處がある、庵主の談に依れば、洪水があれば皆倒れるのであるが、何時とはなしに又澤山積まれてゐると、文治年間藥王寺が火災の際本尊が飛び來つたと傳へられる岩窟は即ち此處であると云ふ、

住職。 住職の系統は過去帳がないので不明であるが、石碑が數個ある、現庵主は榊原眞盛氏で三河に生れ信仰の爲

來遊し、二十年ばかり前此處に入つたと云ふ

緣起及來歴。

當山には記録を悉く失うてゐるが、他の諸書記録に散見する處に依り記する、藥王寺の緣起として傳

へられる有名な話は「文治四年藥王寺に火災が起り堂舎残らず焦土となつた、此時風烈しくして本尊を出す事難く皆忙然として見る處に、本尊藥師如來光を放つて自ら飛出し給ひ櫻の木に嚴然と安座せられたが、火鎮つて西に飛び去られた、即ち西方六十町ばかり玉厨子山の窟より夜々光を放つた、後鳥羽院深く歎げ給ひ頼朝に勅し新佛を安置し給うた、さて入佛供養落慶の日、白晝に玉厨子山の窟より曩の本尊藥師如來紫雲に乗じ光を放つて歸り給ひ厨子の内へ入らせ給ひ新佛と向うて座した、それで世人之を後向き藥師と稱した」云々と、是に依つて後世當山を藥王寺の奥の院とし參詣者が多いのである、次に飛鉢仙人と稱する人が居つた事は後出閑々子の項中に見えてゐる、阿波志には「玉厨子山山河内にあり西に醫王山を距る三千六百歩、形圓く、松樹蒼々として觀るべし、石洞中釋迦像を安ず、怪岩相連る、又大悲閣(觀音堂を云ふ)あり、寛永十六年秋火に罹る、南崇公(蜂須賀光隆)釋鐵崖に命じ重造し以て安居の處となす」と記してある、右の火災に罹るとあるのは、藥王寺が寛永十六年八月火災に罹つてゐるから、之を誤つて玉厨子の事としてゐる事明白である、藥王寺記録に依れば光隆公の時代寛文年間に本堂を再興したのである、併し其當時は鐵崖は長崎に至り木庵に師事して居つた時代であるから阿波には居らなかつたものらしい、玉厨子山の本堂には玉厨山と鐵崖が記した篇額があるから、厚き關係があつた事は確かであるが、果して鐵崖が中興したか否かは尙研究の餘地がある、鐵崖の弟子と傳へられる鐵龍の墓があつて中興と記されてゐる、又閑々子と云ふ奇僧も此處に居つた事がある、此等諸家の履歴に就ては次項に述べる

鐵崖の經歷 鐵崖は江州朝井長政の曾孫で稻田九郎兵衛と因戚なるに依り阿波に來り、蜂須賀氏三千石を以て客臣に遇せんとしたが、辭して臨濟派瑞巖寺に入り僧となり後大安寺に移り、明曆元年長崎に赴き支那の黃蘗僧木庵の弟子となり高弟に進んだ、貞享元年木庵寂し、同二年名東郡下八方に竹林寺を建てた、藩主鐵崖を遇するに中大夫の禮を以てした、元祿十六年七十二歳を以て示寂した、阿波國文明史料に記されたる履歴は大休以上の如くで玉厨子山に居つたと云ふ事は見えない、本堂の篇額に「玉厨山佛日鐵崖」とある、是は鐵崖中年の時代であるまいか、また庵室の篇額に「紫苔山竹林鐵崖書」と記してある此額は徳島某寺にあつたのであるが、廢寺となつた爲に、大師堂に安置してある白衣觀音像と二品を當山に納めたのであると云ふ、是は二十年位以前の事であつて何でも夢告があり南の高山へ行きたいと云ふので此處に納めたのである、尤も肩書に竹林とあるのを見れば竹林寺創立以後の作である

鐵龍 玉厨子庵より西一丁の處に山の突角があつて、鐵龍の墓がある、碑面の刻文は「玉厨子山中興鐵龍道人、寶永七庚寅年八月十一日圓寂八十一歳」とある、此墓は近世の築造であらう、圓寂は示寂と同じ意である、庵主の談に鐵龍は鐵崖の弟子で彼の墓のある處で定に入つたのであると

閑々子 閑々子は藩政時代末期の奇僧で書畫を能くした爲め、遍く縣内に知られてゐる、然に閑々子は數年玉厨子山に修行した事がある、即ち阿波國文明史料に載せたる閑々子の傳を摘録すれば「閑々子と號す、三好郡洲津村の人寶曆二年九月七日生る、神童の稱あり、徳島觀音寺にて薙髮す、刻苦修養し後京都に赴き歸りて觀音寺を繼ぐ、諸方に遊び無想大徳其他に師事して修得す、又嘗て南方玉厨子山に隱る、飛鉢仙人の舊居と傳ふ、修念數年携ふる處

は修習止觀一軸のみ、其居、方丈僅に雨露を蔽ふ、山中甚だ水乏し、子素り豪即ち遠く巨石を運び、遙に細流を引て飛泉を假作し、水を蓄ふること三層、上層を以て闍伽水に充つ、後の住する者大に便を得たり、後小庵を勝浦郡中田に結びて居る、修禪の暇翰墨を弄ぶ、揮毫を請ふ者門に填つ、中田成願寺を再興し、文政十年觀音寺に歸りて寂す歳七十六、玉厨子山中作と題する詩は左の如し

跌座巖然煙霞中

阿字一刀運用奇

莫謂生死涅槃目

直載根本不攀枝

舊藩時代の棟附

文化九年山河内村棟附帳に載せられてゐる記事は亦參考とするに足るから左に全文を轉記する、

一 壹家、此株之義明曆四年棟付御帳に壹寺自觀坊歳三拾と相付き、左書に此出家は渭津瑞巖寺弟子玉厨子と中古處之跡明曆二年より取立住居申候と申相記延寶二年御帳にも、同様の運相記御座候て此度棟付御取調に付彼是御行着仰付られ候處右玉厨山は日和佐村藥王寺奥院にて諸事右寺構にて御座候、尤前々棟付御帳之通壹寺と相付寺号泰仙寺と相唱候趣申傳御座候得共、右寺号之儀何以筆記等も御座無相分り申さず候に付委曲申上候處御詮議の上寺院興廢御帳等にも載居申さざる事故、寺の證跡駝と御座なくに付本文の通付上候様仰付られ候

壹人 道心舜隨

歳六拾八、此者周州出生にて先年より當村へ罷越右庵に住居仕度旨申出其段藥王寺へ申出指置御座候此度棟付御取調に付右連申上候處御詮議之上住居御聞届仰付られ候

又日和佐町北村氏所藏明曆四年の棟付中には「一壹寺、自觀坊、歳三拾、此出家は渭津瑞巖寺之弟子當村之内玉厨子と申古所之跡、明曆二年より取立居候、」とある。

傳説

鐵崖の弟子鐵龍の事は前記の如くであるが、日和佐地方などの俗間では鉄崖の名は傳はず鐵龍を深く崇敬してゐるやうだ、その譯は鐵龍は種々奇蹟を行ふ事彼の日和佐の法印様に似た所があつたからであらう、それで鐵龍の奇蹟で最も有名な話は所謂鐵龍の鐵鉢の話である、鐵龍は玉厨子山に居つて近村に托鉢をなしてゐたが、終りには托鉢に廻るのが面倒となつたから忍術を用いて平常所持の木鉢ばかりを海上の船中に飛ばして米を入れて貰ふた、漁船やイサバ船の中に鐵龍様の木鉢が思ひがけなく飛び込んで來ると船頭は幾らかの米を入れてやる、さうすると木鉢は燭り飛び去つて又他の船へ行き、木鉢に八歩通り滿ちれば玉厨子へ歸るのである、或時例の如く木鉢が船の中に飛び込んで來たので、子供が、よう來るやつじやと云つて面倒がり木鉢を打ち壊した、それから木鉢が飛んで來ぬやうになつたと云ふ、此壊れた木鉢は玉厨子山より藥王寺に引取つて保管してゐたが、明治三年の火災に焼いたものか紛失してゐる、實見者の話には直徑八寸位の木鉢で壊れてゐたと云ふ、

又玉厨子山は前記の如く飛鉢仙人が住したと稱せられ禪定の場所とせられて居つたやうだ、それで俗間に玉厨子山の十哲と云ふ言葉がある、是は奥院岩窟で十人の禪僧が入定(死する意)したのを云ふのである、庵主の談に「七人の僧が入定した處に本堂を建てたと云はれてゐる、その墓が傍にある」と、其墓を見るに小さな無縫塔で「玉厨子山七僧塔堂墓、寛保三癸亥天、正月十八日」とある、天は年と同じで折り／＼用ゐられて居る、尙ほ施主は日和佐の人数の名が刻せられて居る、中興者鐵龍も入定したと云ふのは前記の通り

それで所謂十哲と云ふのは七僧都に鉄崖鉄龍の如き者を加へて十としたのであらうかと思はれる、尤も此の七とか十と云ふ数は名數的によく用ゐられるものであるから、確實かどうかは尙ほ考慮を要する、旁々此入定と言ふ事は餘程傳説的色彩を帯びた話であるから事實かどうかは遽に信じ難い、また大師堂の傍の溪間に座禪石と刻しだ石塊があつて方三尺ばかり、上面は平坦となつてゐる、かゝる座禪石は此邊に尙多數あつたさうだ、さうして一人につき一個宛の庫禪石があつたのだと言ふ、

玉厨子山の頂上部はイラス(不入山の義)と稱し樹木を伐採すれば腹が痛むと稱し里人の恐れる所である、又山中で百足の事を言ふのは禁物で、若し破戒の者があれば夥多の百足が出て來ると云はれる、

打越寺の記録 山河内打越寺には、玉厨子山の棟札の寫しが記されてゐる記録が一冊ある、以上の原稿執筆後之を發見したので参考になる点を左に述べやう、玉厨子山觀音は大体打越寺に構うて居つたのである觀音堂は元祿二年七月八日の創建であつて、弘法大師の御作と稱する如意輪觀音を安置したが、數年ならず、西川内田々川の九兵衛と云ふ者が此佛像を盗み出し九州方面へ賣つた、それで五十餘年の後、寛延三年三月石像如意輪觀音厨子附を安置した、次で寶曆三年六月十八日木佛如意輪觀音を安置した、現在の本尊は即ち是であらう、左に是等棟札寫しを掲げる、又聖觀音木像は元文四年正月に入佛した棟札寫しがある、今庵室に安置されてゐるものは即ち是であらう

◆奉建立玉厨子山如意輪觀音堂一字、元祿己巳年七月八日、入佛供養打越寺住持良乘、大願主肝煎共西川内村市郎兵衛、大工奥河内村一統太右衛門

◆奉造立木佛如意輪觀音一躰、寶曆三癸酉年六月十八日、當寺奥院玉厨山本尊、本願藥王寺前住宥辨上人

◆奉再興玉厨子山正觀音尊像、並後光台座、厨子新造營、元文四己未正月十四日、入佛大導師開眼供養、藥王寺前住宥辨上人本願主山川内村打越寺住持權大僧都宥鳳文啓房、大願主藥王寺前住宥辨上人、干時出相面々山川内村庄屋分

右衛門、並助右衛門、清次郎、宅兵衛

○後世山（後世神社）

後世山は本村の北端那賀郡福井村及び新野町との境界に聳えた山で標高五三九米である、此山には後世神社が祀られてゐるので著名である、後世神社は本村と福井村との境界の尾筋にあつて、福井村方面で祭つて居るけれども例祭日には久望、大戸の両部落は勿論三岐田町日和佐町其他各地より賽する者が多し、

土佐の長曾我部元親の子盛親、豊臣氏に従つて大阪陣にある時、盛親の夫人婢僕數人を伴ひ、京都に上らんとし旅路に出でたが、途中盛親の死を聞き悲嘆の餘失明して盲女となり、海部の濱邊傳ひに鉦打坂に來り道を迷うて下原に辿りついた、然るに其地の某なる者利慾の爲に夫人を殺さうとした處、夫人は之を覺つて自ら死を決し、主従共に下原の總ヶ淵に投身したのである、それで後里人が之を山上に祀り後世さんと稱した、ゴゼとは瞽女と書くべく盲女の義である、又夫人を殺さんとした家は此崇りに依り代々盲目の子を産むさうである

後世山は各方面より登路があるけれども、態々登るのであれば自動車便にて星越に至り、其處より山の尾傳ひで登れば約一時間にして後世神社に達する事が出来る、神社は村界尾筋の東に面してあり小さな本殿があつて其前に粗雑な拜殿があり風除けのため背後の三方を石垣にて圍うてある、社前には二十二町と記して石標があり、又石を立てた墓様のものがある、盛親夫人に従うて來た犬の墓と稱するのは是であらう、星越より神社に來る迄の山は大休禿山であるから一刻々々四方の眺望が廣くなり、神社前よりは東方及び南方一体が俯瞰せられる、東方は津ノ峯橋灣附近の海

岸一帯から淡路島、紀伊の連山を望む、眼界濶大にして甚だ絶景である、後世山の絶頂は神社より西へ上る事五町位で約十分に達する、山頂部は道がなく二等山角点の石標がある、後世神社より以上の頂上部は盃を伏せた如き尖峯をなし岩骨が、處々に累々として露出してゐる、此あたりの地質は赤色石英岩及び角岩の如き最も堅硬な岩石の厚い地層が走つてゐるので、風化水蝕の作用に抵抗し斯の如き突兀たる峯を作つてゐるのである、通路にも褐色をなした石（赤色石英岩）や青い石（角岩）が澤山轉がつてゐる、

山頂には雑木が生えてゐるが、木の間から西方及び北方の連山を眺める事が出来る、勝浦郡の中津峯より西に連つてゐる劍山脈の主脈は一々指呼する事が出来、遙か西天には劍山の靈峯も見える、終りに後世神社の祭日は舊九月一日で近郷より多數の登山者がある、

赤松の北方、延野村との堺に犬の墓と云ふ著名な小祠がある、是も土俗の言ひ傳へでは長曾我部の家内が盲目であるので犬を手引にして連れ來た、其犬の墓であると、獵犬が負傷した時など此犬の墓へ連れて來て參拜すると

龜井港

日和佐港に附隨した避難港として有用なる港で大字北河内字田井の海邊にある、明治一三年作成の阿波國村誌には左の如く見えてゐる

龜井湊 東西四町十三間、南北四丁二十間、周圍八町三十九間、深さ満潮にて二丈三尺より四、五尺に至る、干潮にて一丈七尺より三、四尺に至る、明治八年港口堀開け四堤を新築す、五百石以下の船出入すと雖も現今にては湊

口埋り荷積の大船總て出入の便なく多分漁船碇泊す、東北西に高山あり、荷積みの便悪く唯風波の難を凌ぐ便あり
 龜井港は元は俗に田井の淵と稱し湖水の如くなつて居つて、其南端より幅僅に二間ばかりの浅き溝が蜿蜒して海に通
 じて居つたのである、其痕跡は今も恵比須濱に通ずる道路に接して残つてゐる、明治八年に港口を開鑿したのは右溝
 の西側に水路を設けたので延長約二町幅八間内外である、此事業は恵比須濱の人河野龜吉、井上龜三郎兩人が計畫し
 たので港の名を龜井港と名づけたのである、尙ほ明治二五年頃、井上龜三郎が官の補助を得て更に修築したと云ふ、
 現今は暴風雨の時發動機船帆船等が避難港に利用してゐる、又沿岸には谷本造船所が設けられてある、
 椎の大木

北河内宇登、鈴木市太郎氏宅の側に椎の大木がある、周圍一六尺、高さ約七間、幹の中心は空洞となつてゐると云
 ふ、此木が旺盛な時には椎の實が三石位生つてゐたさうである

トンネル

北河内深瀬より大戸に至る間の縣道筋に大きなトンネルがあり、俗に此邊をトンネルと稱するやうになつてゐる、
 此トンネルは明治三五年頃國道として開鑿したもので、其當時の設計書等は分らぬが、現狀に依ると延長四四間、
 幅一四尺、中央部の高さ一五尺あり天井は煉瓦又は亞鉛張りとなしてある、此トンネル内は何時とも一方から他方へ
 風が強く吹き通してゐるので夏は非常に涼しい。トンネルの上手(北)には一ノ坂橋(延長一〇間)があり、大戸川は
 此處より東に屈曲し約二〇町の大廻りをなしてトンネルの下に來てゐる

5 牟岐町

一 地理 人文

1 地形 地質

境域

牟岐町の海岸線は大体に於て直線をなしてゐると言へる、比假想直線は東々北(東三〇度北)の方向をなし、
 其延長二里五町である、牟岐町の形はや々長方形をなし、海岸線が長邊をなしてゐる、此長方形の中心地点は大宇
 河内普周寺のあたりとなる、此長方形の幅は二里十町内外で、長が一里二十五町内外である、牟岐町は海部郡沿海
 の略中央に位置して、南面は大平洋に臨み、東面と北面の東半分とは赤河内村に接し、北面の西半分は川上村に接
 し、西面は浅川村に接してゐる、此邊の村界には矢管山、洞切山其他の高山が連つてゐる、町の大部分は牟岐川の
 流域となつてゐる、海岸線は大体に於て直線をなして荒磯となつてゐるが、西部には牟岐灣と内妻灣とがあり、牟
 岐灣には牟岐川が注ぎ灣頭牟岐市街がある、牟岐灣の沖合に出羽島があり、出羽島の遙か東方に大島がある

山岳と河川

洞切山 大字橋字サコヤシキに屬する、本町の北邊にあつて赤河内、川上の三町村に跨つてゐる、山頂は標高八
 八四米二で本町内では最も高い、山上は雜木林をなしてゐる、大字河内川又より此山に登り山上の東面を横きり
 て下木頭村に至る通路がある

矢筈山 大字河内字西又に屬し、川上村に跨つてゐる、山頂部は岩石突兀とし、天然生の杉が粗成してゐる、標高八〇一米である、

五劍山 大字橋字サコヤシキに屬し、赤河内村に跨つてゐる、山頂は五つの峯に分れて居つて最高点の標高は六三八米三である、山上の南部には岩石が露出し斷崖をなしてゐる、

百々路山 大字中村字奥前に屬し、大字河内に跨つてゐる、標高三八六米六で山頂は平坦となり一に台の山と稱されてゐる、山頂は昔の城跡とも云はれてゐる、全山雜樹のみである、

牟岐川 牟岐川の川口は牟岐灣に接してゐて下流は俗に大川と稱されてゐる、川幅約四十間であつて川口には砂嘴が横はり入江を作つて港とせられてゐる、川口は最も狭く干潮時には小漁船と雖も港に入る事が困難である、川口より北へ溯る事二十二町で川は左右に二分してゐる、此處を川又と云ふ、幹流は川又より漸時屈曲して西に向ひ奥谷を水源としてゐる、水源より川口海迄流程二里十二町である、川又より東北の方向に溯つてゐる、支流は其水源は岩屋の山地である、水源より川口海まで二里七町である、西俣川と、橋川とは大体に於て一直線をなしてゐる、又川又以下の牟岐川は右の線と略直角をなしてゐる、此等の川線は大体に於て斷層線を侵蝕したものである、

内妻谷

牟岐西邊の山地に發源し、奥内妻を通過し迂餘曲折して内妻にて海に入つて居る、流程一里二十五町

白木鑛山

大字河内字西又の山中にある舊藩時代より知られてゐる安寶母尼の鑛山であるが十數年前より休鑛してゐる、日和佐圖幅地質説明書に「四年前より舊坑取明に着手し、明治三十六年に至り始めて八十斤の鑛石を採掘せ

り、地質は時代末詳の中生層に屬し、頁岩及砂岩の互層より成り北六十四度に傾斜せり、一條の鑛脈は南東より北西に走り北東に斜下す、鉋幅一寸乃至七八寸なり頁岩中には鑛脈概して細脈に分岐する傾向あり、鑛石は硫化安寶母尼とす」と記されてゐる、鑛石は黒くして頁岩に似てゐるが絹糸狀の光澤を有してゐる、結晶狀態のものは稀にあつた、坑道の遺蹟は五、六個處があるが多くは人口が埋没してゐる、坑道の深きものは下方へ百間位の深さがあり、下方の溪邊より水抜が通じてゐると云ふ、鑛山の盛時は約五十人位を使用し鑛石は馬背に依り牟岐港へ出してゐたと、

大島石材

大島の港の附近に産する砂岩は石材として採取せられ、俗に大島石と稱してゐる、明治四十一年發行日和佐圖幅地質説明書に「第三紀硅質砂岩にして帶綠白色或は白色を呈し、質概ね細粒に又黒點を交へて外觀美麗なり、石切場に於ては頁岩の薄層を交へ、東南東六七十度に傾斜し成層面に沿ひ板狀に剝離す、故に先づ板狀の石材を採取し、更に大は長さ二十四尺幅一尺二寸、厚さ一尺三寸に切斷して販賣すといふ、用途は敷石、土台石、垣石等にして牟岐浦にては一才の價四十七錢を稱ふ、販路は目下甚だ廣からず、牟岐浦附近より東方橋浦を限とす、此地の石材は明治三十六年より採取せられ目下石切場は島の西部にあり、操業せる石工の言に據るに石材に適する砂岩は全島に亘りて産出し板狀に剝離する外不規則の裂隙少なく石理にも甚しき變化なければ大需要に應じ得べしと云ふ」と記してある、現今も販路が狭いので注文のある際臨時的に採石するに過ぎない、年産額も平均二千圓以内である、石切場は明神附近クインノハナ其他數箇所にて隨時に採石するのである、

鐘乳石

八坂八濱大坂墜道の内面はコンクリートを以て詰めてあるが、詰める際に型を順々に置いていたから、縦

横に細い隙間が入つて居る、此間隙線の處々に小なる鐘乳石が出来て懸垂してゐる、何れも筆の軸に似たる小管をなし最長のもので六寸位に過ぎぬ、斯る管状のものは鐘乳石成生の第一期のもので、筍の如き大なるものも之より發育するのである、岩石の間にも石灰分があり又コンクリートにも石灰分が混つてゐるから何れが生因となつてゐるのか分り悪いが、墜道内面各分部に亘つてゐるのを見ればコンクリートから分泌してゐるものらしい、將來は更に大きく發達するであらう、

水晶 出羽島須鼻部落の山裾から一寸内外の水晶を産するので子供が掘り取ると云ふ、水晶は岩石の間隙内に結晶して成生するものであるが、母岩が風化して赤土となり水晶はそのまゝ残存したのである

2 土地・戸口

土地	牟岐町の總面積は三・四九四方里で法制上の土地の種別及び反別は左の如くである、(大正十三年調)				
田	二九六・三・六・二五 <small>町反畝歩</small>	畑	八七・一・三・二一 <small>町反畝歩</small>	宅地	二九・九・二・〇九 <small>町反畝歩</small>
山林	二六一・二・三・〇六	雑地種	二・四・四・二七	△合計	三〇三八・七・六・二五
△官有地	一・六・六・〇二	學校地	九・六・二・四	鄉村社地	四・四・二・〇
墳墓地	三・三・一・一一	溜池	二・三・一・一一	堤塘	二・〇・〇・三
保安林	三四九・〇・七・〇七	道路	四・六・二・九	其他	六・一・一
△合計	三五六・八・四・二五				

戸口 (大正十三年調)

現住人口は男四、二六六、女四、〇五三合計八、三一九人で其戸數一、五〇五戸である、本籍人口は男四、七八九、女四、五七六、合計九、三六五人で其戸數一、五七六戸である、現住人口は本籍人口より一、〇四六人少く戸數に於ては七一戸少い、斯る状態は田舎地方の常で、都會へ出稼せる者が多いので、出郷者中には死亡者の手續が出来て居らぬ者があるからである、次に職業別の戸數は左の如きである

農。業。	本業 二〇一	副業 一一五	商。業。	本業 一三九	副業 一七九
工。業。	本業 六一	副業 五九	漁業	本業 五五六	副業 四八

3 行政

蜂須賀氏入國以後、牟岐を區分して左の八箇浦村とした

中村、牟岐浦、灘村、川長村、内妻村、河内村、邊川村、橋村

海邊の部落は村と云はずして特に浦と稱した、尙ほ牟岐浦は西浦、東浦の二つに區別せられる事もあつた

明治二年藩を廢して阿波國內三地方に民政所を設け、各郡には大里長及び大里長補を置き各村には里長及び里長補を置いた、明治五年五月各郡を一行政區劃として大區と稱し、従前の數村を合したるもの小區と稱した、海部郡は第八大區で五小區に區分せられたが、牟岐各村の内、橋村、邊川村、河内村、川長村、灘村の各村は日和佐浦、奥河内村、惠比須濱浦と共に第二小區に編入せられ、牟岐浦、中村、内妻村は淺川村と共に第三小區に屬した、明治

七年、牟岐八箇浦村合して第三小區となした、而して大區の長官を區長（始め戸長）と稱し小區の長官を戸長（始め副戸長、後小區長）と稱し戸長の下に副戸長二名（後數名）を置いた、大、小區の事務所を區務所と稱した、明治六年より十一年迄第八大區々務所は牟岐滿徳寺に置かれた。

明治一二年一月郡區町村編成法が施かれ、大區及び大區長を廢し海部郡役所を置き郡長を設けた、又數村を合して村役所を置いた、さうして全年三月村役所には小區長の代りに戸長を置き、戸長は之を公選とした。此時縣下を二百三十七に區劃し之を記別と稱した、即ち牟岐では牟岐浦外四ヶ村（中村、内妻、川長、灘）と邊川村外二ヶ村（橋、河内）の二記別とせられた、

明治四年徳島縣を置き爾來名東縣、高知縣等に改名せられたが十三年三月高知縣より獨立して徳島縣となり爾來縣名の變革はなかつた、

明治二十二年十一月町村制實施と共に牟岐各村を統一して牟岐村とし村役所を作り村長を置いた、さうして従前の各浦村は之を大字と稱した、大正四年一月一日大字村稱を廢し、十一月十日御大典記念として町制を施行した、現町役場は明治二〇年八月建築し大正四年内部の改造をなした、

◆牟岐村長町長歴任

明治二十二年一月七日就任 大正一〇年六月一七日死亡 久米隆次郎
大正一〇年七月一五日全 (現任) 滿石尉次郎

4 教 育

小學校。 明治六年三月の學令頒布に依り同年九月邊川小學校及び牟岐小學校を創立した、當時の學級は上等科下等科とし各科八級より一級に進み、半箇年毎に試験を行つて八箇年を以て全部を卒業する事となした、明治八年牟岐校を中村校に改稱し更に牟岐浦字宮ノ本に牟岐小學校を創立した、同十年河内村字笹見に河内小校分校を設置し同十五年出羽島に牟岐小學校の分校を、清水に中村小學校の分校を設置した、爾後學令の改正に伴ひ、就業年限の延長學級編成の變更、校舎の合併分校の廢止等幾度の變遷を経て明治四十五年一月一日牟岐尋常高等小學校を新築し大正二年十二月一日河内尋常小學校を新築し、大正四年三月三十一日出羽尋常小學校を新築し今日に及んだ

牟岐尋常高等小學校

明治六年九月西牟岐法覺寺に小學校を設置し牟岐小學校と稱した、八年七月の中村小學校と改稱し、別に東牟岐字宮ノ本に牟岐小學校を創立した、二六年一〇月一日高等科を置き四四年八月三〇日牟岐尋常高等小學校と改稱した、現在の校舎は四四年より工事に着手し四五年一月一日より、中村、牟岐の兩小學校を合併し新校舎に移つた、其敷地一八一四坪、工事費二八、四三四圓である、大正七年七月一〇日實業補習學校を附設し、一五年七月一日青年訓練所を附設した、昭和二年度よりは専任校長となした、尙ほ大正一五年東側に敷地を擴張し教室一棟を増築した、現在の敷地二、六〇三坪教室四棟二三室である、歴任校長左の通り

就任三〇年五月一日 退任 三二年四月一日 滿石尉次郎

一 地理 人文

河内尋常高等小學校

三一年四月一日	大正七年三月三十一日	中 西 環
大正七年三月三十一日	一五年三月三十一日	池 内 豊 太 郎
一五年三月三十一日	(現 任)	沼 田 幸 二 郎

明治六年九月一日邊川村字小松に小學校を置き邊川小學校と稱し、一〇年一〇月五日河内村字笹見に分校を設け、一九年一〇月一日本校は邊川簡易小學校と、分校は河内簡易小學校と共に改稱し、三六年三月三十一日兩校同時に廢止し、更に四月四日河内村字赤水に移り河内尋常小學校と改稱した其後逐年兒童の増加と共に校舍狹隘を告げるに至つたから、大正二年六月より現在の位置を撰定して新築に着手し全三年一二月落成した、其建築費三、九〇〇圓で、敷地八八五坪、建物三棟教室六室である、大正一〇年四月高等科を加へた、又大正七年四月農業補習學校を附設し、一五年七月青年訓練所を附設した、歴任校長左の通り、

就任明治三四年三月二十八日	退任三五年一二月九日	福 井 兵 太 郎
三五年一二月廿九日	三六年一〇月一三日	武 井 繁 太
三六年一一月	三七年四月	福 田 常 三 郎
三七年四月	三八年一一月	メ 田 鹿 太 郎
三八年一一月二日	三九年三月三十一日	竹 井 豊 藏
三九年四月九日	四一年三月三〇日	木 村 宇 吉

出羽島尋常高等小學校

四一年三月三十一日	四一年一二月一日	久 佐 木 喜 房
四一年一二月二日	四五年三月三十一日	木 村 宇 吉
四五年四月一三日	(現 在)	新 田 一 二

明治一五年一二月牟岐小學校出羽分校として舞台を仮り開校し、一九年一〇月出羽小學校簡易科と稱し二二年校舍を新築したが、更に大正四年三月校舍を新築し、更に大正一五年一棟を増築した、附設學校には出羽島水産補習學校及青年訓練所がある、現在の敷地二三五坪教室二棟である、歴任校長は岩村清吉、丸田盛一、高木國由、小林照房、池内光彰(富永敬夫)前川龜市諸氏である、

5 交 通

道路 日和佐より牟岐に達する車道は明治三十三年度に改修せられたもので、元土佐街道と稱し國道となつて居つたが、道路法の發布に依り縣道に編入せられ、現時は日和佐甲ノ浦線に屬してゐる、牟岐より淺川に至る所謂八坂八濱は舊態のまゝ残され阿七交通上の支障となつて居つたが縣費を以て大正三年度より改修に着手し、大正十一年三月竣工した、胴切線は明治四十三年郡費にて馬道に改修し下木頭村字フカダヲに達し一時中止をなしたが、大正三年其分岐線である霧越罐子線の開通をなしたので、之より上木頭村及び奥木頭村に荷馬が通ずる事となつた、西又線は宇平野より胴切線を分岐し西又に達する車道で明治四十六年に竣工した喜來線は邊川村字横瀬より縣道を

分岐し橋村喜來に至る車道で大正三年に竣工した、東西牟岐の間は元引船の渡船に依つて居つたが、明治四十五年大川橋を架し取付道路の改修を行つた。

牟岐郵便局 明治七年二月一六日牟岐郵便局を設置し、一四年八月二四日現局長小栗源五郎氏局長を拜命し、局舎を中村字本村の現置に設置した、局務の概要は、爲替貯金開始明治一九年四月一日小包開始二九年一月一六日電信開始三六年二月一日、公衆電話開通大正一一年二月二六日、特設電話開通一五年三月一日大正一五年度の取扱数は普通郵便引受三九〇〇四一、配達四二四七七四、小包引受二九二八、配達四四二四、電信發送一〇三六一、託送一四七三六、貯金預入一一五〇四九圓、拂渡一一五三五圓、特設電話個數五〇、

6 産 業

農。 本町は漁業地であり且つ耕地が狭いから農業には特記すべきものが少いが町役場には町農會を置いて指導獎勵に努めて居る、耕地は自作地約二百六十町、小作地約百二十四町で主要なる農産物は米、麥、甘藷等である、農家の副業として近年養蠶業が著しく勃興した、又家畜を飼養する者も多い、其他果實茶等を産する

林。 寶永二年山河内村八郎山御林御制道のため並に木頭筋より牟岐出しの諸品仕成改め役として那賀郡より満石傳左衛門を召出して林目付役を命じ川長村關に御林御番所を置いた、爾來満石家は代々林目付を勤め明治三年迄繼續した。本町に於ける御林の反別は元治元年の調べにて反別五百一十一町一反六畝十四歩で二百二十二箇所に及んで居つたが、明治初年拂下をなし民有地となり濫伐したので、山林の荒廢を來したが、爾後植林の有利なる事が認められ殖林をなしたものが少くない

漁 業

漁。 鯖、鯨等の夜焚釣りは今も昔しも變りがない、鰹釣りは從來押船であつたが明治四十一年の頃より發動機船を使用する事になり、漁業史に一時代を劃する事となつた、鯛其他の赤物は元、一本釣りであつたが明治以後延繩釣りが旺盛となつた、地曳網は寛政の頃龜屋四郎兵衛一人が所持して居つたが、郡代佐和瀧三郎が之を獎勵し拜借銀を許して之を造らしめた、又昔は打瀬網が行はれて居つたが百餘年前の頃紀伊熊野にてシバリ網を見聞し來り、爾來シバリ網が盛行した、近年出羽島にては發動機船に依る鯖の延繩釣りが旺んである

魚。 漁業組合の前身は魚分一所であるが、明治八年魚分一所は解放せられたので魚揚場と改めて從來の慣習を繼續し、二十二年牟岐浦漁業組合となり共同販賣事業の如きも舊慣行を改めて惡弊を去り大に面目を改めた、明治三十五年漁業法の發布と共に現今の如く各漁業組合が獨立した、

牟岐東浦漁業組合

明治一九年徳島縣にて漁業組合準則を作り漁業組合の設立を促したので、同二一年三月牟岐浦村漁夫四五一人の惣代大田七五郎、西岡虎次、寺島源七の三人の名を以て組合格約の認可を申請し二二年六月三日知事より許可された其組名は阿波國海部郡牟岐浦村漁業組合と稱し事務所を東浦現漁業組合に置き、西浦及び、出羽島の魚揚場を支部となした、三五年七月漁業法の施行に依り、各支所は獨立し本所は牟岐村東浦漁業組合と稱し一〇月一日より改正規約に依り創立をなした、現事務所は大正八年舊事務所を改築したものである、歴任組長は左の通り

就任	明治三五年九月三〇日	退任	三八年九月二九日	木村 峰 藏
	三八年二月一四日		四一年八月一四日	木村 峰 藏
	四二年七月十二日		四五年七月二日	久米隆次郎
	大正三年四月六日		六 年五月三日	大田 新太郎
	六 年五月一日	(補 欠)		山本 茂市
	七 年七月二五日		一〇年七月二五日	山本 茂市
	一〇年七月二五日		一三年七月二五日	山本 茂市
	一三年七月二五日	(現 任)		山本 茂市

牟岐西浦漁業組合

明治三二年牟岐浦村漁業組合設置せられ、東浦に本部を置き西浦及び出羽島に支所を置いた、三五年七月より漁業法施行せられしに就き従前の組合を解散し同年一〇月一日より、牟岐村西浦漁業組合として獨立した、歴任組長は左の諸氏である

榊富安吉、榊富實太郎、新田清吉、榊富安吉、春木房太郎、榊富安吉(大正一〇年一月より三期目當選)

出羽島漁業組合

出羽島の魚五分一所は文久三年六月に至り設置せられ帳元として奉行代理、大里村御鉄砲の者が出帳し來つて居つた、明治八年魚五分一所解放せられ魚揚場が經營せられたが、三二年六月牟岐浦村漁業組合設立せられ其支所に革

まり、三五年十月漁業法に依り新に出羽島漁業組合を組織して獨立した、大正八年には舊小學校跡と事務所とを合併して事務所及市場を工費三、五〇〇餘圓を投じ建築した、又發動船大生丸を以て牟岐本土との定期航海をなしてゐる、大正一四年二月一日農商務大臣より選奨された、組長には左の諸氏が歴任した

寺島森藏、熊澤彌藏、田中和七、奥村榮太郎、仁田庄吉、山村雪太郎、田中龍太郎、高原英雄

選 奨 状

徳島縣海部郡牟岐町出羽島漁業組合

組合事業の經營宜しきを得成績見るべきもの尠ならず、爾今一層協力奮勵以て益々其實績を擧ぐべし、茲に金貳百圓を授與す

大正一四年二月一日

農商務大臣正三位勳一等 高 橋 是 清

牟岐三協信用組合 保証責任牟岐三協信用購販賣利用組合は大字河内にある、大正五年一月現組合長百々照太郎氏の奔走に依り創立したるもので、出資一口五〇圓、組合員二二三三人、拂込額六四、一五〇圓である、本組合が農業倉庫、精米工場を附設し、又低利資金の借受けをなして土地の回収をなしてゐる事業は著名にして縣下に誇りとせられてゐる、兼て縣支會より表彰せられてゐる、

牟岐信用組合 有限責任牟岐信用組合は大字中村にあり、設立大正一一年二月、一口二〇圓三二〇人、拂込額二一

八二〇圓、現組合長久米安一氏

牟岐東部信用組合 有限責任牟岐東部信用組合は大字牟岐浦字宮ノ本にある、設立大正一一年二月出資額一口二〇

圓、三〇〇人、拂込額二七二八九圓、現組合長新田一二氏

出羽島信用購賣利用組合

本組合は大正一四年の創立で山村雪太郎氏が組合長である。

二 歴 史

1 地 名

牟岐^{むぎ} 牟岐の文字は五十音の漢字であるから、此文字には何の意味もない、岐は音はキであるから、本来はムキと呼んだものかも知れぬ、牟岐の地名は何時代から使用されて居たか、舊い資料が何もないので中世の項は不明であるが、少くも戦國時代には存在して居つたと思はねばならぬ、偕て牟岐の地名の意義に就ては、從來、國造本紀に見えた日本武尊の後裔牟義公の名より出でたものかも知れぬと云ふ説があつたが、牟義公の居られたのは美濃國武儀郡である事は世の定説である、編者も牟岐の名義に就ては遺憾乍ら適確なる解答を下す事が出来ぬ、麥の意味かも知れぬが尙ほ考究を要する。

それから問題となるのは「古牟岐千軒」と云ふ文句の残つて居る事と現に古牟岐と言ふ地名のある事である、是に依つて古牟岐の地が開拓された始めであらうと信じられるやうであるが、地形上より見ればどうしても今の西牟岐東牟岐から發達したものと信ぜねばならぬ、西牟岐より古墳時代(千數百年前)の土器を發見した事も是を證する資料となる、それから「古牟岐千軒」と云ふ文句であるが、是は千軒傳説と稱すべきものであつて(傳説の項参照)事實には殆ど關係がないのである、次に藩政時代の檢地帳を調べたが、主なる地名は皆顯はれてゐるに獨り古牟岐の地名が見えない、それで或は新らしい漢とした傳説的地名であるかも知れぬのである、免に角古牟岐の意義に就ては

疑問多くの確なる斷案を下す事が出来ぬが、今迄の資料にて正當なる解釋を下すと古牟岐の海邊は海岸線の角となつてやゝ突出して居り外洋からの浪がよく當る處である、それに浅い灣をなしてゐるので海嘯の害を受け安い地形である、それで昔海嘯で大きに荒された事があつた、(其時人家があつても無くても構はぬ)それから千軒傳説を生じ(傳説の項参照)彼處は千軒の在所があつた處だと言ひ出されただらう、次に千軒も在處のあつた處だから牟岐の元地だらうとし、其地を古牟岐と名づけるやうになつたものと考へられる、地名の意義を説明する爲に一つの傳説を附會する場合がよくあるが、傳説より地名を生ずる例も尠くない、

中村 現今行はれてゐる行政區劃上の村と云ふのは豊臣秀吉檢地を行うた時より創定したものである、それより以前は單に「牟岐」と稱して居つた、鎌倉時代から庄園が、發達し各地共殆んど何々庄と稱したやうであるが、牟岐庄の名は記録に残つてゐない、兎喰庄日和佐庄等は古書に見えてゐる、それで牟岐庄と云ふた事があつたか、又はなかつたか不明である、蜂須賀氏入國後牟岐を區劃して八村となした即ち今の各大字である、それが檢地帳にも古い分には「牟岐之内邊川村」と云ふやうに記してある、中村は地理上又人文上牟岐の中心となる村であるから、斯く呼んだのである、中村の名は日和佐町にもあり其他各地に多い、

牟岐浦 浦とは海邊の村落の意で村に對するからである、牟岐の地名は本來牟岐浦の名であつた筈で、それが地名の擴充性に依り、郷分山分をも含む事となつたのである、

灘 灘とは浪荒き海の意である、此灘に接したる海岸地帯を灘目と稱した、目とは境目、紙の折目憂き目など云ふ如くに使用されてゐる、結局灘に臨んだ地であるから灘目と云うのである、後には灘目の目を略して單に灘とも稱

するやうになつた、灘村は即ち灘目に當る地方であるから此村名を得たのである、

川長 長とは堅にとつた長さの意味であるが俗に川筋(沿岸)と云ふ意味で川長と云うて居る、つまり牟岐川の川筋であるから此村名としたのである、

内妻 此場合の妻は本来スマを濁つたものである、スマ(須摩)のヌは洲の意味で、海岸の砂嘴又は砂原である、横須松原、沖ノ洲、高洲等と云うてある、マは間と同じく場所の意である、與謝野寛氏の講演に須摩は海邊の狭い處の意義だと言はれた、現在の内妻濱を見るに内妻橋より東部の濱と西部の濱とに分ける事が出来る、西部の方が内側(灣に對して)であるから内スマの名を生じたのである、

河内 古語に川向ひの地をカワヲチ(河遠)と稱した、カワはコイに訛る慣例であるからコイヲチとなり更にコイチとなる、河内の地名は隣村赤河内村にもあり諸國に澤山ある、其漢字は通例河内と書くが、高地、高知等の文字を宛てた處もある、

邊川 川邊と言ふ地名ならば處々にあつて其意味も明瞭であるが、邊川では意味が分り悪い或は江川の轉かも知れぬが尙ほ考究を要する。

橋 編者は未だ適確なる考案を有せぬ。

出羽島 現今テバと稱して居るが、文字より見れば始めはデハと言うたものと思はれる、青木氏所藏正保慶安兩年間(徳川上期)文書には出波と書してある、デハとは出端の事で船が牟岐灣を出れば出端(出鼻)に當る島であるからデハ島と稱されたものであらう、デハをテバと上下反對に濁音と轉ずる例は他にある、即ちポーシ(傍示)をホーシ

とも稱する、屋島の化狸と云ふべきを忝狸と轉訛してゐる、

津島 津は船の泊る處即ち港の意であるから津島の名義は港のある島であらねばならぬ、現在津島の北側は多少灣になつてゐるが、津とは云へぬだらう、字義は明らかで實地に合はぬ、大島又は出羽島ならば津島と稱して適合するのである、尙ほ考究を要する、

寒葉坂 樺木類の俗稱(古語)はカンバである、今でもシラカンバ(白樺)ダケカンバ等と稱してゐる、杉山索道の終点下木頭村に寒葉山がある、其他本縣内にカンバのつく地名は數箇所ある、偕て此邊でカンバと稱したものは何種であつたか其種別は分り悪い、

洞切山 此地名を説明する傳説があるけれどもそれは所謂説明傳説で後から附會したものに過ぎん、キリとは山を焼て伐り開くのである、阿波郡に切幡寺と云ふのがある是は切畑で山を焼て拓いた處である、併し此處の洞切は山腹を横ぎりて通路があるから起つた名稱であらう、

喜來 此地名は縣下に非常に多い、處に依つては寄來とも書く、キライは「木にて造つた用水の堰」の意であらう、ラは接尾語であるから意味はない、

引地 藩政時代に田畠が洪水等にて荒された時は無年貢とし其田畠を引地と稱した、之が地名に残されたものである、引地の地名は慶長十三年檢地帳より見えてゐる

2 古代土器と各種の遺跡

齋發土器の破片 大正十三年十二月編者は牟岐町登記所前の道路面に於て齋發土器の破片を拾つた是は見すばらし

い一片の土器破片に過ぎぬが、牟岐の古代を物語る爲には最も有力なる資料となるのである、將來は更に有益なる発見があるであらうが、現在では是が唯一の材料である、齋瓮とは考古學者の所謂古墳時代（歴史家の所謂上古で千四百年乃至二千年位前）に専ら使用せられた土器で、色は鼠色を呈し極めて堅硬なるものである、

右発見の土器破片は長徑二寸、厚さ三分位で表面には筈目があり裏面には並行孤線の打込みがある、此裏面のもは普通同心圓の打痕と稱し、朝鮮では現時猶此の如き製法が行はれてゐるので、齋瓮でも斯るものは一に朝鮮土器とも稱する例となつてゐる、尙此打痕のあるものは大型の瓶であつたものである、発見の個所は道路面であつたから、道路繕等の場合他所より運ばれ來つたものか、又は其邊に在つたものが路面に投り出されたのか、此点は遽に斷言出來ぬが、発見の場合全く路面に轉つて居つたから多分後者の方だらうと思ふ、登記所前より法覺寺へかけては西牟岐で最も高い部分であるから、古墳時代に此處に居を構へた者があつたであらう、尙ほ此附近に注意を拂つて居れば將來更に発見があるだらうと思ふ、又路面に斯る古代の遺物が落ちて居る事は不思議なやうであるが、編者は他の地方で屢々斯る事を経験してゐる、

海部郡に於ける石器時代及び古墳時代の遺跡遺物にして今日迄に発見せられたものは、穴喰町八坂神社裏古墳、川上村桑原石斧、川西村寺山古墳、同村祖父木神社齋瓮土器、川東村大里齋瓮土器、淺川村石斧、同五反田齋瓮土器、日和佐町藥王寺附近石斧、同新町齋瓮破片等に過ぎないが、之を以て見れば、石器古墳兩時代共沿海樞要の地には既に多少の住民があつたと云ふ事は推察せねばならぬのである、それで假令牟岐町より前述の土器が発見せられなかつたとしても常識上、石器、古墳兩時代には住民のあつた事を認めなければならぬ、

素焼土器

先年淺川村福良濱？の田の底より古風な素焼土器一個を發掘し、今青木輝吉氏が藏してゐる、此土器は完全なもので概形得利を幾分平たくしたやうな形で、特に底面が廣いのが目立つ、素焼で褐色を呈し、彌生式土器風に一部分に黒斑が顯はれてゐる、地質等も彌生式土器に似て居るが非常に重い、彌生式土器は石器時代の土器で此土器も焼風は彌生式に酷似してゐるが、其形態は相違してゐる、又近代の土器にも斯るものがない、それで此土器の時代はよく分らぬが、相當古い物である事は疑なく仮に鎌倉時代頃のものとして推定して置き尙將來の研究に俟つ事とする、

石器古墳兩時代では土器が旺んに使用せられ従つて學者も之が研究に力めたが、其以降は土器の使用される事少く且つ他の資料が豊富なので學者も斯る方面を閑却してゐるので充分なる鑑定をする事が出來ぬ譯である、

七人塚

大字河内字ヲクヨシにある、田の畦にあつて東西約一間半、南北約二間半、高さ約三尺の土盛りであつて上に小祠を祀つてある、昔し土佐より來た山伏七人が争うて互にクジを切つて皆死んだと言ふ、塚の所有者丸岡龍太郎方では、此處の田を耕作する時には塚に赤飯を祭ると云ふ、七人塚の名は各地にあり、塚の普通名詞の如くなつてゐる、此塚は形式上藤原時代の墳墓であると思はれる、尙ほ次項を参照せられたい、

大屋塚

大字邊川の縣道に沿うた田の中に大きな塚状のものがある、大体二等邊三角形をなし二邊は七間宛、一邊は四間である、最高点は高さ約七尺で周圍は小石で石垣としてある、最高處に小祠を祭つてある、之を大屋神社と稱する、

上古に盛行した古墳の研究は進歩してゐるが、奈良朝以降に行はれた各種の塚に就ては學界でも未だ研究が進んで

居らぬやうだ、それで上記の塚の如きは外形だけを見て其性質や時代を鑑定する事は何人も困難とする處である、完全なる調査をなさんとすれば怎うしても之を發掘するの外はないのである、七人塚と云ふ名稱は他にも類例がある、矢塚とか七人塚と云ふ名は塚の代名詞と見るべきであらう、其で始めは無意味に七人塚と呼んで居つたのであらうが、例の説明傳説が附いて七人の山伏云々と言ひ出されたものであらう、何の爲の塚か其性質は分らぬ、大屋祠の方は土人も之を塚と稱してゐない上、内部は岩層であるらしい(表面にやゝ露出してゐる)ので塚として築いたものでないかも知れぬ、慶長十三年の檢地帳にも大屋垣内の地名が入つて居る、大屋とは其地の豪家に對し分家や下人の者が尊稱した言葉である、大屋祠は大屋の鎮守であつたかも知れぬ、

◆一里松

舊藩時代の一里松のあつた處は三箇所で其位置及び前後の距離は左の如くである、

山河内村一里松(四一町四六間)橋村一里松(三四町四七間)河内村赤水一里松(三〇町五〇間)内妻村一里松(三五町五二間)浅川村一里松

橋村一里松 寒葉坂舊道を降りつきたる邊り北側より流れ来る谷の暗渠がある、其傍道の北側にあつた、大木があつたが五十年位前に枯れた、此處に大師石像を祀つてあつたが今は新道の傍へ移してある、

河内村赤水一里松 宇東川又にあつた即ち川又橋を東へ渡り行く事一丁ばかりで右側に「東寺迄十八里」の石標がある、是より數間東の左下にあつた、舊道は山裾畑に沿うてあつたのである、明治十年過迄あつた、廻りは六尺位であつたやうだ

内妻村一里松 大坂峠にあつた

3 五 輪 塔

五輪塔は鎌倉時代より行はれた墓碑で、初めは墓にも卒塔婆にも使用したものであるが後世に至つては専ら墓として使用せられた、本縣に存する五輪塔の石質は凝灰岩(初期)、砂岩、花崗岩の三種であつて、凝灰岩製のもの吉野川中流地方に多く、南北朝時代前後に盛行した様である、砂岩製ものは足利時代中期より以降徳川時代中期迄行はれた、花崗岩製ものは戰國時代末より徳川中期迄行はれたやうである、さうして凝灰岩、花崗岩等は全く阿波に産せぬ岩石であるから、當時専ら他國より購求し來つたものである、砂岩製のものも恐らくは同様他國産のものと察せられる、五輪塔を使用した者は武士又は富豪等で身分ある者に限られたものであらう、それで五輪塔の分布を調査する事は郷土史研究に就て必要な事と信ずる、

◆五輪塔分布表

- ◆中村 青木輝吉氏宅南側荒神社 (四基) 荒神の神体は五輪で、其小祠は五輪を覆うて居る、此五輪は花崗岩小型五輪で徳川初期のものである、地輪は欠失してゐる、尙祠の周圍に三基分があり、一は砂岩小型五輪の火水輪、二は花崗岩中型五輪の火輪、三は砂岩大型五輪の空風輪、其石質は大島石に似てゐる
- ◆中村 奥村榮太郎氏宅北側小祠 (二基分) 一は砂岩中型五輪の水輪、戰國時代、二は花崗小型五輪の火水輪
- ◆中村 ミセノ山麓の墓地 (一基) 砂岩小型五輪、完全

◆中村字観音堂縣道傍 (三基分) 一は砂岩大型空輪、二は花崗岩中型火輪、三は花崗岩小型、完全、地輪部は特に長く一尺餘ある、

◆中村 神子田半左衛門祠 (二基分) 一は砂岩小型の火水地輪、二は花崗岩小型、地輪欠失、一は戰國時代二は徳川中期

◆中村 昌壽寺境内 (一基分) 砂岩小型、空地輪欠失、尙ほ砂岩製寶篋院塔の九輪部が倒れてゐる、長さ一尺餘、戰國時代、當時の寶篋院塔は珍らしい

◆中村 昌壽寺南側丘上 (四基分) 一は砂岩小型、他は花崗岩中型の水輪又は火輪

◆西牟岐浦 滿徳寺裏墓地 (一基分) 花崗岩大型、空風輪

◆西牟岐浦 西念寺北方山下の墓地 (五基分) 一は砂岩小型、空輪欠失、二、三、四は花崗岩中型火輪、五は砂岩大型火輪

砂岩大型火輪

◆東牟岐浦 小泉清美氏宅 (一基分)

◆灘村 藥師堂(東牟岐の東端)墓地 (六基分) 此墓地は元正傳寺の墓地であつた、一と二は砂岩小型、三は花崗岩小型、四は花崗岩中型の火輪、五は花崗岩大型の空大、六は砂岩大型水輪

◆灘村 觀音寺墓地 (八基分) 一、二は花崗岩小型のもの、三は特に注意すべきもので、花崗岩小型の様式であるが、普通品よりは特に大きく、高さ約三尺、幅七寸で各輪は五大の梵字を刻し、地輪には「延寶九年、爲月

妙照禪、九月廿一日」の刻銘がある、四は花崗中形の火輪、五は花崗岩大型の完全なるもの、高さ三尺、地輪は

普通のものより低い、此外花崗岩大型の不完全のもの三基分ある、内一基には五大の梵字がある

◆灘村 東光寺裏墓地 (二基分) 一は砂岩小型、二は花崗岩小型、完全のもの

◆出羽島 番屋事島本鶴吉氏宅 (四基分) 一は砂岩中型の火輪、二は花崗岩大型の地輪と空風輪、三は花崗岩

中型の火水輪、四は花崗岩中型の水輪、尙ほ中型五輪は何れも戰國時代の形式のもので大五輪も其當時のものである

◆出羽島 觀榮寺境内 (二基分) 一、二共花崗岩大型五輪の水輪

◆内妻村 内妻縣道傍 庵 一は花崗岩小型、其他花崗岩及砂岩の小型數基分ある

◆川長村 八幡山の麓墓地 (一基) 花崗岩小型、完全

◆川長村 字大坪地藏堂庚申石碑 (四基分) 一は砂岩大型火輪、二は花崗岩大型火輪、三、四は花崗岩大型空大

◆川長村 字關和田タケ氏前方地藏堂 (二基分) 一は花崗岩小型、完全、二は砂岩小型の地輪

◆河内村 字平野川添梅一氏宅鉸中 (二基分) 花崗岩中型の火輪二個、水輪一個、地輪一個、先年鉸中より發掘したるものである

掘したるものである

◆河内村 字平野丸岡仲吉宅前 (一基分) 砂岩小型の空風輪、先年屋敷を造つた時發掘したものである

◆河内村 字笹見地藏堂 (二基分) 花崗岩中型二基分の殘存部を亂雜に積み重ね一基に立て、ある、土俗は平

家の落人の墓と稱してゐる、元朝日權現の社地である

◆邊川村 東部田の中 (一基) 花崗岩中型五輪、完全高さ二尺餘土俗は平家の落人の墓とも稱してゐる、尙西

久太郎方にもあると云ふ

◆橋村 字井ノ口地神様 (二基分)

何れも砂岩中型、一は地輪を欠失、二は火輪を欠失

4 城 址

牟岐で城址とせられてゐるものは東牟岐の観音山、西牟岐の古城、及び西牟岐北西方に峙つてゐる台ノ山の三個處であるが所謂牟岐城とは観音山(城山とも云ふ)に當るのである、戦國時代の末頃、牟岐城には牟岐大膳允が居つたが天正年間長曾我部元親に歸服した、此大膳允は名を俊房と稱し、父は牟岐兵庫介虎房と言つた、倅て牟岐城の所在及び城主の人名等に就ては從來の記録は何れも斷片的のもののみで甚だ曖昧であり、尙ほ異説があつた、即ち阿波志記事の如きは根本的に誤つてゐる、それで編者は研究の上大略右の如く確定したのである、以下項を分ちて詳細なる説明をしやう、又古城々址の方は牟岐城よりもやゝ時時の舊い城と思はれるが、城主の人名等は不明である、台ノ山は能く分らぬが一時的の陳地とした處か或は櫓等のあつた處である

牟 岐 城 址

城址の現状 東牟岐八幡神社背後の小丘の最高点である、上に観音堂があるので現時通稱観音山と云うて居るが、始めは城山と言つて居つたものであらう、観音は正徳三年に創立されたものである、山頂は全く平坦な庭となし、十四、五間四方で、面積が百七十坪ある、北部には観音堂が置かれて居る、又周圍には赤松及び黒松の大き木が十數本茂つてゐる、山頂の北側及び西側の斜面は墓地とせられ三五段の階段状をなしてゐる、是は城の峙とした跡か或

は墓地の爲に作られたものであらう、山頂より東へ續いてゐるやゝ低い尾筋に井戸の跡があり水が溜つてゐる、山頂の標高は五十米餘である、登路は東南の方海藏寺より路がついてゐる、尙ほ通例斯る山城は危急の場合に利用するので平常の生活は山下の便利よき處に居館を構へるのである、是を里城と稱する、右の城址に對する里城は明らかでないが八幡神社附近にあつたものと臆測せられる、牟岐城址は牟岐川を前に帯び南に海を控へたる要害で當時城廓を築くべき當然の位置である、日和佐前山城址も地形が之と同じである、尙ほ其山頂は百七十坪ばかり全く底平とし周圍に松の大き木があるなど城跡として整つてゐる、観音堂は正徳三年五月の創立であるから遙か後世の建立である、山頂の平坦地は築城の時に作つたもので、観音を祭る爲ではない、観音堂の爲であれば三十坪位で充分なのである、

牟岐城と城主の研究 牟岐城及び城主に關する重要な資料を擧げると左の通りである

一、寛文年間の著作南海治亂記に「牟岐の城主牟岐大膳助」と見ゆ

二、八幡神社所藏正徳元年に記したる寶永四年津浪の記に「今の社は元龜二年に牟岐兵庫介虎房再興し待り(委棟桁有)」と見ゆ

三、満徳寺所藏記録中に八幡神社、元龜二年の棟札寫しがある、其内に「藤原虎房翁殿、俊房」と見ゆ

四、徳川時代中世の著作城跡記に「牟岐城主將牟岐大膳允、藤原氏、紋三引兩、添紋四ツ才、馬印暮紋一文字」と見ゆ。尙ほ類書である阿波國將士姓氏錄に「牟岐殿藤原紋丸中藤字」と見ゆ

五、文化年間の著阿波志に「牟岐壘牟岐中村に在り、藤原行久此に據る、又壘城あり、南海に枕む、天正三年抜く

秦元親、其族親秦をして之を守らしむ(原漢文)と見ゆ

六、阿波志氏族の項に「藤原俊房 牟岐兵庫頭と稱す、牟岐浦に居る、又虎房有り、牟岐八幡祠棟銘に見ゆ、又行久あり、大狀に見ゆ、其族五、曰く佐野、曰く莊野、曰く大竹、曰く小橋、曰く町口」(原漢文)と見ゆ

七、牟岐町長満石氏が數十年前、土地の古老である青木七郎、久佐木佐太郎兩氏に就て聞取り筆記したるものに「慶長の頃牟岐大膳之承なるもの觀音山に居城を構へたりと、又一説に同所は阿部兵庫守の居城なりと、古城山及び台ノ山の城址は何時の世誰の居城なりしか考ふべからず」と見ゆ

右の資料に依り對照研究をなすと、先づ牟岐城主に牟岐大膳允があつた事は確實である、一に大膳助とあるが四、七等阿波の資料に允とあるから之を正しいものと見る、正(守、頭)、介(助)、允(丞)は元來三階級の資格であるが俗稱の場合は混同せられてゐる例が甚だ多い、次に二、三に依り牟岐兵庫介虎房なる者があつた、是も八幡神社の由緒書には兵庫頭とあり阿波志も之を採つたものであらうが、正徳元年の記録の方を正しとせねばならぬ、七に阿部兵庫頭とあるのも同人であると見ねばならぬ、牟岐なる姓は通稱であつて本來の系統は阿部を姓としたものかも知れぬ、八幡神社の神官は蜂須賀時代より明治に至る迄阿部氏が勤めて居つた、其間の關係は明らかでない、大膳允と兵庫介とは共に牟岐を姓としてゐるから系統的關係があるやうだ、又三に虎房翁、俊房とあるを見れば父が虎房で子が俊房であるらしい、兵庫介虎房は元龜二年既に老人であつた、數年後の天正年間には大膳允が城主となつて居つたのである、それで大膳允と俊房とは同人に相違ない、阿波志に俊房を兵庫頭としてあるのは根據なく誤で混合して居るのである、是で漸やく牟岐城主の氏名が明らかとなつた

次に牟岐城とは何處かを決定しやう、六、七の資料に依り牟岐大膳允俊房は、牟岐浦觀音山に居つたと言ふ口碑があるやうだ、殊に觀音山城址は前述の如く戰國時代の牟岐城として適當なる地形をなしてゐる、元龜二年棟札の寫しと云ふものは恐らく記憶に依つて書いたものであらうが大体は信用出来る、牟岐兵庫介が八幡神社の大檀那となつて社殿再興をなしたのは城の鎮守として尊信した爲であらう、それから他の一面より見れば八幡宮は牟岐惣体の氏神である、之が再興に方つて大檀那となるのは牟岐の領主であるのが當然だ、是で牟岐城の所在も明瞭となり、城主牟岐大膳允は牟岐の領主であり牟岐の内でも最も有力者である事が分つた、五阿波志に牟岐壘を中村にありとし其城主を行久としてあるのは古城々址を指したのであらうが據り處がなく誤謬である事は最早や説明の要はあるまい行久の名が大狀に見ゆとある、大狀とは徳川時代に阿波で行はれた三好大狀記を指したものであるが、徴古雜抄に錄された三好大狀記には、牟岐城も行久の名も見えぬ、同じ書でも昔の寫本は轉寫毎に増補訂正等をなす事があるから、他の類書には行久の名が記されてゐるのであらう、かく行久の存在はやく隱昧であるが存在したものとすれば矢張り牟岐城主大膳允俊房の一族であらう、七に慶長の頃とあるは天正の誤である

城の歴史 牟岐城は何人が何時に築いたものか明らかでないが、元龜天正の頃阿波國內大に亂れ加ふるに長曾我部元親來壘の風聞あるに依りて、牟岐大膳允が造つたものと想像する、次で長曾我部の軍兵の打入りたる模様につき南海治亂記に記したる處々を抄出すると

天正三年秋元親土佐の兵を擧て野之山十里の山路を越て甲浦につく、甲浦は桑名丹後守、桑名將監の守る處なり、是より阿州海部へ三里ある也、外聞を遣して是を聞かしむ、海部城主は國傍輩の境争ひについて讃岐の引田へ出

陣す、穴喰地下人は土佐の兵甲ノ浦に着たると聞き海部を指て落行ぬと告來□らば穴喰に打出よと押かくる處に海部の兵士鈴ヶ峯と云ふ處に押上、戦備をなして待かくる、元親是を見給て渠を遣さぬ様に討取るべしとて、先陣後陣をいはずして我意地増に攻登る、敵兵勢を見て叶ふまじとや思ひけん、山より引下し退散す、遣さしと追かくれば城へは入らずして方々へ逃行き黄昏に及びぬれば元親は鈴ヶ峯に陣を居へ、東灘目へ手遣あり、由岐の城主由岐隱岐守土佐方へ降参す、日和佐の城主日和佐和泉守降参す、牟岐の城主牟岐大膳助降参す、夫より元親兵をおさめて甲ノ浦に歸る、後元親又出馬ありて南方内福良の城主を降す、それより香會我部親康を帥將とし牟岐、橋、泊へ手遣あり、城兵共降参して人質を出し事濟み、南方二郡悉く治るに及び海部吉田の城には北村閑濟牟岐の城には香會我部親泰居城して南方の郡代とす、

右の記事は多少誤聞誤記あり又年月等も曖昧で確實なりとは云へぬが、他に殆ど據るべき資料がないから、是を以て當時の大様を窺う事が出来る、徵古雜抄掲出の文書に依れば日和佐城主日和佐肥前守は天正五年香宗我部安藝守親泰に歸服してゐる、香會我部親泰が牟岐城に居つたとあるは海部城(軀)の誤りであると思ふ、

古 城 城 址

西牟岐、酒造會社裏の小丘はコージョーと俗に稱されてゐる、是は古城を訛つたのであると言ふ、古城は標高四十九米位であるが山の斜面には植付けられた杉其他の雜樹が茂生してゐる、山頂部はやゝ妙な地形で、南北に長く長さ十間餘り土堤狀をなしてゐる、それで此土堤狀の東側は五尺位下りて幅三間餘の平地があり、此平坦部の両側(南端と北端)は一、二尺の高さの堤狀をなしてゐる、結り平坦部の背後の三面は土堤狀の突起で圍はれて居るのであ

る、此平坦部の線端より山下迄(東面の山腹)は一直線の急斜面をなしてゐる、又西側は三間位下りて平地幅三、四間のがあり南側へ續いてゐて、淡竹藪となつてゐる、南側は尙是以下に數段階あり、孟宗藪となつてゐる、

右の山頂部の平坦地は勿論人工にて山の斜面を切り取り平地を作つたものであるが、是は城の爲に造つたものか或は牟岐町によく發達してゐる階段狀山畑となしたものと考へて見るに、土堤は川西村吉田城址に存するものと同様に式であり、旁々此山が城跡である事は略確かであるから、城のために特異の地形を造つたものと考へるのが適當であらう、尙阿波國村誌中村分に「石垣壕跡僅に存す」とある古老の談に山下に溝の如きものがあつたと言ふそれから青木氏邸入口のやゝ南方(字本村二七九番一、二八〇番)に堀と稱する地名が残つて居り又天理教の屋敷を御壺と稱して居つた、此等の遺蹟は壕及び水溜の存在した處と推測せられるのである、又古城の山下の田地を城ノ下と稱してゐる、右の遺蹟に依りて考察すると、現今の青木氏邸あたりに豪族が居住して、此處を所謂里城とし、他より攻撃を受けた場合に山城である古城に籠るやうな設備となつて居つたものであらう、さて城主及び居城の時代等は全く不明であるが、古城の地名より見れば前項の牟岐城より幾分古い時代のものであらう、

台 の 山

西牟岐の北西に峙つた山が台ノ山で一に百々路山とも云ふ、山頂は標高三百八十六米でやゝ平坦地となつて居る、土俗の言ひ傳へに此山は城のあつた處と言うて居る、山頂には茶碗の破片其他のものが落ちて居ると言はれる、阿波志に壘城(支城の意)ありと記してあるのは台ノ山に相當するやうだ、台とは物見櫓の意味がある、砲台を台場と云ふも類似の意味である、それで台の山は物見櫓のあつた處と信ぜられる、之を設置した者は矢張り古城の城主

に外ならぬ、赤河内村赤松にも城ノ台と云ふ山がある、物見櫓のあつた處である

5 藩末の事變

異國船の來航

明和年中(或は安永とも云ふ)日和佐町惠比須濱沖に碇泊した事があつた、其頃水田の蝗を狩る爲所謂「實盛送り」の禁厭を行ひ炬火を擧げ男女皆小銃を發射した處異船は驚いて忽ち去つたと云ふ此異船は魯西亞船で海岸測量に來て居つたものだらうとの説があつた、次に文政十二年十二月牟岐沖に異國船が碇泊し世を騒がした、此時の詳細なる模様を、東浦の判形人廣田勘左衛門が記録したものが、保存されてゐるから、之に依りて當時の大様を記述する

文政十二年拾二月十二日土州野根浦沖三、四里の邊に異國船と見ゆる大船一艘が漂うて居るのを穴喰浦の漁師が認めて歸り直に日和佐御陣屋に注進した、郡代の一人三間勝藏は御陣屋に居つたので其旨直に各浦に通牒し自身も穴喰浦に出張して取調べをなした處野根より沖合遠く去つた様子で日和佐へ歸られた、然るに同月二十日晝四ツ時當浦沖合に異國船漂流の由を聞いたので東浦廣田勘右衛門は早速役船に乗つて見届に出張した處日和佐千羽ヶ嶽の上手に異國船が漂うて居つて新見佐和郎の役船が既に異國船に近づいて居つたので、相共に彼船に接近して、問答をなしたが言語が通じない、異人の手眞似に依つて際すれば米水薪を切らして難儀して居る様子であるから、持合せの水と薪とを與へ、早く沖合へ漕ぎ出し歸るやう手眞似にて示した、其時淺川浦庄屋原田佐兵衛、池内宗次兵衛の伴祖助兩人が日和佐より役船にて來た、是は郡代の命に依り、過般野根沖に顯はれた船と同じか否か見届けに來たのである、此兩

人の船は加子が不馴で困つて居つたので廣田の船へ乗り移つた、兎角する中異國船は大島のあたりに行つたので、後を追うて近附き能く見れば野根沖に漂流して居たものと同じ船であつた

此船は黒ぬりの帆船で、船長九間半位、船幅三間位、水際より舷迄の高さ一丈位マストは二本あつて前の分が長さ十間半位、矢帆が上、下二段にあり、後の分は長さ十二間位、矢帆は上、中、下三段となつてゐる、猶舳艫に各片帆がついて居る、乗組員は九人見えて居つたが、其他見えなかつた者もあるから總員何人かは分らぬ、又犬を一疋飼つて居つた、

廣田氏等は直に日和佐御郡代所へ報告に行つた處三守(某)及び浦奉行濱庄助其他の役人は海邊に出張して居つた、三守(某)は油斷は出來ぬ片時も早く歸つて牟岐兩浦を固めるやう命じたので廣田等は直に船にて歸つたが、其時には異國船は東牟岐、小張山の沖に碇を入れて居る様子であるから、大に狼狽し、西牟岐浦は新見が、東牟岐は廣田が警固し、それ〴〵所役人共へ申付け、半鐘を打ち鳴らし帳、幕、法螺貝、太鼓等を以て陣を張り郷鐵砲の者及び獵師共八十人餘りを呼出し、東西兩濱邊、二間毎に一人宛の鐵砲持ちを配した、又小張山へは幟を立て、鐵砲持十人を遣つて空鐵砲を放ち、夜分は小張山及び海邊數箇所を篝火を焚いた、出羽島は青木虎次郎が受持つて警備をなした、

郡代三間勝藏は大筒持等を連れて同日夜半西牟岐へ着し、又郡代山内忠太夫は急を聞いて徳島を發し翌二十一日夜半到着し、又二十二日晝四ツ時には御目附速水善右衛門、村瀬嘉兵衛、小目附倉野亦五郎、山内隆太郎其外家來多數西牟岐へ來り手揃となつたので、二十三日實彈の石火矢、大筒を以て異國船を追拂ふ事に決定し、浦役人が二十二日其趣を知らせに異國船へ行つた所、今二、三日逗留さして呉れと云ふ様子で出帆の模様でないから、愈々撃拂ふ外な

き事となり廣田は東魚御分一帳元池内奥右衛門を召連れ矢先見分の爲め同夜小張山に至つたが矢先が悪いやうであるから、新見が御鐵砲池内安藏を召連れて西牟岐浦島の平から見分した所矢先に障がないとの事で廣田、新見兩人は御自附の御用を承はり異人を上陸せしめぬやう嚴重に警戒をなし山内は島の平に陣取り、三間は出羽島に渡り、二十三日未下刻双方より狼煙を以て合圖をなし石火矢、大筒にて射ちかけた、

其時 鳥ヶ平 二百目筒一挺 百目筒一挺 小筒六挺

出羽島 石火矢三百目玉 同三十目玉 小筒十二挺

異國船は二十日以來出羽島北北東十町ばかりの處に碇泊して居つたが止むを得ず帆を揚げて遁げ出羽島の前より下沖合へ向ひ夜に入る迄見えて居つた、それで二十四日早朝見届のため廣田が大島狼煙場へ行き見渡したけれども最早や分らなかつたから、山内郡代、目附小目附等の面々日和佐迄引返し、三間郡代も二十六日に歸られた、

是より先徳島に於ては更に出兵する事とし一番手軍將中老山崎將監が組士共及び御鐵砲を率ゐて日和佐薬王寺迄到着した、牟岐に於ては宿配り其他準備のため大騒動の体であつたが、異國船が退去したで日和佐より引返した、徳島藩にて斯の如く巨軍を繰出し又石火矢大筒を發した事は大阪陣以來の事であると、海部郡沿岸各浦々にても庄屋及び浦奉行が出張して警戒を嚴にして居つた、両郡代は翌年正月新見廣田兩氏に對し今後異國船に對する防備に就き詳しく指示をなし、同五月功ありたる者に對し其々褒美を與へ役船の船頭及び東西、出羽の各浦へ對し米を興へられた、右外國船の繪圖四枚あるが船名は「俗にイギリス知遠號」と記してある、

軍 艦 漂 流

安政三年薩摩島津家に於て軍艦三隻を日向國外ノ浦にて造り幕府に獻ずる爲廻航の途中暴風雨に逢ひ、一隻は遠州灘に一隻は伊豫沖へ漂流し他の一隻は同年三月廿一日牟岐大島前に投錨した、仍て浦役人等灘村に出張し、大浪を冒して軍艦に渡らうとしたけれども不可能であつたので海人に命じて泳がしめて彼の船に達した、艦長は手紙にて漕船を乞ひ封筒には「阿波守御領分浦方役入云々薩州舟奉行長崎監物」とあつた、それで漕船二十餘隻を出し、淺川村鹿島港に曳航したが底海淺くして入港する事が出来ぬので日和佐五人組寺島八右衛門、出羽島小松屋某を水先として雇ひ橋港に漕ぎ行き作事の上江戸に向つた、

翌安政四年薩州より難船救助に盡力した役人等へ謝禮を贈り來たので五月十四日一同の者を集め下附された其人名及物品は左の通りである、

◎御用船難船救助御謝禮(池内龜太郎氏所藏記録、大典民政資料九〇〇頁)

- 一 銀貳枚、薩摩上布壹反宛 御郡代 淺田久米之丞様 森五兵衛様
- 一 金三百疋、芭蕉布貳反宛 浦御奉行 江澤章三郎様 庄野喜平太様
- 一 金五百疋宛 御手代 高田林太郎殿 越久田九郎右衛門殿
- 一 金百疋宛 灘目附 來條柳右衛門殿 池内奥右衛門殿 下裁判 榮次郎 清助
- 中村大庄屋 中西芳太郎殿 淺川大庄屋 池内久四郎殿 奥浦大庄屋 志方安藏殿
- 穴 喰 浦 田井俵兵衛殿
- 一金貳百疋宛 牟岐浦庄屋 久佐木佐太郎殿 同浦年寄 青木仲左衛門殿

- 一青銅百疋宛 牟岐浦五人組 利右衛門 彦四郎 六左衛門 九右衛門 源兵衛
- 浅川浦五人組 直兵衛 房藏 宇一郎 久兵衛 幸左衛門
- 一青銅三百疋宛 出羽島五人組 彌吉郎 浅川浦五人組代 直吉

土佐脱走人の滞留

幕末の頃土佐の志士清岡道之助(成章)は海内騒然たるに鑑み勤王を論じ、藩廳に建言する處があつたが、用ひられぬので元治元年七月同志を糾合して安藝郡野根に屯集し、兵器を擁して藩廳及び目附所に書を致した、藩にては道之助一味を捕縛しやうと數百の兵士を差遣したので道之助以下二十三名は土佐を脱走して阿波に入らんとした、阿波藩では國法に依り八月上旬?突喰にて一同を取押へ東牟岐に連れ來り、海藏寺、醫師生田亮平方其他に分宿拘禁し、大里村御鉄砲の者に警固せしめた、脱逃人一同は阿波より京攝方面へ逃れる意志であつたが其意を得ず、九月三日牟岐より阿土國境に送られ、土佐國役人に引渡された、一同は四日夜迄に田野村役場へ連れられ五日午前中に奈半利河原にて悉く打首に處せられた、前途有爲の青年多數が國事に熱中したるの餘り斯る結果に陥つたのは洵に惜むべきである、清岡道之助は後正四位を贈られ、此騒動に關する碑は高知公園に建設せられた

◆脱走人二十三名の氏名

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 田野村郷士 贈正四位 清岡道之助 三十六歳 | 中山郷士 清岡治之助 三十八歳 |
| 西島村庄屋恒太郎伴次郎ト改名 近藤次郎太郎二十五歳 | 小川郷惣老 新井竹次郎 二十五歳 |
| 唐ノ島郷士次右衛門伴 柏原 禎吉 二十五歳 | 右次右衛門養育人 柏原 省三 三十三歳 |

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 安藝郡西濱郷士喜之進伴 寺尾 權平 二十五歳 | 安田浦庄屋光藏養育人繁吉ト改名檜垣繁太郎 十六歳 |
| 岩佐番頭 木下嘉久次 二十二歳 | 同人弟清岡茂彦ト改名 木下慎之助 十六歳 |
| 吉良川口浦大庄屋又次伴 田中 收吉 二十三歳 | 井口村庄屋助六二男秀ト改名 安岡 鉄馬 十八歳 |
| 甲ノ浦大庄屋元助伴 吉本 培助 二十三歳 | 安田浦地下醫師 宮田 節齋 二十九歳 |
| 安田浦地下浪人善右衛門二男 宮田 頼吉 二十八歳 | 岩佐番人七五郎伴 川島 惣次 四十歳 |
| 足輕孫伴宮地孫一郎ト改名 山崎 孫平 十九歳 | 島村番人庄屋重次郎二男 小川 勘次 二十二歳 |
| 下山村地下源七伴 横山 英吉 四十四歳 | 大井村浪人十郎二男 岡松惠之助 三十歳 |
| 和食村庄屋氏五郎養育人清助伴 千屋熊之助 二十三歳 | 安田浦紺屋彌三郎弟豊永五郎ト改名(民兵)斧馬二十八歳 |
| 安喜浦西濱本水主 (民兵)恒 次 三十八歳 | |

◎生田氏所藏遺書

猛者能驅又能容、窮鳥所死却有生、一俯一仰我事奈、嗒々哀々至無聲」
 漂母微心尙且思、今日報恩豈埃令、堂々武將護天景、區々草臣渡水霜」
 嗚呼皇國當今之男子切齒相呼脫女裝、
 留阿波國呈某君 元治甲子仲秋 土州生 清岡 成章

予ゆへあり阿波の牟岐なる生田氏の家にとまりて主人の厚き情に預りぬ今其家を出ければ聊か此をよみて留別

とす

身をいたす秋の浪風おさまれば又もや君に阿波で濟まし

正寛（正寛は新居竹二郎）

余暫く阿波の國生田氏の家に留る事あり一方ならぬ染心にあつかりしが今其別れにのそむとて其座に梅の畫のありしを見て

生久し田もて壽梅に鶴又訪折の契阿波勢舞

甲子秋の日 竹莊生 旭梅軒再拜

漂泊是何日 風流無一詩 遊魂與月泛 腐殼奚爲知

（達磨の畫に） 旭 梅 軒

踏迷ふ道はいかにか白露の無二の心や有明の月

（扇面） 清岡道之助

心根の伸びさることをたかなして百たび迷ふ淺芽生の道

新居猛次郎

百 性 の 脱 走

享和年間那智海部の郡代は大田忠三、佐和瀧三郎、赤川佐藏の三人であつたが、佐和は酷吏として名があり殊に赤川とは仲悪く互に遺恨を持ち、年貢米の善悪を論じ其結果、佐和は粒々盆撰りをなさしめたので、百姓中には糊口に窮する者が多くなつた、それで河内村、中村、鯖瀬の百姓等申し合し窃に住地を脱して日夜兼行山越しをなし土佐築瀬に至つた、役人は大に驚き直に使者を土佐に派遣したので、百姓が築瀬に着いた時捕はれて阿波に送還せられた、

此事件は内密に濟ましたけれども郡代手代の罪となり、大里村三本松に於て打首の刑に處せられた、此手代は鞆浦の人であつたと、佐和瀧三郎も後罪を以て入牢の身となつた、元治元年土佐の脱走人清岡道之助一味を阿波藩に捕へたのは此事件の返禮であると俗間で稱せられて居る

三 家 系 と 傳 記

1 青 木 家

青木氏は海部郡屈指の名家であつて牟岐町特に大島出羽島の歴史に就ては最も深き關係のある家柄であるが、往年故あつて系圖を失うたので上代の事は詳しく分らぬ、併し同家の口碑に依ると祖先は平家の一門門脇中納言敦盛の裔で土佐國幡郡中村の一城主であつたが、長曾我部元親の爲に領地を奪はれたから、阿波國牟岐に來住し、姓を青木と稱したと言ふ、蜂須賀氏入國以降の家系由緒等は同家所藏の記録文書及び其他の資料に依つて概要を知る事が出来る、青木家に於ては嗣子猪太郎氏が苦心の結果大正元年青木家系圖を作成した、是は全文信頼すべき資料を基礎としたもので正確なものであるから、此系圖を根據とし同家の家系及び事蹟の概要を記述する

初代、青木六郎兵衛 元浪人であつた、蜂須賀家政公入國後海部郡の百姓で治め難い者があつたから、六郎兵衛の

家筋を聞召し斡旋するやう命じたので三、四年の間に治まる事となつた又蜂須賀至鎮公（家政の子）の御代に六喰にて土佐との國境に紛らはしき事があつたが、六郎兵衛が行つて境界を定めた

二代、七郎兵衛 六郎兵衛の子である、數代相續きし家筋であるから、牟岐村庄屋役に任ぜられ郷浦の民政を司つた、それから正保二年四月十六日、牟岐の内大島に於て吉利支丹宗門改めのため御番を命ぜられ、其扶持として大島出波島兩地に於て何木でも一坪に一、二本宛殘し置いて伐採次第とし、又島の開墾が出来れば下される旨を記した覺書を給はつた、尙ほ其後慶安二年八月には、大島出波島へ住居する者があれば諸役(租税)を赦免する旨の覺書を給つた、又先代の功績に依つて牟岐の内邊川村橋村(両村喜來口迄)及び東クレ石、上下奥西地の各野山の開墾を許され、之を與へられた、萬治三年青木七郎兵衛開檢地帳が残つてゐるが、是に依れば其合計が田八町三反九畝六歩、高七十八石二斗六升九合で島が二反二十四歩、高一石三斗一升八合で田畠合して八町六反高合七十九石五斗八升七合となつてゐる、延寶五年六月卒去

三代、七郎右衛門 七郎兵衛の子、延寶八年十二月卒去

四代、七郎兵衛 牟岐村組頭庄屋(牟岐より伊座利浦迄)であつた。寛文元年八月廿一日附覺書を以て、先代に下し置かれた野山を拓らいたので其檢地をなした結果此高七拾九石五斗八升七合となり此高を與へられた。元禄十五年十一月卒去

五代、七郎兵衛 寶永四年正月廿八日附覺書にて北方高取の列に入れ御目見えせられる事となつた

六代、猪助 通久と號した、牟岐村郷高取である、安永五年九月卒去

七代、七郎 久富と號した、先代より引續き組頭庄屋である、當時の郡代佐和瀧三郎は苛酷の評があつたが、七郎を召して訊問する處があつた、即ち先年組頭庄屋勤務中、組内難村庄屋相續人の儀に付紛擾を重ねた際七郎が其

取扱をなしたが二儀の願ひを致させた段は如何心得たか糾問せられたが、七郎は二儀の願ひの意味が分らず押返して伺うた處郡代に嚴敷く叱られた、七郎は老體の上病氣であつたから嫡子伊助が附添うて委細の應答を了したが已歳より三個年間徳島旅宿にて謹慎を申付けられた、尙ほ未歳家督を悉く没收せられ、其子伊助に對し知行高の半分即ち三十九石七斗九升三合を橋村、邊川村の内を下され大島は没收せられ、出羽島だけを下された、文化八年十月八十歳にて卒去

八代、伊助 舍久と號した、寛政十二年出羽島の本葉伐小成に懸りし折郡代佐和瀧三郎に頼浦御陣屋へ召出され、

往年七郎兵衛へ出羽島へ人家有付する様命じ、住居する者には居宅並に船網漁具柴等を夫々貸與せしめ御口銀も地方並では住居する者が無いから拾歩一に据置く旨を仰付られ、尙彼島に住居する者には諸役御赦免とする旨の證文を下さつてあるが、追々一浦にも成れば七郎代に召上げた、半知高及び大島をも、以前の通り下される道もある旨郡代より懇々申し聞かされ歸宅の上種々手配をしたが、先年より島番として家來を遣つてゐるのみで、何様海上一里を隔てた孤島であるから、引越す者が無いので是を郡代に申し上げた處不興の氣であつた、其後牟岐浦庄屋民藏にも彼島へ人家有付く様申渡したが、民藏も所詮住居する者が無いと心得有姿に申出でた處不埒の旨で、民藏に對し庄屋役を免じ且つ頼浦にて入牢を言ひ渡された、それから伊助に對しては是非共居住する者を勧めるやう、左なくば民藏同様に處分すると再應申し付けられたので、止むを得ず伊助の家分れの者二人及び家來三人に言ひ含めて出羽島へ移らした、それで島番の家共六軒となり、漁業を勵んだが諸拜借銀(住家漁具等新調に對する貸下金)の返上が濟めば御口銀は十分ノ一であり諸役も御赦免となる特典があるから、引續き此島に移

る者が多く兩三年内に家數四十軒となり一浦の姿に繁榮したので文化二年五月二十三日大嶋は伊助へ返され翌三年より遠見御用仰付られ御判形人共相組相勤む四年八月伊助に立身仰付られ御番を免ぜられそれより御判形人が文政八年迄相詰めたが御番を中止指引せられた

伊助は老後出羽島に隠居し天保十年八月七十六歳にて卒去した

九代、猪介 伊助の弟である始め虎次郎と稱し家名相續に就て猪介と改名した、又貴久と號した、嘉永五年七月六十八歳にて卒去

十代、七郎 幼名市之進と稱したが後七郎と改名し武久と號した、明治六年以降小學校世話係兵務世話役等に囑託せられ、爾來公共の事に就き金品の寄付をなした事が多かつた、明治二十五年天理教の教導職試補を授けられ順次昇級して四十二年一月權中講義に補せられ翌月牟岐支教會長となつた、同年六月中村字本村に教會所を新築落成し、四十三年七月十日開筵式を行つた、大正四年一月八十五歳にて歸幽

十一代、輝吉 七郎の二男で文久三年十二月生誕、明治三十八年三月家督相續をなした、明治四十五年四月四日大川橋開通式に際し、三夫婦にて渡り初めをなした、長男猪七郎は明治二十二年十月生誕

青木家所藏文書

青木家には正保以降の文書及び控書等十數通を所藏してゐる、其内主要なる文書數点を掲げる

◆(大嶋御番仰付書)

覺

一海部郡牟岐之内、於大嶋吉利支丹宗門爲御政道、御番被仰付候條、鹽懸之船に至迄相改、不審成もの於有之は、おさへ置御郡奉行御代官森甚五兵衛方へ可告來事

一御番仕爲御扶持、右大嶋並出波嶋壹坪に何木に而も壹貳本宛殘置、可蒞探、於此兩山、島出來候は、被下候條ひらき可申事

一右兩嶋へ何ものにて有付申度と候は、肝煎居住可申付候事

右之通何茂、年寄中以相談申付候條無由斷御番可相勤者也、仍如件

正保貳年卯月十六日

賀嶋主水正(花押)

海部郡之内牟岐村庄屋七郎兵衛かたへ

◆(大嶋出波嶋へ有付者、諸役御赦免仰出書)

覺

一海部郡牟岐之内大嶋出波嶋へ何者にても罷越有付候様に可申付旨、正保貳年卯月十六日家老中相談旨、以書付遣置候、彌彼所に令住居者、於有之は、諸役可爲御赦免候條可得其意候、何も令相談如斯に候 以上

慶安二年丑八月六日

賀島主水正(花押)

海部郡牟岐村庄屋七郎兵衛殿へ

◆(大島出羽島柴木無分一の件)

一筆申遣候然は大嶋出羽嶋其方拜領之柴木伐取之儀、稻田次郎五郎へ相尋候得者、拜領之時分、無分一に被仰付趣

に候則、次郎五郎より之返狀遣候、其分可被相心得候謹言

六月九日

山内忠兵衛(花押)

牟岐村庄屋七郎兵衛方へ

(次郎五郎之返狀)

御狀參拜見仕候、如仰其後は不得御意候、御無事に御勤被成候旨、珍重に存候、私病氣同篇之躰に而罷在迷惑之段御察可被成候、然は牟岐村庄屋七郎兵衛拜領仕大嶋、出羽嶋柴切取申御分一之儀御尋被成候、平尾小左衛門、私兩人御使にて御分一面々に被仰付旨、七郎兵衛申渡候間、其趣、原與右殿御代官之時分も其通にて候、猶期面上之時候、恐惶謹言

稻田二郎五郎(花押)

山内忠兵衛様御報

◆(郷高取に申付ける沙汰書)

其方儀與頭庄屋共之内江入御目見被仰付候所、先祖より高八拾石及被下置儀候得者、當年頭より北方郷中高取之列に入御目見被仰哉之旨、當月十三日於會所賀島主水殿江拙者相親申候所、笹部忠介栗田仁右衛門御呼被成、御詮議之上其方儀向後北方高取之列に入可申旨被仰聞候條、可被得其意候 以上

寛永四亥年正月廿八日

杉浦吉右衛門(印)

海部郡牟岐村庄屋青木七郎兵衛殿

◆(郷高取心得書寫)

覺

海部郡牟岐村小高取 青木伊助

被下懸之高、其儘被下

右之者儀郷士格に被仰附御郡代支配其儘に而押立候御用之節槍も可爲持中小性格己下縁組不苦年始御歸國御目見之節下焚火に而列居御奏者披露之事

右之通被仰付候儀者第一者漂流船御手當專之事に候條萬一之御用之節へ家分れ之者を始家來下人に到迄召連屹と御用相勵可相勤候事

右之通夫々可被申渡候 以上 文化四辰年七月廿三日

2 判形人廣田家

廣田家の現戸主は東牟岐に住する廣田利之助氏である、當家は判形人の家筋で、藩政時代を通じて浦奉行其他の役目を勤めた舊家である、判形人(俗に御判形)と云うのは慶長年中關ヶ原の戦に、蜂須賀至鎮に従うて従軍し、至鎮公より諸役(租税)御免許の證文を戴いたから起つた名である、判形人は數十名あつて一同に對し元和二年名東郡津田村(高五十石)を與へられ、寛永九年高百五十石となつた、それより海部郡大里に移つた趣は廣田家系圖書に見えてゐる廣田家には系圖書、諸控書等十數通の記録を藏してゐる

◆ 廣田家系圖書概要

初代廣田彌五右衛門經正 細川讚岐寺(持隆)の家來であつた處讚岐守滅亡後浪人となり板野郡土佐泊に居つた、朝鮮征伐の砌森志摩守に従つて彼地へ赴いたが志摩守高麗陣中にて相果て、再び浪人となつて椿泊に住居した、慶長年中關ヶ原御陣の節竣徳院(至鎮)様の人數に加はつた、同十五年十一月竣徳院様より諸役御免の證文を頂戴し此時より御判形人と唱へた、其後大阪陣にも加つた、元和二年五月、名東郡津田浦にて高百五十石を下されたので同處に居住する内、益田豊後の事件以後寛永十七年海部郡の抑へとして御判形の内頭三十六人津田浦より海部へ遣られた、正保四年六月洪水にて海部御判形の者の屋敷も拜知も川と成つたので各々各地へ引越し、彌五右衛門は牟岐村へ移り古田高三石七斗五升及び新田六反切田を下された、慶安二年、大里村に御指置の樋口彌五右衛門を彌五右衛門嫡子五兵衛其他の御判形人中で預り又是迄數年の功績に依り五兵衛は興源院様に御目見仰せ付けられ、海部郡の目路見、勸農方、御作事、御札場、諸木御分一、魚御手口等の奉行を仰付けられた、寛文元年七月死去

二代、五兵衛親房 父の役を継ぎ三人扶持を下された寶永四年十月四日海嘯のため流死した
 三代、半六宜房 父五兵衛の御用名代となり、諸木御分一所御奉行を六年、魚御手口御奉行を十五年間勤めた、寶永四年父の跡式を継ぎたる以後穴喰浦不漁にて漁民離散し困窮して居るのを救濟し、二、三年の内に元に復し尚ほ奥浦も同様亡所に及んだのを斡旋して取立てた、それから海部目路見勸農方御奉行を仰付けられ牟岐浦魚御手口御奉行を兼帯した、寶永四年震災後魚御手口指止め所請けとせられた、

彼は五十六年も奉公したので勤功に依り寛保元年一人扶持(二石)を加増せられた、寛延元年九月二十日死去

四代、永藏只正 父の業を嗣ぎ、寶曆四年日帳格に列せられた、寛政五年三月死去、

五代、半之助經久 父の職を継ぎ寛政十一年小奉行格に列せられ、同年七月より浦御奉行を仰付けられた、享和二年諸木御分一所御用を免ぜられた、文化七年中勸農目路見の御用をも免ぜられ浦奉行のみ勤めた、天保六年閏七月死去、

六代、勘左衛門久明 文化十二年十二月異國船牟岐浦へ漂着に就て警固に盡した、天保十五年五月死去

七代、廣田春助福房 嘉永元年五月死去

八代、半之助網正安政元年十一月五日震災にて居宅流失した、元治元年正月海部郡那賀兩郡浦奉行に仰付けられ明治元年九月國中海邊浦方御用仰付けられ、三年十月免ぜられた、其後諸御用を仰付けられ、明治十二年五月死去した

3 庄屋其他の家筋

中西家 (現戸主中西寛太郎) 享保十七年中村棟附に、肝煎として爲右衛門と云ふ者がある、次に文化九年九月中村棟附に郷付浪人中西政右衛門の名が見えてゐる、其附記によれば曾祖父爲右衛門、父理右衛門は土州浪人にて親子供當地に來り正徳年中五人組、享保某年肝煎、寛政三年組頭庄屋、全十二年庄屋役となつた、享和三年牟岐浦の内出羽島在付人御仕合御用仰せ付けられ苗字帯刀、勤中御免となつた、

久米家 (久米安一) 享保十七年中村棟附に代官手代久米伊左衛門の名が見えてゐる即ち郡代の手代を勤めて居た

のである。

久佐木家（現戸主久佐木種太郎） 文化九年牟岐浦棟附に庄屋久佐木銀次郎の名が見えてゐる、其附記に天明五年

五人組、寛政十一年年寄、享和元年庄屋、文化六年勤中苗字帯刀を許された、文化十四年與頭庄屋を仰付られた

喜田家（現戸主喜田助四郎） 文化九年灘村棟附に庄屋、無役人喜田與三次の名が見えてゐる、其附記に依れば、

元祖丸岡喜太夫、紀州浪人にて下人召連れ當村に來り山地を開墾して在付く、二代目助四郎四町八反開墾、且つ大

阪御陣の節下人召連れ御供をした由、三代六郎右衛門慶長年中より肝煎相勤め、五代甚右衛門、七代六郎右衛門、

延寶、享保棟附に庄屋とある、與三次惣領助四郎苗字帯刀を許され夫役御免であつた

満石家（現戸主満石尉次郎）享保十七年川長村棟附に御林御番人満石傳左衛門の名が見えてゐる、山河内村八郎山御

林御制道及び木頭筋より牟岐出しの諸品仕成改めとして寶永二年那賀郡より召し出され御林目付に仰付られた

春山家 文化九年内妻村棟附に與頭庄屋春山文吾の名が見えてゐる、其附記に中村郷士青木七郎兵衛末子にて元祿

九年百姓の願出により庄屋役となつた、寛政十二年組頭庄屋となつた

六左衛門 享保十七年川長村棟附に肝煎六左衛門の名が見えてゐる、其附記に依れば前庄屋和田順藏□和元年役を

召放され、享保十八年願に依り庄屋役に引直された

中西家（現戸主中西岑太郎） 文化九年川長村棟附に庄屋郷付浪人中西儀八郎の名が見えてゐる、其附記に中村庄

屋中西政右衛門弟にして文化二年庄屋となるとある

長尾家 文化九年邊川村棟附に庄屋貞右衛門の名が見えてゐる、其附記に文化九年棟附の際一家となる（安次郎小家）

安次郎は文化七年郷鐵砲となるとある

莊藏 文化九年河内村棟附に庄屋御藏百姓莊藏の名が見えてゐる、其附記に明曆四年肝煎役、延寶年中庄屋となり

數代役儀相勤めた故享保年中以後本百姓にて代々本人惣領夫役並に脇指御免となつた

◆明治八年九年の間士族にして秩祿を受けたる者、他町村の者は略する

三四圓七三錢 渡部勝馬 二八圓四六錢 青木七郎 二四圓七六錢 久米隆次郎

二九、二四 廣田昇 三三、二三 梶田久 二九、二四 新見官太

〇二、五二 目良喜四郎 (二四、八〇) 山口と七年マデ(二一、六二) 谷宗平

二一、六二 佐藤市五郎 一六、三三 北岡儀三郎 (一三、一三) 島田寛平(八年マデ)

◆右金額は八年分の半額である、

4 傳記

◎神子田半左衛門

永祿七年織田信長が美濃の齋藤龍興を討つた時、齋藤方の軍は大に破れ織田方の士池田勝三郎は敵の唐首を追ふ事甚だ急であつたが遂に及ばずして歸つた、信長は勝三郎に向ひ今の唐首で逃れた者は必ず神子田長門であらう、凡そ追兵の急なるに方り怯懦の士は必ず反撃して死するものである、死せずして遠く逃れるは大剛の者でなければ出來ないと問うに果して神子田長門であつたと、以上は近古史談に載せられた處であるが、此勇士が當町に來り昌壽寺を開基し

たと云ふ口碑がある、其梗概は

神子田半左衛門は尾張國智多城主であつた、其後織田氏に従ひ蜂須賀家政と親交があつた、中國征伐以來行方不明とせられてゐるが、發心して僧となり梅殿と號して四國に渡り當牟岐に來り一庵を結んで住んだ、蜂須賀家政は阿波に封ぜられ慶長年間國中を巡見する爲牟岐に來た際梅殿は法衣を纏うて家政を宿所に訪うたけれども風体が賤しきため侍臣が取次をせない、梅殿は翌日其駕を途中に迎へ（中村宇觀音堂の處と云ふ）漸く面會をなし物語をした、家政は何なりとも君の望に任せて與へると云ふたが、梅殿は答へて既に僧となつてゐるから何も望みはない、唯だ汁の實を作る土地さへあればよいからと、杖を以て是だけと示し、即ち其地を給はつた、是が今日迄昌壽寺の寺礎となつてゐる三反七畝二十五歩の地である、梅殿は尙ほ友人である滿徳寺へも同じく與へるやうに乞うた「是も同寺の境外所有地一反三畝二十九歩となつてゐる、一説に半左衛門が家政と親しかつた節何れか一方が一國の主となつたら半分別をしやうと約束してあつたと言ふ

是より昌壽寺と稱し家政公より賜つた觀音像を脇立とした、半左衛門を祀つた祠は杉尾神社東側の森の下にあり俗に梅殿さんと稱してゐる、祠前に五輪塔二個がある、昌壽寺の鎮守である

又此祠は齒痛に靈驗があるとせられ金屬の鳥居を奉納する慣習がある

◎丸岡與助

大字河内、丸岡仲吉氏の祖先に丸岡與吉と云ふ弓の名人があつた、幼少の時より弓矢を能くし、長ずるに及んで入神の技に達した、或歳京都に赴き三十三間堂（長さ六十六間あり）に於て見事に通矢を射名聲を揚げた、三十三間堂

には丸岡與助の射技を推稱した額が近年迄残つて居つたと（以上古老の談）又牟岐町土俗の語つてゐる傳説にも與助が河内の腰掛石の處から、弓を放ち赤水一里松の處を通行する人の丁髷の元結び或は草鞋の乳を射切る放れ業をなした、其間の距離一丁餘ある）又茶碗に水を満し之を左腕に乗せて弓を射るのに其水が一滴もこぼれない、又或時狩をなしグゼ猪（劫を経て矢の立たぬものをグゼと言ふ、グゼ鹿と云ふ事もある）を射つたが、猪は手負となり土佐の分へ逃げて死んだ、矢に丸岡の銘があつたから、土佐から矢を返して來たと云ふ、

丸岡氏方には長さ七尺ばかりの古き弓と、長さ三尺五寸位の矢四本とを藏してゐる、矢尻は鎗型のもの一本と二股になつたもの三本とで、燻けた矢竹の柄が着いて居る、此等の矢尻は足利時代のものと思はれる、又丸岡氏の系統を平家の子孫だと俗に言う者があるが、是は五輪塔に對し平家の落人の墓と云ふが如く後世の傳説的附會に過ぎぬであらう、丸家氏は數十年前は御崎神社の南方一町餘の田の間にあつて、屋敷内の岩上に丸岡神社があつた、是は祖先與助を祀つたものと稱し丸岡一統（數軒あり）の氏神とせられて居つた

四 神 社

八幡神社（郷社）

大字牟岐浦字八幡山山麓、祭神は譽田別命、氣長足姫命、玉依姫命の三座である、神社明細帳に録された當社の社記に依れば「上古より鎮座して居つた毎年九月九日を大祭とし、四月三日には早麥の供物、八月一日には新穀の御饗備をなして居つた、神田も聊乍らあつた、承久二年の當時、此地の地頭が南都の産であつたから元崇敬の奈良八幡宮を此處に勸請し、阿部宇内宜豊が神官として奉仕した是等の記録は津浪の爲に流失した

が、覚え傳へに依つて記したものと見えて居る、其神事には色々あつて、種物の神事、御贄ニヒの例、神樂の式、曲りの神供等があり、社前にては人々が田樂デンガク走り、紅葉の賀、相撲等をなし、神馬は流鏑馬ヤブヅメを行うのが例である、然るに星想を経て社殿も大破したので地頼兵庫頭藤原虎房が元龜二年九月四日造營し神田も元の如くなした、虎房は長曾我部のために滅亡し、神田も名のみとなり慶長檢地より人民の名となり今宮田と稱してゐる、猶社殿が破壊したのを慶長二年寛永十年の両度に蜂須賀家より修繕をなした、爾後は村浦の氏子が修理造營をなして居つた、明治七年大陽曆に依り祭日を改正すべき定めとなつたので、氏子が相謀つて九月十日と定めた」とある、

右記録は何處迄確實であるかよく分らぬが、承久二年地頭が奈良八幡宮を勸請して此處に祀つたものと思はれる、又満徳寺所藏の記録中には「正八幡大菩薩、神休阿彌陀如來と中興記録にある、両脇立神体は記録にない、牟岐浦村の惣氏神で往古より當院が別當となり遷宮式並に祭禮共仕來つた、其由緒書は寛永四年津浪に流失したが寛文十二年以降の棟札の寫しは舊記に残つてゐる、又嘉永七年流失し拾上げた記録中に當院願成寺と申す砌の棟札書きの裏書に元龜二辛未年菊月四日、權大僧都增意願成寺殿、藤原虎房翁殿、俊房、神主藤十郎、大工貞義、崎濱源内左衛門、小工四郎左衛門とある」又明治三年の記録に「八ヶ浦村九百四十四軒の惣氏神」と記されてゐる、

平安朝の始め廣く流布せられた本地垂迹説は佛教の應化身の思想に基いたもので我國の神祇は佛菩薩が衆生化度の爲に應化したるもので、佛菩薩は本地であつて、神は垂迹であると稱し、之より所謂兩部神道を生じて俗民の信仰を蒐めたが維新の際神佛分離の令に依つて破壊せられた満徳寺は牟岐地方の大寺であつたから任職には傑僧があり、財力も豊かであつたから、八幡宮の別當となり、神社の差配をなしたものである、

上記元龜二年の棟札の寫しに見るも寺方の名を入れてあるから、此制度は餘程古くから行はれてゐたものだらう。尤も神像を阿彌陀如來と記してあるのは、本地垂迹説に依れば八幡大菩薩は阿彌陀如來の化身とせられてゐるからさうしたまで、阿彌陀の佛像を祀つた譯ではあるまい、それは両脇立が不明とあるに依つて證される、是は矢張り現在の御神像を指して云ふたものである、但し御神像三体は今猶厨子に納められてゐる、今満徳寺にある釣鐘も寛文年間八幡宮のものとして造られたのである、

明治維新後郷社に列せられ祭日改定の儀があつたが更に毎年九月二十八日を以て例祭日と定められた明治四十年神饌幣帛料供進の神社に指定せられた、四十三年祭日を九月二十三日に変更した、大正三年四月二十四日附許可にて境内社六社及び他の無格社五社を本社に合併した、

尙ほ明治三年満徳寺の記録によれば當神は牟岐八箇浦村九百四十四軒の惣氏神で社地三反程あり、八幡山御林三町五反浦中預りの旨を記してある、又東浦に字宮田と稱する處がある、是は古くより檢地帳にも見えてゐる地名で、八幡神社の神田であつた事疑ひない、
什物。

◆寛永四年津浪の記 横三尺八寸竪八寸の杉板に書いたものである、

◆三十六歌仙繪馬 藤原元輔、山邊赤人、藤原清正、源重之、中納言家持此五枚だけ保存されてゐる、竪一尺六寸横一尺一寸の板に畫像及び歌を記したものである、

◆八幡神社棟札寫 (満徳寺記録)

遷宮阿闍梨法師増奔

大工富田其大夫 藤原朝臣定家
青木七郎兵衛

神主東牟岐藤原朝臣專九郎 大工早川傳左工門 藤原朝臣正家

(梵字)奉上葺八幡宮一字本願

庄屋 社頭安全氏子繁昌

小工岡崎九郎兵衛藤原朝臣長家 寛文十二壬子天

飯田三郎右衛門

小工岡本吉右衛門藤原朝臣信頼 八月 八日

(備考) 裏面には「(梵字)牛頭天王五大力菩薩皆來守護、牟岐村庄屋青木七郎兵衛 灘村肝煎甚右衛門 内妻村肝煎甚左衛門 川内村肝煎平右衛門 □原頭百姓太郎左衛門 邊川村肝煎彦兵衛 川長村百姓六左工門 橋村肝煎彦三郎牟岐浦庄屋飯田三郎右衛門 同西浦年寄次左工門 同浦組頭善左工門 同東浦年寄茂兵衛 同浦組頭彦兵衛 同九左工門西浦舟大工頭平右衛門」(以下不明)

牟岐津神社 (無格社) 大字牟岐浦(西)字濱崎

祭神は小確命で神像がある、土俗の口碑に依れば土佐の武士が落ち來て大谷に小屋を掛け居つた、西牟岐鳴海佐市の先祖が自宅へ連れ來り世話をした、死んだら神に祀つてくれと言うたので籤神に祀つたが崇つて仕方がないから京郡吉田に頼み神の列に入れて貰うたと、又大島明神は其夫人が尋ね來て死んだ後祀つたと云ふ、今鳴海方には開けずの箱と稱するものがあり秘して居るが牟岐津神に關するものであらう、滿德寺記録に依れば同寺が別當で諸事の指圖をなした、安政元年津浪のため流失し、一時仮社殿を設けた、明治十年過今の社殿を建造した、明治初年には西牟岐百六十八軒の氏神であつた、大正三年四月二十四日住吉神社及蛭子神社を合併した

牟岐津神社と云ふ社名は社地が牟岐津(灣)に接してゐるので、港灣の鎮護を祈るために命名したものであらう、社地及び社殿は大きくはないが、本殿は立派で拜殿及參籠所もある、尙ほ玉垣を繞らし石鳥居があつて立派である、慶長十三年の檢地帳に當社の社地二畝が見えて居る、戰國時代には既に存在してゐた神社かも知れぬ

杉尾神社 (村社) 大字中村字杉谷

祭神は大國主命、事代主命で石体である、神社明細帳には杉王と書いてあるが正しくない、中村の氏神である、正徳年度以降の棟札の寫は滿德寺記録にある、大正二年五月十三日境内社四社及び他の無格社四社を合併した、

灘神社 (村社) 大字灘村字東谷

祭神大國主命で石体である、元は灘權現と稱して居つたから、神佛併記して居つたものであらう、滿德寺の記録にも貞享年中迄遷宮式祭事共同寺に構へて居つたと記してある明治四年十月二十八日今の名に改稱した、大正二年六月二十七日境内社一社外無格社八社を合併した、

天神社 (無格社) 大字川長字天神前

祭神は管公 (座像高さ約二尺五寸)、吉祥天(佛像)傳説に依れば昔川下の潮合に神像が漂うて居つたのを木屋に住んで居る老人が擔ぎ揚げ古城の山上に一字を營みて祀つたが、或時童子に神かゝりがあつて寛文三年九月現社地に移し木屋中の氏神となしたと、滿德寺記録には天滿宮十一面觀音、寛文三年森勝助松村三郎左工門、新見勝太夫願主、當院受持にて建立の旨棟札にあると記してある、元村社であつたが誤つて無格となつた、

春日神社 (村社) 大字内妻字丸山

祭神は天兒屋根命で石体である、内妻の惣氏神で灣頭に鎮座してゐる、寛保三年以來の棟札は満徳寺記録に依り親ふ事が出来る、元春日明神と稱したが明治四年改稱し大正四年四月二十四日境内社三社他無格社三社を合併した御崎神社 (村社) 大字河内宇東平野

祭神は猿田彦命で石体である、舊河内村惣氏神で満徳寺が別當となり遷宮式は満徳寺が行ひ祭事は社僧である川長村本福寺へ任した寛延四年以來の棟札は満徳寺舊記にある、元三崎神社と稱したが、明治四年今の文字に改めた、大正四年一月三日境内社七社他無格社六社を合併した、

五所神社 (村社) 大字邊川字梅久保

祭神は天照皇大神、譽田別命、天兒屋根命、猿田彦命、大國主命の五座で石体一座と幣四座となつてゐる満徳寺記録には五社大明神とし猿田彦命、稻荷大明神、春日大明神、勾勾廻馳命、水象女命を祭神として満徳寺が別當で、幸福寺が社僧となつてゐる、寶曆元年以降の棟札の寫しは同寺にある、大正四年二月二日境内社二座他無格社五座を合併した

高知神社 (村社) 大字橋字栗ノ木

祭神は大雀命、鷓鴣命である、俗説に同地鬼ヶ窟の狒々退治の傳説に、之を退治た武士を祀つたもので高知の人であつたから高知神社と稱すると言ふて居るが、是は誤りである、傳説の項と地名の項を参照せよ、本社は獨り満徳寺記録に見えぬから、同寺の支配を脱して居つたものと見える

出羽神社 (無格社) 大字牟岐浦出羽島

祭神は大國主命、事代主の命で神像である、尙ほ毘沙門天像を安置してゐる、現社地は元毘沙門堂であつて堂の前に門があり、門の前に通夜堂があつた、此毘沙門堂の側に蛭子大黒の小祠があつたのである、大正五年七月十三日神社合併の許可を得、同年八月二十八日社名を改め、同島青年會の基金七千圓を授じ(出羽島風俗の項参照)御大典記念として出羽神社を建設し、蛭子大黒を祭神としたのである、表向には祀つてないのである、社殿は大でないけれども結構を盡し石鳥居玉垣等がある、満徳寺記録に依れば此處の毘沙門天は出羽島の鎮護で往古より満徳寺に請持つて居るとある、尙ほ天明八年以來の棟札の寫しがある、天明八年の棟札には奉再興とあるから堂は更に舊くよりあつたものであらう、此島に住民が有付いたのは寛政十二年で天明九年が寛政元年に改つたのである、又右蛭子大黒の祠は同島鎮護として寛政年中に島人が勤請し満徳寺の受持である旨同寺記録に見えて居る、尙金刀比羅大権現も祀られてあつた、

毘沙門堂棟札寫 (満徳寺記録)

表。 聖主天中天 伽陵頻迦聲 大自在天部類眷屬 裏。 別當大導師牟岐浦摩尼山満徳寺龍應上人

(梵字)奉土茸再興毘沙門天社一字金輪聖皇天長地久修 (梵字五大)五大力菩薩皆來守護 天明八戌申五月四日

哀愍衆生者我等今敬禮釋大桓目四大天王 本願大檀主青木七郎久富兩浦繁昌大工早川徳左衛門

備考 右棟札寫の側へ「手羽島毘沙門天遷宮」「兩浦人共手羽嶋へ船貳艘ニ而渡海、龍應并青木七郎彼嶋へ渡る、石

見大夫巫共ニ神樂ニ渡る尤石見等無例處七郎殿心相違ニ而招、此後ハ不呼筭」とある

大島神社 (無格社) 大字牟岐浦大島

祭神は豊玉姫命で御神体は鏡三面となつてゐる、元は大嶋大明神と稱され満徳寺の受持となつて居つた、享保元年以来の棟札は同寺の記録にある、土俗の口碑に依れば牟岐津神社へ祀られた方の夫人を祀つてあると云ふ、此社は大島の港に臨んで居るので、天候或は風向の都合にて上下する帆船が碇泊する事が多く、何時とはなしに是等の船頭が海路の安穩迅速を祈る風が生じ、殊に祭神が女神である所から、男根の模型を作つて奉納するのが例となつた（土俗の項参照）社は小祠で港の奥に於て海に臨んだ岩上にある、今側に蛭子の小祠がある舊七月晦日大嶋明神より王餘魚籠へ火の玉が飛ぶと云ふ俗説がある、阿波志にも「姥祠大島に在り、土人曰く、牟岐津神の妃なり」と、商船來つて晴を祈る」とある、

◆大嶋明神棟札寫（満徳寺記録）

表。 （此所略ス） 遷宮師満徳寺阿闍梨長專

（梵字） 奉建立嶋明神社一字 如意安全祈所

（此所略ス） 牟岐浦神主 丹 次

裏。 牟岐浦庄屋徳兵衛 享保元丙申歲

（梵字） 牛頭天王皆來守護所

同東浦願主惣中敬白 十一月十七日

（備考） 尙享保十六年に奉造立嶋大明神社としたものがあり、次に寶曆二年奉再興大嶋明神社としたものがある

五 寺 院

満徳寺

（眞言宗） 大字牟岐浦字濱崎

現態。

本堂は南に面し瓦葺で、僧坊と庫裡とが本堂に接続してゐる、前庭に小なる鐘樓がある、明治三年の圖面

に依れば本堂は七間四方入母屋造り惣瓦葺であつて、其他大立關、表門、裏門離れ座敷等があつて、體裁が整つて居つた、境内は五百三十三坪あり、前庭には老松が並んで居る、當寺は金剛峯寺に屬してゐるが、中本寺の寺格があつて、牟岐町の眞言宗寺院は總て其末寺となつてゐる、本尊は虚空藏菩薩座像で其他に弘法大師、藥師如來、聖觀音、地藏菩薩、不動明王等の木像を祀つてゐる、又不動明王、愛善明王兩界曼荼羅、八祖大師十六善神の畫像があり、大盤若經を藏してゐる、又當寺に保存されたる數十綴の記録は牟岐町の神社寺院の舊態を知り得る唯一の資料で成る大正十五年本堂を新築した、

由緒。 當寺の記録によれば行基菩薩の開基であつて元万鶴山願成寺と唱へた應永十九年増吽僧正が中興をなした慶長九年の津浪のため寺院、舊記、石碑等總て流失したので行基より増吽に至る迄の法系不明となつた、慶長年中國主家政公巡國の砌、摩尼山満徳寺虚空藏院談議所と寺名を改める様仰付られ寺領として一反九畝十八歩を與へられ尙ほ椽幕雪洞の御紋を拜領した、其御判物もあつたが寶永の津浪に流失した、當寺は維新前無本寺であつて東光寺、海藏寺、觀音寺、本福寺、幸福寺此五箇寺の本寺となつてゐる、明治初年には小本寺とせられた、當寺は牟岐に於て最も由緒ある寺院に拘はらず海邊にあつた爲、屢海嘯の厄に遇ひ或は寺院を毀され佛像舊記を流失したのは遺憾である、尙ほ八幡神社を始め現在の村社全部（橘高知神社のみ不明）は總て満徳寺が別當となりて指圖をなし、遷宮は満徳寺の僧侶が執行し、祭事は神宮が行うた、尤も神社に依りては満徳寺下寺の僧侶が社僧と稱し祭事をも行うた、其他の神社でも大抵の神社は悉く満徳寺が請持つて差配をなした、寺院が同じ村の神社の別當と稱して神社を支配し或は神佛併祀するの例は處々にあつたもので、言ふ迄もなく本地垂迹説に源を發してゐるのである、

法系

中興 增輝 應永十九年中興開基、寺務三年の後弟子光朝上人へ附屬し置き、僧正は備前國瑜珈寺へ赴いた、此旨記録にあつた處寶永四年十月の震汐に流失、同五年住僧快宜が珈伽寺を始め處々の筆記を寫し取つたので中興よりの法系が曆然である、

二代 光朝 應永二十二年寺務、三十三年啓道へ附屬し、高野山へ登り永享六年彼地にて寂

三代 啓道 康正元年寂照へ附屬、隠居し高野山に登り、長祿三年寂

四代 寂照 文明十六年堅清へ附屬隠居し、高野山へ登り延徳三年寂

五代 堅清 永正十六年寂

六代 快惠 天文二十三年快岸へ附屬、高野山に登り、隨心院にて寂

七代 快岸 永祿七年宥意へ附屬、高野山に登りて寂

八代 宥意 天正九年高野山にて寂

九代 增意 天正九年より寺務、慶長年間蜂須賀公御巡國の砌、寺号を摩尼山滿徳寺と改むべく仰付られた、慶

長十八年三月七日命終

十代 増清 慶長十八年三月より寺務、慶安四年六月三日示寂

十一代 増立 慶安四年六月寺務、寛文五年五月十日示寂

十二代 増本 寛文五年五月寺務、貞享五年正月二十六日示寂

十三代 英岳 元祿元年二月より寺務、寶永二年六月十一日示寂

十四代 宥泉 寶永二年六月より寺務、寶永四年十月四日寺院流失して隠居す

十五代 快宜 室永四年十一月寺務、正徳元年二月二十八日隠居

十六代 嘉運 正徳元年二月より寺務、同三年正月高野山隨心院へ轉住、同年九月十四日寂

十七代 眞龍 正徳三年正月より寺務、同年川田村明王院へ轉住、享保八年七月二十五日寂

十八代 長泉 正徳四年四月より寺務、享保二年十月椿泊浦福藏寺へ轉住、寶曆十三年七月十四日同寺にて寂

十九代 龍範 享保二年十月より寺務、同十五年十一月十四日寂

二十代 皓道 享保十五年十一月寺務、明和元年八月七日寂

二十一代 快義 明和元年九月より寺務、安永八年隠居、天明元年八月十一日寂

二十二代 龍應 安永八年十月より寺務、寛政二年隠居、同三年三月迄藥王寺宥算上人兼帯、文化五年六月二十

三日寂

二十三代 龍性 寛政三年三月より寺務、文化五年隠居、天保二年三月七日示寂

二十四代 龍果 文化五年寺務、文政五年七月隠居、天保四年正月十日寂

二十五代 肅清 但し文政五年七月寺務、同七年三月淡州須本千福寺へ轉住、同三月より同八年正月迄藥王寺宥

深上人兼帯

二十六代 宥巖 文政八年正月寺務、同九年八月十九日示寂

- 二十七代 宥來 文政九年八月寺務、天保元年五月出寺す、同五月より同二年二月迄藥王寺宥深上人再び兼帶す
- 二十八代 普寂 天保二年二月寺務、嘉永五年九月四日寂
- 二十九代 宥雅 嘉永五年九月寺務、慶應二年四月二十四日寂
- 三十代 宥善 慶應二年五月寺務、板野郡堂浦吉祥寺兼任仰付らる
- 三十一代 山田宥長 明治二九年一月示寂
- 三十二代 佐伯宥澄 大正五年六月示寂
- 三十三代 中島智璋 大正十三年三月示寂
- 三十四代 中村隆嚴

◆八幡宮と分離に就き覺書控

(覺) 神社混淆御改革に付牟岐浦村惣氏八幡宮唯一に被改、神職へ引渡、向後神勤相退可申候、尤佛體は勿論惣而佛器之類、當院へ引取本尊同様に守護可仕、此儀に付以來如何様之御仕居に仰付候共、於當院聊故障之筋無御座候、依而此段書附を以申上候 以上

明治元辰年十月十二日 牟岐浦 滿德寺判

◆滿德寺控八幡祭禮式目

當所八幡祭禮式目之覺

一 每歲八月八日ヨリ十五日ニ至迄之間毎日祝詞ニ出仕怠懈無之者也

一 當屋宮籠之者共精進ニ而祭禮中通夜神事相勤申者也

一 十四日對之鈴ニ御酒ヲ入神前ニ奉獻事但八日ニ□とを十五日迄備置も宜敷候へ共夫ニも不及歟

一 十五日神事、本社於神前御興作法衆僧祝詞等相勤候而正御興遷之節木瓜厨子其儘抱興ニ奉遷候上直ニ庭之讚ヲ相勤、鉢を鳴御興通行之間鉢ヲ鳴於旅所浪打際ニ而三巡之後祝詞文諷誦相濟鎮座祝詞心經三卷誦シ是濟候後ニ社人等神樂御歸座之時も如本衆僧鉢鳴申於神前ニ願文等唱祭禮結願畢、於委細ハ古之記錄紙面ニ有之候間得與可鑑知候 以上

昌壽寺 (曹洞宗) 大字中村字山田

勝浦郡丈六寺未、境内百七十三坪、本堂は東に面し茅葺である、現時無住職で留守居が居るに過ぎず、稍々荒廢せんとしてゐる、本尊は釋迦座像である、天正の頃、梅嚴の開基したる處で始めは今の杉尾神社附近に庵室を結んだのであつたが、蜂須賀家政より、地を與へられ之より昌壽寺と改めた、阿波志に依れば家政公より賜つた觀音の木像を本尊の脇立とし、寶永四年地震海嘯のため文書を皆失うた旨を記してある、現地に移轉したのは百數十年前と云ふが確かな事が分らぬ、文政五年大火の際火の附いた鶏が此寺に遁れ來た爲め類焼し烏有に歸した、觀音像及其他の佛像が失はれたのは屢々の天災のためであらう、尙ほ阿波國村誌には寛政二年僧養仙が中興し、文政五年僧芳隆が再興した由を記してある、又町誌資料には文政十年僧雲涯中興すとある、

梅嚴の居つた舊庵地は現に當寺の所有である大字中村字杉谷四番ノ二宅地一畝十七歩の處であると云ふ、其隣地には梅嚴を祀つた小祠があり俗に梅嚴さんと稱して居る、又其邊に寺前と稱する地がある、尙寺の境外所有地三反七

畝二十五歩は字寺前(俗稱)にあつて家政公より賜つた處である、

法覺寺 (眞宗) 大字牟岐浦字濱崎

西本願寺の末寺である、境内二百三十三坪、本尊は阿彌陀如來で高さ二尺八寸位、別に内佛がある、由緒不明である
西念寺 (淨土宗) 大字牟岐浦字濱崎

知恩院の末寺である、境内三百九十三坪、本尊阿彌陀如來、其他觀音、地藏、善導大師、圓光大師等の像を祀つてある、寛永十七年榮忠上人が中興開基した

觀榮寺 (眞言宗) 大字牟岐浦出羽島

本尊聖觀音で外に弘法大師及不動明王を祀つてある、檀家百二軒、境内に安政元年の地震海嘯を記した碑がある

海藏寺 (眞言宗) 大字灘字八幡山

滿徳寺末寺である、境内二百九坪、小丘の上にあつて石段數十階となつてゐる、本堂僧房は南に面してゐる、本尊は聖觀音である、

滿徳寺の寺記に依れば開基は不明であるが増呼僧正が中興した、元東牟岐浦にあつて念佛堂と唱へ東浦の諸談事會合席となつて居つた慶長十三年榮音の代に瑞雲公が御巡國の砌寺號に改め出生山蓮花地院海藏寺と唱へるやう仰付けられた、其趣を記した手板を本尊厨子の中に入れてあつたが寶永四年十月震汐にて本尊は守り上げたけれども厨子手板位牌石碑等流失した、慶長、寶永の兩震災で災害を蒙つた爲正徳三年有義の世に現地を拓いて興立した、有義は榮音より四代目に當り富岡加島主水の二男に當ると云ふ、明治十年過ぎ火災に罹り本尊も焼失したので板野郡

堂ノ浦より現本尊を移し來つたのである

觀音寺 (眞言宗) 大字灘字宮内

滿徳寺末の小堂で、本尊は聖觀音である、外に弘法大師、聖觀音、青面金剛等がある、前に地藏堂がある、境内五十八坪、開基詳らかでないが天文年中僧宥教が中興したと、

東光寺 (眞言宗) 大字灘

滿徳寺末で月照山慈眼院と號する、本尊は浮彫の石佛で地藏尊である、其他木造の藥師如來、地藏尊、青面金剛、弘法大師等を安置してある、本尊の背後に墨にて「此尊、魚籃觀世音菩薩、牟岐津沖より船頭孫右門の網に懸り浮び玉ひ島へ上置處、寛文十七壬子五月十日御詫宜□□海上安全、漁行圓滿、當山□□□」の意味を記してある、元龜年中増意上人が中興開基をなした

洞雲寺 (曹洞宗) 大字川長字山戸

勝浦郡丈六寺末、境内百四十三坪、小台地の上にあつて本堂は南に面し茅葺である、本尊は聖觀音で他に地藏尊がある、寛永三年丈六寺の僧圓嶺が開基し、文政十年僧雲涯が中興した

光泉寺 (眞宗) 大字中村字清水

清水部落にあつて西本願寺の末寺である、本尊阿彌陀如來で親鸞上人、蓮如上人等の畫像がある、檀家約五十戸
普周寺 (曹洞宗) 大字河内字芝

本堂及び庫裡は東に面し茅葺で九間半に五間の建物である小本寺勝浦郡丈六寺、大本山越前永平寺である當山は天

正二年細川家の姫君の建立したもので其法号は普照寺殿潮月貞心尼大姉となつてゐる、元普照寺と稱し笹見引地にあつたが火災に罹り現地に再建し、何時の程よりか照を周に誤つたものであると言ふ、享保棟付には普周とある、尙ほ寺記に依れば創立年度不詳で、天正五年丈六寺五世拈笑春賀和尚を開山に拜請した文化五年十二月芳隆長老の時、今迄平僧地であつた寺格を法地に起立し丈六寺二十三世百川智梁和尚を傳法開山に拜請した、本尊は如意輪觀音像で他に南泉斬猫の木像(高さ八寸)がある、

幸福寺 (眞言宗) 大字邊河

寶玉山觀音院と号する、小岳の山腹に建られて居る、本尊は十一面觀音で足利時代の作と思はれる、滿徳寺記録に依れば往昔字小松にあつた所應永二十年増畔僧正が現地に移し中興し寶玉山幸福寺觀音院と唱へた、今小松にある地藏堂は幸福寺の跡へ増畔僧正が通夜堂を兼ねて一字を興立したものである、それで堂地は當時の所有となつてゐる、次に天文四年龍果律師が寺務となり永祿二年示寂した、其墓がある由、延寶四年焼失し本尊を除く外鳥有に歸した、

眞光寺 (曹洞宗) 大字橋字喜來

本尊は藥師如來で曹洞宗である、享祿年中丈六寺二世月殿昌桂大和尚(天文三年示寂)を開山に拜請し爾來寺格は平僧地であつたが、明治三十三年八月二十八日寺格を法地に昇進の認可を得、丈六寺二十七世月海湛瑞大和尚を同日法地開山に拜請した、

川上村高西寺所藏記録

川上村高西寺に海部郡内各曹洞宗寺院の來歴を記した記録がある。是は嘉永三年淺川江音寺及び千光寺の住職が認めたもので参考となる点が多いから牟岐町の分の要点を左に抄記する。

△普周寺 開山は本山五代拈笑春賀大和尚にて文化五年芳隆長老住居の砌、百川智梁大和尚傳法開山に奉請す、文政十年石潤長老再建、兼帶千光寺

△眞光寺 開山本山二代月殿昌桂、兼帶千光寺

△洞雲寺 寛永三年本山八代丹嶺寫鳳開闢、寛永八年未五月示寂以來平僧地なり、寶永年中震汐にて残らず流失、屋敷川成となる、寛延元年九月川長村庄屋直次兵衛より屋敷寄附あり、移轉して普請す、文政十年三月本山百川智梁中興にて法地仰付けらる、其證狀等所持す。

△昌壽寺 梅巖芳大和尚開闢にて慶長四年八月十三日示寂以後百九十年間平僧地に候、然るに寶永四年震汐にて残らず流失せしが大應自現主座中興し、享保十一年四月示寂す、後天明度本山十九代無外養仙大和尚中興法地に仰付けらる、法地證狀は牟岐浦度々の類焼にて焼失す」二世象峰祖田大和尚。三世心宗不徹大和尚。四世紹天芳隆大和尚。五世魯山泰道大和尚。其後師戒和尚あり濃州長興寺へ移轉以來無住。元録十六年の檢地帳に一反八畝十九歩、高三石一斗六升八合とあり、兼帶江音寺

△正傳寺 丈六寺二代昌桂大和尚開闢、天文三年七月示寂以來平僧地、寶永年中震潮の爲残らず流失、兼帶洞雲寺

廢寺

本福寺 大字川長村字山戸、關よりや、下、牟岐川東岸の山麓にあつた、現今石垣石段等其儘に残り、寺地は畑及び孟宗笹となつてゐる、眞言宗滿德寺末で境内百四十四坪、滿德寺記銀に依れば應永二十年増呼僧正が中興し曆劫山本福寺觀音院と唱へた、慶長九年十二月の震汐に流失して再建ならず、寺地に鎮守秋葉權現を再建し、寺は慶長十二年新屋敷へ再建したが寶永四年十月の震汐に復流失し全七年再建した、明治三十四年怪しき火災に罹り焼失し留守居と尼僧とは相並んで焼死して居つた、多分強盜の所爲であつただらう、其後再建ならずあるが、寺有財産がある、るので近時滿德寺へ併合の議がある

正傳寺 東牟岐の東部に正傳寺山があり山下に墓地がある元正傳寺のあつた處である

眞光寺 川長村にあつた今シンコ淵の名が残つてゐる、

○佛 堂

妙法庵 大字中妻字觀音山にある、本尊觀世音菩薩、應永年中増呼僧正の開基と稱する、

觀音堂 天保八年滿德寺普寂上人が大島に創立した、後島民古牟岐に移つたので觀音像をも同地に移した、境内十七坪

七坪

觀音堂 大字牟岐浦字八幡山にある、本尊は準抵佛母で俗に子安觀音と云ふ、正徳三年五月海藏寺宥義が創立した

境内百七十坪

觀音堂 大字中村字清水にある、本尊如意輪觀世音境内四坪

觀音堂 大字中村字動々路にある、本尊聖觀音、境内三十五坪

藥師庵

字中村字杉谷杉尾神社前にある本尊藥師如來、應永年中増呼僧正の創立と云ふ、

大師堂

大字橋小松にある、俗に松庵と稱する堂地は元幸福寺のあつた處、應永年間増呼僧正が幸福寺を邊川へ移し其後へ地藏堂を置いたのである、本堂に大師石像を祀り俗に御大師様として知られてゐる、

六 出 羽 島

1 地 理

地形 五万分ノ一地形圖甲浦の分を見ると出羽島は其形態其大さ共に空豆にそっくり似てゐる、島の北部は豆の頭部に必適してや、膨れ、南部は尻となつてや、狭くなつてゐる、殊に豆の目に當る處は島の東北の角で、其處が港となつて居るのである、島の大きさは南北の直徑が九丁、東西の直徑が六丁、周圍海岸線の長さが約二十八丁、戸數百四十八戸である、牟岐川川口より、出羽島港口迄の距離三十町で直しく眞南に當つてゐる、又佛崎より此島迄二十町弱淺川村網代崎より二十八丁を隔てゐる、島の立体的形態は大体に於て台地狀をなし、南部が高く、北へ斜下してゐる、最高點は中央より少しく南方にあつて標高七六米六である、南端は俗に出羽頭と稱し巨浪をうけるから斷崖となつてゐる、東北の角には港があつて東西に長く、港口は北端に開き、港の周圍には人家が並び町をなしてゐる、山は雜木林で大木が少い唯だ松の大木が處々に存保されてゐるのみである、島山の北東部即ち人家に接したる部分が開墾せられ階段狀の山畑となり麥芋等の耕作地となつてゐる

地質學的觀察 出羽島は第三紀層で砂岩及び頁岩の五層で構成せられてゐる、地層の走向及び傾斜は勿論一定して

ゐないが、小學校下方では走向が北二十度西、傾斜が五十五度西となつて居る、其他の各所でも走向は大抵是に似てゐるが傾斜は殆んど垂直に近い處がある、此地層は第三紀の始め頃に海底で堆積せられたもので洪積紀の始には島の形は大體出來海面に出没する位になつた、洪積紀の間に陸地が約百米位上昇したから、現今の如く高く浮んだのである、斯く高く浮む間には海岸は浪の爲に大に侵蝕せられ、又山の斜面は雨水のために谷々が出來た

洲鼻部落の土中よりは水晶を掘出す事がある、水晶は元來岩石の間隙に結晶して成生するものであるが、其母岩が脆い時は早く風化して土壤となるから、硬い水晶が土中に残存するのである、尙ほ港及び大池小池の成因等に就ては便宜名勝の項にて説明する

交通。出羽島と牟岐本土との交通のために出羽島漁業組合の經營にて町費及び遞信局より補助をうけ、一日三回發動機船を往復せしめてゐる

島の持主。出羽島は歴史的關係に依りて今に牟岐町青木輝吉氏の所有となつてゐる、(但し二、三公共建造物の敷地は寄付又は賣却に依り青木氏の所有を離れてゐる)大島も同様である、それで此島に住んで居る者は總て青木氏から屋敷を借りて家屋を建て、居るのである、屋敷の年貢は一坪に付年米二升とせられて居る

津島小津島。津島は出羽島の北端より二十町ばかり東にある小島で、東西に長く五、六町連亘してゐるが中央及び東方にくびれてゐる處があるので三つの小丘に分れてゐる、最高点は四十三米あり椎黒松其他の樹木が茂生してゐる俗に「津島の化物見た者なし」と云ふ文句がある、小津島は出羽島と津島との間にある島で、二島に分れ北西にあるを灘の小津島と云ひ南東にあるを沖の小津島と言ふ、標高は二十一米と二十六米である、何れも樹木が少い、

津島の南方數町の邊に岩礁が九個ばかりあり常に波間に隠見してゐる、是をクレ石と言ふ、津島の名義は對島の意と考へられる津島の地層の走向は北北東に向つて、傾斜は殆んど垂直となり且つ層の厚さが揃うてゐるので南面の崖などは豎の縞狀を呈してゐる、小津島は略南北の走向であるが八十度の角度で西に傾斜してゐる、

2 歴 史

阿波國村誌淺川浦村千光寺の項に記する處によれば「曹洞宗勝浦郡丈六寺末、建久年中本郡出羽島、に於て僧榮西開基創立す、後永祿年中僧禪隆今の地に移し中興す」とある、建久年中に開基したと言ふのは疑しいが、既に戰國時代に存在して居つた事は信ぜられる、尤も當時は小庵であつたものだらう、永祿の頃は三好氏の勢力衰へ亂世となつたから、窮亡の上、淺川に移つたものと思はれる、千光寺のあつた當時土着の住民があつたか無かつたかは不明であるが少許の住民はあつたかも知れぬ茲に面白き材料は此島に残つてゐる五輪塔である、漁業組合の西側に戰國時代五輪の部分品が數個あり又觀榮寺境内には同時代頃五輪の水輪二個がある、此等は舊く寺のあつた當時の遺物であらう

出羽島は蜂須賀氏入國以來無人島であつた處正保二年牟岐村青木七郎兵衛が大島に於て宗門改めの番役に命ぜられ其扶持として大島、出羽島兩島を與へられたのである(大島の歴史参照)其後慶安二年兩島へ住民を有付けるやう藩より奨勵したけれども、不便なる爲移住の者もなかつた、

寛政十二年青木家八代伊助は出羽島の柴木を伐りかけた時郡代佐和瀧三郎に頼浦御陣屋へ召出され、往年七郎兵衛へ出羽島へ人家有付くる様命じ、住居する者には居宅並に船網漁具柴等を夫々貸與せしめ御口銀も地方並では住居する者が無いから拾歩一に据置く上彼島に住する者には兼て證文を與へてある通り諸役を赦免する旨話され尙追々一浦

にもなれば七郎代に召上げた半知高及び大島をも以前の通り與へる道もつく由を懇々申し聞かされたから、伊助は歸宅の上種々手配をなしたが、先年より島番として家來を遣つてあるのみで、何様海上一里を隔てた孤島で不便のため引越す者が無いので、此趣郡代に報告した處不氣嫌であつたと云ふ、其後、郡代より牟岐浦庄屋民藏にも彼島へ人家有付く様申し渡したが、民藏も畢竟移住する者はあるまいとの考で正味の話を出でた處、不埒であるとせられ民藏は庄屋役を免ぜられ且つ頼浦御陳屋にて入牢せしめられた、後牢死したと言ふ、それで伊助に對して是非共居住する者を勧めるやう、左なくば民藏同様に處分すると再應申し付けたので、伊助も止むを得ず家分れの者二人及び家來三人に云ひ含めて出羽島へ移住せしめた、それで島番の家共六軒となつた、正保二年兩島を青木氏に與へ移住を獎勵してより實に百五十六年目であつた、右六軒の内島番の家は今の漁業組合の西側にあつて今猶其地に子孫が住んでゐる島本鶴太郎氏は即ちそれである、其他は三守、鳥見、小松、青木、島田の祖先であると云ふ、

右六軒は住家漁具等の新調に就ては規定の通り浦役所より資金を借り（之を諸拜借銀と云ふ）漁業に勵んだ寛政十一年より牟岐浦魚御分一所が設置せられ、二割の口銀を徴收せられたが、出羽島の分は特に一割の口銀とし、他の一割は諸拜借銀の返上に宛てた、尙ほ諸役赦免の特典があり、暮し向きに都合がよいから、爾來引續き此島に移り住む者が多くなり伊助は朝海庄右衛門手寄銀次郎と共に三人にて出羽島の事務をとつた、兩三年の内に家數四十軒に達し一浦同様に繁榮したので文化二年五月大島を再び伊助へ與へられた、其後數年ならず、島民困窮し或は歸村し、或は絶家して約半數に減じ二十三軒ばかりとなつて居た處又次第に繁昌し五、六十軒となつたと云ふ伊助は老後出羽島に隠居し、天保十年八月死去した、

嘉永三年の頃には家數人數大に増し一浦同様となり拜借銀の返上も大分濟んだので翌嘉永四年よりは通常の通り二割の口銀を徴せられる事となつた、

3 流 罪 地

出羽島及び大島は幕末の頃藩の流罪地とせられた、藩末の頃美馬郡重清村一揆の張本人平野與市は糺彈の結果斬首に處せられる筈であつたが、與市の子市郎は孝子の譽が高かつたので國主は孝子を感賞するの餘り與市の罪一等を減じて流罪に處し、出羽島に配した、與市父子は此恩命に感泣しつゝ此島に住居をなし與市は天壽を全くして死した市郎は日夜業務に勵みたが天は孝子に幸を授け八十幾歳の高齢に達し大正四年大典の節天盃を下賜されるの光榮に浴した、

嘉永年中麻植郡の者、利五郎、伊賀國上野に於て駕訴をなし其咎に依り大島に流罪となり明治天皇御即位の大典に遇ひ大赦された、又嘉永某年茂平なる者京都に奉公中國禁を犯し藍製造の秘傳を薩州人に教へたので咎められ大島に流された、後漁船に便乗して遁走したが捕へられて入牢となつた、

4 漁 業

阿波藩に於ては寛政十一年より沿海浦々に魚御分一所を設置し、漁獲物の販賣は必ず魚御分一所にて糶賣せしめ、賣上高の十分ノ二を口銀として藩の收入としたのである、牟岐では東西兩浦二個處に魚御分一處を置いたので、出羽島の漁夫は始めは西牟岐浦の御分一處で販賣をなして居つたが、後東浦御分一處へ變更をした、是は東浦の方が値が高かつたからである、弘化年間より家數四十軒ばかりに達し、一浦同様となつたので嘉永五年、出羽島へ魚御分一所

を設置して具れるやう浦方役人に願出をなした、それより十一年の後即ち文久三年に至り始めて魚御分一處を設置せられる事となり島民は非常に便利となつた、明治八年魚御分一所が廢止せられ、魚揚場と稱して繼承して行つた、二十二年六月牟岐浦漁業組合が設立せられ、出羽島は同事務支部となつた、三十五年漁業法に依り獨立して牟岐浦出羽島漁業組合と改稱した、

明治維新頃より十四、五年迄鯛の一本釣りが旺盛であつた、それからハエ繩(延繩)が行はれて流行した、發動機船を使用する事になつたのは明治四十三年からである、發動機船を使用するやうになつて以來漁業は一躍進歩して隔世の感がある、從來近海に於て盛行した延繩及び各種の網漁も殆んど衰微し、現今は發動機船に依る鮪延繩と鯉釣りを中心となつて居る、鯉漁も漕船(押船)時代には漁船の大き四間内外であつて漁業期も六個月以内に過ぎなかつた、漁業組合の一個年賣上高もそれ迄四万圓内外であつたものが發動機船使用後は十五万圓に達するやうになつた大正六年頃、三岐田、日和佐の例に倣ひ五島出漁をなしたが其後殆んど中止した大正十三年現在當地の發動機船は十隻で鮪延繩漁業を主としてゐる、其内半數位は夏期の鯉釣りに従うのである、夜焚漁の如きも鯉不漁の時機に行ふ位である、

5 風 俗

出羽島は全島民が相睦み共同一致するの美風がある、さうして家業に精勵し勤儉貯蓄を不文律として守つて居るので、他の漁村に多い駄菓子、密柑等を賣る店屋は出來ぬ事としてゐる、料理屋飲食店の如きは勿論一軒もない、尙ほ兒童の玩具なども禁制されてゐる、

全島百四十八戸は殆んど漁業者であつて男子は毎日海上に活動する、又女子は餌料の準備をしたり、山畑の耕作をしたり、手に合ふた仕事を勵み、娘盛りの者でも白粉を付けず粗服を着て労働をなしてゐる、又女子十五、六歳以上になれば大阪へ下女奉公に出づる慣習となつてゐる、是は海部郡一般の風習であるが、出羽の娘は奉公せずば恥とし之に依りて貯金をし嫁人の費用に宛てるのである

此島の青年團は團の財産を得る爲一年に一度位「押上」をやる例となつてゐる、押上げとは正月其他休日を利用して團員一同が發動機船にて出漁し其賣上金を團の收入とするのである、休日は一年中に度々あつても、天候宜く、漁事の有望な期節でないとして押上げに出られぬので、平均一年に一回位しか行けぬのである、大漁の時は一回の押上げで能く數千圓を得ると云ふ、出羽神社の建築費約七千圓の如きも此青年會が支出したのである、又團員は漂流し來つた木材其他の物を拾得しない、賭博の惡習も青年團員の力に依り一掃した

◆出羽千軒 と言ふ文句が傳つて居つて、往古千軒の在所があつたと云ふ想像をなす者もあるが、是は一の傳説で、事實のものではない

◆「出羽島に過ぎたるものが二つある彌吉娘にタニワタリ」と言ふ俚語がある、彌吉娘は名をオトセと稱し維新前に美人を以て聞えた、日和佐へ嫁入し後轉々して土佐國室津に住つたと

6 名 勝

港^o 出羽島に始めて上陸した者が意外とするのは袋の如き良港がある事である、此港は自然に出來て居つたもので、學術語を以て言へば瀉である、瀉湖と言つても差支ない、里人は單に港と稱してゐるが、將來は出羽港と稱したら

良いだらう、港の東側北側は今町になつてゐるが、學術上より見れば一つの砂嘴で、此砂嘴に依つて港を圍うたものである、此砂嘴の出來た原因は、砂嘴の延長してゐる方向が大体に於て地層の走向と一致してゐるから、砂嘴の根には硬い岩の岩脈があるものと推察せられる、洲鼻と稱する長き砂嘴が港入口の海中に突出してゐるのも同様の原因であらう

港の廣さは東西約八十間、南北幅の廣き處にて約六十間で、港内の面積約三千五百坪である、それから港の咽喉部があつて南北約四十間位の長さがあり中央部が膨れて幅が廣くなつてゐる、港の口左右に波除けの大波止があつて其間が十間ばかりである、港内の東端は元尙廣かつたのであるが安政三年官費及地力を以て之を埋立て宅地とした今新町（新屋敷）と稱してゐる部分がそれで面積三反ばかりである、港口の大波止は今より五十五年前（明治四年？）官費半額と住民の負擔半額とを以て築造した、又新町に沿うた防波堤は、延長三町、敷四間高さ一間二尺、石樹竹を以て根固めをしてある、是も明治初年に築造したものであらう、港内の深さは、やゝ淺く最も深い部分で干潮時に七、八尺に過ぎぬから大型發動機船の入港には不便がある、目下港内浚渫の計畫を樹て縣費の補助を出願してゐるから、將來は理想的の良港となるであらう

此港は昔は大池と稱して居つた、同時に周圍の土地の名稱であつた、それで此地の字名は大イヶとなつてゐる、一説に大生毛の漢字を用ゐたと言ふ、現今は大池小池と稱する池が他にある

大池小池 出羽島の土俗間によく知られた文句に「大池小池蛇の枕」と言ふのがあつた、此三箇所は何れも島の西岸にある、大池は南北約三十間、東西約十五間で深さ二、三尺に過ず、鹹水である、池に沿うた海岸は磊々たる大礫

石の磯で、術語を以て言へば瀉湖と稱してよいのである、小池は大池より數町北方にあつて、一反位の田があり其奥にある一寸した水溜りに過ぎぬ、蛇の枕は、大池と小池との間にある大石で長さ四間幅三間位あり、上方から轉落して來たものである、中央に大きな裂け目がある、此岩を枕として大蛇が寝て居つたと言ふ俗説である、神秘的な池には蛇が棲むと云ふ迷信があるから、或者が錯覺か何か依り此岩上で大蛇を見たと言ふやうな事を言ひ出したものであらう、大池へは冬期夜間多數の鴨が泊りに來る、又先年、蝦取りの網に馬の骨が懸つて出た

タニワタリ タニワタリは出羽島の表徴となる著名な植物である、齒朶類の亞熱帶植物で本邦太平洋沿岸の暖地に産するが、本縣では他に産出する地を聞かぬ、葉は芭蕉の如くで根下から散出してゐる、尤も大さは芭蕉よりは遙に小さく長さ一尺より二尺位である、島の西海岸小池の附近其他の谷間に生育してゐたが、盆栽用として採取せられたため今は絶滅してゐる、盆栽用とするにはヘゴの木を台とし之に植付けると最も好いと言ふ、盆栽のものは郡内各地で見る事が出来る、併し斯る名物を保存する事が出来なかつたのは甚だ遺憾である

七 大島

1 地理

大島は出羽島の東に當り、牟岐の町よりは東東南の方向に當つて居る、出羽島と大島間の最近距離が一里十町、牟岐本土（古牟岐）と大島との最近距離は一里五町である、牟岐港より大島港の奥迄が一里三十一町である、島の形は不規則であるが大体に於て南岸は一大孤形をなし、北面は中央部が突出し其左右に灣入がある、全島山岳で平野は全

くない、最高点は中央南部にあつて標高二百十五米七である、それより北へ斜下してゐる、南面の海岸は激浪に洗はれる爲大斷崖をなしてゐる、樹木は灌木、亞喬木の雜樹で喬木は殆んどない、

大島の西面に狭長な灣人があつて良灣をなしてゐる、港部は幅七十間内外奥行四町ばかりで水深は比較的深く中央部では二十尋以上あると、沿海を通航する帆船、大島近海に集る漁船等の風待、避難等の爲に最も能く利用せられてゐる、殊に明治初年迄の商船（イサバ船）は一本マストであつたから風に逆航する事が出来ず大阪兵庫に上下する商船が天候風向の都合に依り此港に入るもの甚だ多く、此處に數日又は十數日も滯船したものであると言ふ、此島は大島の生命で、人文の起点である、現在は此島に定住する者が一戸もない、唯だ石切りの者や、ボサを伐る者が臨時的に小屋住ひをする位である、石材の採取は港の附近處々よりなしてゐるが、年産額は二千圓以内であるので、特に注文のあつた節に切取つて居る、石質は灰色の砂岩である、大島の最西端港口に當る岬をクイシノ崎と稱する、是は工石で比較的古い言葉であるから此處で石材を採取するのも可成り古くからやつて居つたのであらう、

大島の地質は出羽島同様第三紀層で砂岩頁岩の五層で構成されてゐる、第三紀層の岩石としては比較的硬く特に厚い層が多いのである、南面に大斷崖を露してゐるのも、岩層が厚くて硬いからである、

擢投島。大島の北方七、八町の海中にある、一にコバ島とも言ふ、東西四十五間南北二十六間の小岩島で最高点は二十八米である、島上には松の喬木が林をなして居る、昔は椎等もあり密生して居つたと、

此島に關して面白い傳説がある、昔牟岐と日和佐とが此島を各々自分の方だと言うて争うた、其では双方より何日の朝同時に船を漕ぎ出し早く此島へ着いた方のものにしやうと云ふ相談が出来、約束の日時に愈々漕ぎ出した、牟

岐日和佐双方の船が殆ど同じ距離で此島に接近した時牟岐の船頭が氣を利かして擢を島に投げ入れたから遂に牟岐の分となつたのであると

2 歴 史

蜂須賀氏入國以來大島出羽島は無人島であつた、尤も漂流及び漁業の都合とか柴木伐採等のために、臨時的に此島に上陸したものは少くなかつたであらう、併し一定の住民はなかつた、當時切支丹宗門の禁制を嚴にしたので、藩では正保二年四月牟岐村の庄屋青木七郎兵衛に命じて之が取締の番所を大島に設け、航行の船が潮待ちの爲め島に立寄つた節は取調べをなし怪い者があれば取押へて郡奉行代官森甚五兵衛等へ報知せしめる事とした、それで青木七郎兵衛に對し番役の扶持として大島及び出羽島にて、何の木でも一坪に對し一、二本宛残し置きて、伐取り次第にする事を許した、同時に畑が出来れば之を與へる事とし其開墾を勧めた、尙ほ此兩島へ移住したい者があれば誰でも居住せしめるやうに命じた

慶安二年（正保二年より四個年の後）八月更に大島及び出羽島へ愈々居住する者があれば諸役（租税）を免する事とせられた、爾來青木氏は大島及出羽島の柴木を無税金にて伐取つて居つた、實際上大島を領有して居つたのである寛政の始め頃郡代佐和瀧三郎は青木家七代七郎に失態ありとして橋、邊河兩村内の知行高を半額に減じ且つ兩島の内大島は取上げられた、寛政十二年青木家八代伊助は郡代の嚴命に依り出羽島へ住民を有付けたが、爾來兩三年にして同島の人家四十戸ばかりとなり繁榮したので、其功に依り文化二年五月大島は再び青木氏に與へられた

弘化三年出羽島の住人、青木猪介の家來石右衛門、繁太郎及び牟岐浦の來人松右衛門の三人の申出に依り、大島へ

移住し漁業を営みて將來一浦に發展せしめる事としたので十一月廿四日藩に於ては兼ての覺書通り諸役を免じる上住家建築及び漁船漁具の新調に就て資金の貸下げをなす事とした、尙ほ引越しの費用として飯米一石五斗の代金として一人に對し銀札百五十目宛を與へる事とした、其後大島の人家は多少増加し、明治十一年頃には十八戸に達して居つた、此等の住家は港の衝當りの處で今に屋敷跡が残つてゐる、然るに漁獲物の販賣が不便であるのと、二本マストの帆船が行はれ風向の如何に拘はらず航海が出来るやうになり、港に留る帆船が少くなつたので、明治二十一年住民一同は大宇灘村古牟岐へ轉住した、古牟岐は明治初年小島貞太郎なる者一家のみ住まつて古牟岐の草切りであつたが、二十一年の頃には漸く三軒の家があつたと言ふ、大島より來た漁夫は、漁事には鍛鍊したる技能を有し、且つ勤勉に働いたので着々成功し、現今は戸數四十戸に達し何れも有福であると

3 神社と佛堂

大島港の奥北岸の滑らかなる岩上に大島神社と蛭子神社との小祠が祀られてゐる、大島神社に關しては別項に詳記してある、蛭子神社は嘉永二年五月に勸請したものである、又天保八年部落の附近に觀音堂を創立したが、島民古牟岐へ移住後觀音像をも同地に移した

4 遠見番所と狼煙場

文化三年大島の絶頂に遠見御番所を設置した、遠見御番所と言ふのは異國船及び灘破船の見張りをなす處で、之を速報する爲に狼煙を揚げるのである、文化頃には既に竹ヶ島及び柄浦其他に遠見番所を設けてあつた、大島の遠見番所は始め青木氏及び判形人二名に番役を命じたが、後青木は免ぜられ判形人のみが勤めて居つた、遠見番所は絶頂に

あつて小さき小屋で、其傍に狼煙場を設けた、山下には番所(麥屋)があつた、それで通稱狼煙場と稱された、狼煙場の構造は一坪程方形に煉塀を造り、下方兩側に穴を設け、内部には齒朶を入れ、茅にて屋根を葺き棟五尺四方を明け、他は土を覆ふて置く、使用する時は下方の兩穴から炬火を以て火を点すると、上方から煙が揚るのである、大島より徳島へ通信をなすには恵比須濱トウノ岬、阿部山、伊島、泊、大神子、の各狼煙場に順々に傳へるのである、

狼煙は戰國時代に行はれた陣中相圖の一方法で、其狼煙と書するのは狼の糞を薪に混じて焚けば、烟がよく立上ると傳へられるのに基くと言はれてゐる、狼煙の方法は竹三本を結んで三又とし之に藁を懸け薪を其上に置きて燻らす、又生木の葉に狼糞を和して燃やせば煙が離散せぬと云ふ、尙ほ一に薪を積み之に狼糞、雌黄、陽起石、石黄等を加へて使用するものもある、それから煙の色を白黒青紫等に色づける爲各種の藥品等を混する方法がある、狼煙の起原は王朝時代の烽の遺法である、烽は外冠に備へたもので乾葦、乾草、松明等を燃したものである、大島の狼煙は其方上より云へば戰國時代の法を傳承したものであらうが、性質上より見れば烽の場合と同じである、出羽島の南端にも遠見と稱する處がある、是は矢張り藩政末期異國船及び灘破船の見張をなした處であらう。

八 傳 説

牛 鬼

説話の梗概 昔白木山に牛鬼と云ふ巨獸が棲んで居つた(白木山とは大宇河内村宇西俣の白木谷の上域を言ふので山の絶頂を指したものではない、シラキとは樹木の種類である)牛鬼は西俣附近に出て來て人や家畜を捕つて食う

たので、里人は非常に恐れ七ツ下り以後は外出をせず、家の周囲には矢來を作つて其襲來を防いだ、時に宇平野に平四郎と言ふ獵師があつた、(今の川添梅一氏の七代の先祖であると言ふ)牛鬼を退治しやうとして白木山に入り、助平と言ふ處で呼子の笛を吹いた處果して牛鬼が現はれ、平四郎に向つて飛びかゝつて來た、平四郎は用意の許しの弾(許しの弾は京都吉田家にて受けて來るもので三社の銘を入れてあると、許しの弾、關の小刀、高野の巻物此三點は獵師が受けて來て身の守りとするものである)を以て射つたので流石の牛鬼も溜らず牛鬼淵で斃れてしまつた、(牛鬼淵は西候より數町の北で棚岩の下方にある)牛鬼の血が七日七夜河内川に流れて一里餘の下流である平四郎の居宅の裏手に當る牛屋淵迄達したが平四郎の武威に依りて、其より川上に逆流したと言ふ、

尙ほ川添氏の裏の小丘、雜木林の中にイスノキが生えて居つて其下を同家では牛鬼塚と稱してゐる、此處で毎年正月には「七押束半」と稱し藁を一握位の束としたもの二束と神酒を備へ牛鬼を祭つてゐる、又同家には鐵砲を保存し時に發砲するの家例があつた、其他牛鬼の脊骨であつたと云ひ傳へた鼓位の大さがある骨が西又に残つて居つて里人が腰を掛けて居つたと云ふ、尙ほ一、二附會の説もあるが省略する、

傳説の考察 右の説話は奇蹟的、架空的のものであるから純粹なる傳説である、然らば他に同種の傳説が分布してゐないかと云ふに一例が伊豫國にある、

往昔、伊豫國、喜多郡河邊村に夜々牛鬼と云ふ怪物が出で大聲をあげて咆哮し村里を横行して多くの人畜に危害を與へた、或夜山伏某が此牛鬼と行逢ひ、短刀を以つて牛鬼の首を刺して殺した、其死體を捨てた谷川は三日三夜、血が流れたと云ふ、其山伏と刀とを埋めた墓もあるさうだ、

牟岐の牛鬼退治と伊豫の牛鬼退治とが同じ系總の説話である事は明白である、普通の場合には他の根本説話から兩者へ分布したと解釋するのであるが海部郡は土佐との交通が行はれ土佐系のもので段々あるから、牟岐の牛鬼傳説の如きも伊豫土佐方面から傳播し來つたものだらう、牛鬼退治傳説は尙分布してゐる處があるだらうと思ふが世に知られてゐない、又伊豫宇和郡地方では祭禮のネリに牛鬼を造る慣例となつてゐる、其大略を記すると

宇和郡に於ける神社祭禮のネリに牛鬼と云ふものがある、胴体の骨格は竹を以つ造り之に綿布を着せるか、或は棕枲毛を覆ふ、其頭は鬼と牛と龍との三つを折中したやうな怪奇なもので張子で作つてある、胴体の中には十人内外の人が這入り牛鬼を擔ぐのである、外部から見ると擔ぐ人々の足だけが揃うて見える、此恐ろしげな巨大な牛鬼が群衆の中で暴れ廻るのを慣例とし、一般民衆も牛鬼が出なければ祭禮の氣分がせぬと云ふ位である、

次に牛鬼とは如何なるものか、其本質に就て考究しやう、牛鬼の名は古書にも見えてゐるが極めて稀であるから一般には知られず其性状も明らかでなかつた、それで學者も單に空相的動物として取扱はれてゐる、併し或る書に「世界の圖に見たる牛鬼鳥云々」の語があるのを見ると象又は野牛の如き動物より構想したかも知れぬ

それから牛屋淵の名稱の如きは、其邊に牛屋があつたから起つたものである、邊川村檢地帳には牛屋田の地名が見えてゐる、又牛鬼の骨と稱するものも仮に實物があつたものとすれば鯨の骨位であつたと思はれる

右記載後爐邊書「土佐風俗と傳説」に横山の牛怪と題して左の記事が見えてゐる

今は昔、香美郡横山郷岡内村に次郎吉といふ六十餘歳の老人があつた、或年の秋一人柝の實を拾はんと人里放れし二里程奥の蜂の窟といふ深山に分け登り、歸途についたが、不思議にどこともなく牛の吼ゆが如き聲がした、近よ

るまゝに能く見れば、形状は大牛の如く二本の角は二尺に餘り、左右の耳は大法螺貝に似て口は開けて頭の半に達し、鬚鬚は長く垂れて地を引摺る様である、異様の眼光で此方を睨み付けた次郎吉は沈勇の男とてちつとも恐れずこちよりも睨みかへしたれば須臾にして牛の姿は消へ忽ち二八の少女となり、物凄き美しき姿で高笑ひすれば、次郎吉は仰天して正氣を失ひ打ち倒れ人事不肖となつた、兩三日して里人此に來り、ふと次郎吉を見出し助け歸りしが、これより種々と囁語を口走り半狂亂の如くなりしと、こは明和頃の話にて怪牛は牛鬼ともいへば野牛ともいへど、遂に確かなる名稱を知りたる人無かりしとかや

罷退治傳説

それから今一つ附近に類似の傳説がある、是も参考とするの必要があらう、白木山に巖が居つて業をなし里人を惱し獵師が之を射殺した、其時巖の頭が飛んで笹見の西部に落ちたので其處に熊頭神社として祀つた、今其地に架けた橋を熊頭橋と稱する、里人の巖と云ふのは、唯だ巨大なる態を意味するものであらう

鬼ヶ窟と狒々退治傳説

説話の梗概

往古大字橋の鬼ヶ窟に狒々猿が棲んで居つて寒葉坂邊に出沒して人間を取つて食うて居つた、其時土佐から兄弟の獵師が來て狒々を射殺しやうとしたが、狒々は全身に松脂を塗り之に砂を附けて居るので彈丸が透らない、それで弟が射處を探るため故意に狒々に身を任かしたので、狒々は弟を負うて行かうとした、弟は狒々の身体を手探りして見ると腋の下に松脂の附いて居らぬ處があつたので兄に告げたから、兄は透さず其處を狙つて射つた處果して命中し大鳴動が起つた、狒々は弟を負うた儘岩窟の奥深く逃げ入り生死も不明となつてしまつた、兄は弟を不惑と思ひ屠腹して死した、村民は其功を稱へて兄弟を神に祀り高知の者であるから高知神社と稱した、兄を

祀つた高知神社は宇栗木にあつて橋村の氏神となつてゐる又弟を祀つた高知神社は宇喜來の氏神とせられてゐる、それから其後獵師の妻女が尋ね來て兄弟の死したのを知り悲しんでクロノ淵に投身して死した、之を祀つたのが玉姫神社できる、又一説に狒々を退治した獵師は本郡川西村大字芝の人であるとも言ふ

鬼ヶ窟の地質學的觀察

狒々の傳説の考察を説く前に鬼ヶ窟イウヤの地質に就て説明をしやう鬼ヶ窟は大字橋宇岩屋に屬

して、赤河内村との村界をなす山嶺にある、橋より大越へ越える峠より二町ばかり東方の山頂に丸味を帯びた巨岩が突兀として屈起してゐる、是が即ち鬼が岩屋をなすものである、其岩の大きさは約十五間四方もあらう、此巨岩には東西の方向と南北の方向と二つの大きな垂直的の裂目があつて左右に割れ其間隙が一種の岩窟となつてゐるのである、此二つ岩窟は幅は三尺内外に過ぎぬが深さと幅さとは最も大なる處で七、八間に達してゐる、併し垂直的の穴であるから雨を凌ぐ事は六ツケしい、岩石の上面は東西に長い平坦をなしてゐるので多數の人が上つても差支がない其岩質は疊岩（子持石）である此處の疊岩は大塊となつて居り中々堅硬なのであるが響が入つて裂け易い性質があるやうだ、鬼ヶ窟附近にも疊岩の大塊が亂立してゐるが、尙ほ二丁ばかり東方に於て廣大なる露出をなし壁岩が羚羊崖等の名を附されたものがある、牟岐町北邊の山脈には此疊岩層が多く露出してゐる。鬼ヶ窟の頂上からは四方能く眺望せられ南西の方は大里松原より室戸崎を眺める事が出来る、尙ほ反對に橋及び邊川の道路から鬼ヶ窟が能く見える（山頂に丸い巨岩の露出してゐるから認め易い）又登路はなく雜木が茂つてゐるので窟迄容易に到り難いが峠のやく下方より壁岩の附近迄は小逕があるから之に依り、壁岩より斷崖を攀ち、樹間をくぐりて窟に達する事が出来る

傳説の考察 前記の説話は餘りに修飾され過ぎて土俗的の味が失はれてゐる感がある。兎に角鬼ヶ窟に狒々が居つたのを獵師が退治たと言ふ事が此傳説の骨子である、狒々猿は傳説には能く見えるが日本には居らぬ動物である、編者の考察では彼の窟が不思議で巨大なものであるから深き意味はなく里人が鬼ヶ窟と命名したものであらう、それから鬼ヶ窟の名稱に對して所謂説明傳説を生じ狒々猿の話を用つて來たものであらうと思ふ、又高知神社であるが、此神社名は灘村、内妻村等にもあり他郡にもある、是は河内に祀つた神社であるから高知神社と稱するのに過ぎぬと思はれる、河内の意義は地名の章で説明してある、土佐の人を祀つたから高知神社と云ふと説明してあるのも全く説明傳説で、附會に過ぎぬのである、

6 浅川村

一 地理と人文

地○形 浅川村は海部郡沿岸の中部にあつて、浅川灣を抱擁し、東西一里一五町、南北二里四町に亘る地域を占めてゐる、其境界は川東村、川西村、川上村、牟岐町等に接してゐる、大部分は山地であつて村界にはやゝ高い山が連つてゐるが、三〇〇米内外に過ぎず最高点は殆んど五〇〇米に達してゐる、主なる河川は伊勢田川と浅川川とである、伊勢田川は浅川村北端の山間に發し、南流して大山、竹ノ内を過ぎ浅川灣に注いでゐる、延長二里二〇町、浅川川は浦上の奥山間に發源し浅川の街區を貫流して浅川灣頭に注いでゐる、延長二〇町餘、池沼には蝦ヶ池がある、瀉の一種であつて周回二七町、本縣下第一の大きな池沼である、浅川灣は網代崎の突出に依り約二五町三角形に灣入し、浪靜かであり郡内に於ける最大の灣港である、尙ほ加島灣、粟ノ浦等に分岐の小港があつて帆船漁船の碇泊に便である、加島は東西二町、南北三町半に亘る小丘の島で砂濱に依り陸と接續してゐる、

區劃及住民 浅川村は大字浅川と大字浅川浦との二大字に別れ、浅川灣の南岸に屬する地域が大字浅川浦に屬し北岸又は縣道以北の大部分の地域が大字浅川に屬してゐる、浅川の街區は浅川灣の灣頭にあつて主要部は大字浅川浦に屬し、縣道に沿うた部分が大字浅川に屬してゐる、街區には浅川村役場、浅川村立尋常高等小學校、浅川郵便局、浅川村漁業組合、牟岐警察署浅川駐在所、同浅川水上派出所等がある、住民は主として漁業に従事してゐる、伊勢

田川の流域其他數個所には住民が散在し主に農業を營んである、
 交通 縣道日和佐申浦線は淺川灣の北岸に沿ひて本村を通過してゐる、村道には伊勢田線、白水線、蒲上線、鯖線、淺川小川線等がある、淺川港は淺川灣の灣頭部であつて定期汽船及び商船漁船が多數出入してゐる、風浪荒きときは本港に避難する船舶が少くない。
 土地 合計九六八町三三(大正十四年末)

田 二八二・五〇〇 畑 三三・五三三 宅地 一六・九〇〇 山林 七五七・五〇〇
 原野 一一・一〇一 池沼 一〇三・〇〇五 雜種地 二二三 免租地 三六三・三三三
 戸口 (大正一四年末)

戸數 本籍 六〇三 現住 五七 人口 男本籍 一七九 現住 一五六 女本籍 一七〇
 現住 一五三 合計本籍 三〇六 現住 三〇九

現住戸數職業判 (大正一四年末)
 農業 本業 一〇一 副業 七〇 商業 四一 一〇四 工業 三〇 一〇 漁業 一六 二二 其他 一四 六
 合計 五七 二七

淺川村役場

明治一二年郡區町村編成法に依り淺川村、淺川浦村の名稱に改まり淺川淺川浦村役所を丸岡雄太郎氏宅に置き、數

年の後東泉寺に移轉したが、明治二二年一月町村制施行に就き二三年現役場を新築し此處に移つた、

◆淺川村長歴任表

就任	退任	事由	氏名
明治二二年一月七日	明治二六年一月六日	満期	池内龜太郎
同 二六年一月七日	同 三〇年一月六日	同	同 人
同 三〇年一月七日	同 三一年八月一日	辭職	同 人
同 三一年一月六日	同 三五年一〇月五日	満期	丸岡雄太郎
同 三四年一月二七日	同 三八年一月二六日	同	小川鐵次郎
同 三八年一月二七日	同 四〇年八月五日	辭職	同 人
同 四〇年九月二三日	同 四四年九月二二日	満期	丸岡雄太郎
同 四四年九月二三日	大正四年七月二二日	辭職	同 人
大正四年八月一八日	同 八年一月一〇日	同	池内龜太郎
同 八年四月一八日	同 一二年三月二〇日	死亡	小川鐵次郎
同 一二年四月二〇日	同 一四年一〇月二三日	辭職	西澤龜松
同 一四年一月二八日	現任	職	池内龜太郎

部落有林統一

従前大字浅川に三一六町、大字浅川浦に二五町の廣大なる部落有林野を擁してゐたが、昔時より何等の施設を爲さず、舊來の慣行に因て約二〇〇町歩は十個年乃至十三年の輪伐を以て雜木を競争入札に附し、得たる金品は部落の公費に充當し殘額は之を部落民に配當するを例とし、五八町歩は採草地に使用、殘部は悉皆渡世山と稱し徒に部落民の自由伐採に放任し來りし結果林相大に荒廢してゐたから監督官廳より部落有林野の統一を獎勵せられ、村民に於ても又時勢の進運に伴ひ年々増加する村費は將來村民の負擔加重となるべく是が材源は森林收入に缺つの外なきを認め監督官廳及村當局の懇懇に従ひ幾多の協商を重ね遂に大正元年一〇月に至り協定成立し、改元記念として左記の通り統一を決し直に村會を通過し同年二月一日認可せられた

部落名	村ニ統一シタル面積	賣却シタル面積	未統一ノ山林面積	備考
浅川	一四〇町五反	二五町	一五〇町九反	未統一の山林は五〇年間部落民に貸與地上權設定
浅川浦	二二町	二町七反	〇	
計	一六二町五反	二七町七反		

浅川村官公造林

浅川村公有林野官行造林地は伊勢田川の上流、浅川村の北端部にして台帳面積八二町餘あり、徳島公有林野官公造林署頼奥擔當區に屬してゐる、大正一一年一〇月造林案編成の外業に着手し一二年二月二〇日契約を締結し、全年

四月六日地上權設定の登記を了し爾後豫定の如く植付を了してゐる、

●公有林野官行造林獎約書 (要項抄記)

- 阿波國海部郡浅川村大字浅川字荒瀬一五番ノ一台帳面積八二町四反二畝一七歩ノ内、見込面積一二〇町歩
- 一 植栽豫定樹種 杉 三分 扁柏 七分
 - 二 植栽豫定期間 自大正一二年 至大正一三年度 二個年
 - 三 伐採豫定期間 自大正五八年度 至大正八七年度 三〇個年
 - 四 收益分收歩合 國 五分 村 五分
 - 五 存續期間 自大正一二年二月二十日 至大正八八年三月末日

本造林地の大部分は元大字浅川の部落有であつた處で大正元年部落有林統一の爲村有となり大正三年一〇月施業要領の認可を受け大正三年より四ヶ年間に約一二町歩三二、二三〇本の杉扁柏を植栽せしも爾來財政の都合上造林を中止して居つたのである、

基本財産林購入

郡制廢止の際浅川村は郡有林の一部を買收し村基本財産となす事に決し、大正一二年三月末日奥木頭村折宇字野久保台帳面畑(實際は山林)四筆にて一一町三反七畝一步を一七、〇〇〇圓にて買收を了した、次で大正一四年六月二九日和田還太氏所有字全所の山林一町歩を三六八圓にて買收をなした、

浅川郵便局

明治八年一月一日浅川郵便局を浅川村に設置し丸岡徳二郎氏局長となつた、其後局長に異動ある事数回、明治四二年三月大田重藏氏局長を拜命し局舎を現在の位置に移轉した、局務の一般を述べると、貯金取扱始明治一九年一月一〇日、爲替開始二三年一月一六日、小包開始二九年七月一六日、電信開始三三年二月二六日、大正一五年度に於ける取扱数は通常郵便差立一三六六七〇、配達二四九二五三、小包發送一六八五、配達四一四八貯金預入九八九四三圓、拂戻一〇〇九二七圓、電報發信五二〇九、着信五八一三

浅川村漁業組合

漁獲物の販賣法は古へより共同販賣法が行はれ其運上金(租税)として藩廳へ毎年金八貫目を上納して居つたと云ふ寛政十一年二月郡代佐和瀧三郎の代より藩に於て魚御分一所を設置し、賣上金高の五分ノ一(二割)を御口銀として徴收せられた、寛政十一年より以前民間にて經營してゐた事を「所受け」と稱するに對し藩に經營する事を「御手口」と稱した、五分一所の口銀は相當苛重であるが、一面保護政策をとり、漁船具流失破損の際は新調の資金を貸與し又不漁の際は沖出飯料と稱し、米代を貸與して救濟をなした、

明治二二年二月頃漁業組合を設立し、三五年發布の漁業法により組織を改めた。其後の歴任組長は左の如くである、

◆歴任組長 (日附は就職、回数は當選)

明治三五年九月三〇日 (一回) 小川 鐵次 明治三七年一月一五日 (一回) 佐藤 楠藏
 同 三八年一月二八日 (一回) 川田梅太郎 同 三九年一月二日 (一回) 大澤 房藏

同 四三年八月一九日 (一回) 川田梅太郎 同 四五年一月二六日 (一回) 川崎 惣吉
 大正七年二月二八日 (一回) 五軒家 徳太郎 同 一三年三月一日 (一回) 濱内 丑太郎
 發動機船は明治四二年より使用し大正三年三月暴風の爲遭難し中絶したが七年十月より復活し漸次増加し現今八隻を有し鯉漁鮪漁に遠洋出漁してゐる、大正九年一〇月組合事務所を三、四五〇圓にて改築なした、又最近鯉大敷網の盛行に看る所あり、漁業組合及び有志協同にて大敷網組合を組織し大正一五年一〇月より網代崎沖にて布設作業をなしてゐる、組合の拂込額二四、〇〇〇圓、組合長大田重藏氏、

浅川村立浅川尋常高等小學校

明治六年九月二八日小學校を江音寺に設け浅川小學校と稱した、明治八年八月一日字大田に移り浅川村落小學校と稱した當時に於ける學區は浅川浦村二村である、明治一五年一〇月一二日字稻大藏神社の傍に移り公立浅川小學校と稱し、明治一九年一〇月一日浅川簡易小學校と稱し簡易科の教授をなした、二〇年四月尋常科とし浅川尋常小學校とし明治二七年四月三〇日高等科を併置し浅川尋常高等小學校と稱し、明治三七年九月現地に移轉教室一棟を新築し、明治四三年更に一棟を増築した、又竹ノ内分教場は明治四三年頃設置したものである、現に農業補習學校及び青年訓練所を併置してゐる、現校舎は大宇浅川浦字カミノにあつて敷地二九坪教室は二棟となつてゐる、歴任校長は明治二七年五月七日就任(以下同じ)中西環、同三年三月三十一日満石尉次郎、同三年七月一日喜田四都夫、同三年一月二九日久保徳藏、同三年七月一四日原役藏、同三年八月六日岡本貞吉、同四年四月一日小川保房、大正元年一月七日橋本幸夫、同六年三月三十一日飯田喜久郎、同一年三月三十一日井筒理太郎、同一年四

年三月三十一日(現任)山本才次

浅川信用組合

大正五年四月七日設立、一口二〇圓出資、七七三九圓拂込、組合人員三〇二人

浅川鑛山

浅川鑛山は大字浅川字竹ノ内の山腹にある銅鑛である万延元年牟岐の林目付瀧石兵太は命をうけて海岸筋にて金鑛の取調べをなした處文久二年十月浅川村焼尾谷に於て銅鑛を發見し、金盛山と名づけ但馬銀山より鑛夫六人を雇ひ土地の人夫を加へ採掘に従事し二箇所に鑛道を作つた、一は延長二十六丈八尺、一は一丈八尺であつた、此浅坑の方から五貫目ばかりの鑛石を採掘したが、それより鑛脈を失つて中止したと、鑛山事務所の沿革記に依ると明治四年迄藩主が經營をなした、當時の抗口は現在の處より三町位上方の焼尾谷舊坑であつて今猶阿波坑と稱せられてゐる、明治五年より八年迄高知縣人某が權利を得、九年より一三年に至る間廣島縣人某の權利に屬した、次で明治一四、五年の頃浅川村坪根治太郎氏が本坑を經營したが數ヶ月ならずして事業を中止し一六年より一八年頃迄高知は縣人門田某が事業を繼ぎ製鍊をしたけれども本人が死亡し中止となつた、一九年より三八年の間更に數人に權利の異動があり、三八年より三九年の間には東京市伊藤某なる人の權利に屬したけれども採鑛に着手せず、四〇年より四一年に至る二年間兵庫縣小川惣次郎外二名の共同稼行となり舊坑(阿波坑)排水事業を行つたけれども數月ならず休止した、四二年一二月現鑛主平野鍋吉氏が小川氏等より買收し、始め試掘權に依り採坑したが、大正元年より採

掘權を得徐々に發展した、大正一四年秋期編者が調査の際には從業員男女共約五〇名で、鑛石は大阪市喜多川氏に販賣してゐる、産額は一年平均四〇萬貫乃至五〇萬貫(價格一萬貫八〇〇圓)にして鑛は黃銅鑛である、

地質 本鑛山の地質は中生層に屬し砂岩と頁岩との互層にて構成されてゐる、地層の走向は東三〇度南、傾斜は南七〇度である、鑛床は銅流化鉄鑛が地層の間に數個處に挟まれて居るので、鑛床の延長範圍は最大のもので一〇〇尺位、厚さ中央の厚き處で約八間に達してゐる、

平野氏經營以後新に第一號坑、第二號坑、第三號坑の各坑を順次に掘鑿し、現在は第三號坑のみを採掘してゐる、之を本坑と稱してゐる、本坑の坑道は幅五尺高さ六尺とし、始めは横坑にて一二〇間を入れ捲揚げ用第一斜坑があり別の通路により下方に下るので、下方には第二、第三、第四の各横坑があり又之を連結するに捲揚げ用の縦坑第二堅坑第三堅坑がある、現在は第四横坑より以下に第四堅坑を掘鑿中である、本鑛山の鑛床の厚く鑛量豊富なるは稀なる所で歩止りもよろしく三步乃至五歩と稱せられ、且つ搬出に便なる等、鑛業家の垂涎する處である、

一一 歴史

地名

浅川 浅川の名義は文字通りで説明する迄もないが、浅川の町を通れる小さな川がある、是から浅川の名が起り地名となつたのである、そして此川を境として川東、川西の字名が附せられてゐる、

福良 福良の地名は淡路にあつて大きな灣を擁してゐる、某學者の説に、フクラは袋の意であると説明してゐる、

本村の福良も小灣となつてゐる、口の狭くにの廣いものを袋と云ふ、膨れると云ふ語も同じ語原である、水の泡が氣球を造つてゐるのを子供語にフクラゴと云ふ、畢竟袋の如き灣をなしてゐる浦であるからフクラ浦の地名が起つたのであらう、尙ほ研究を要する、フクラの音に對し福良の善い文字を宛てるのは誰も考へさうな處である。

鯖瀬 瀬は色々の意味に用ひられる、海邊で瀬と言ふのは礫石の磯を言ふやうである、出羽島にも外ノ瀬日和佐に荒瀬の地稱がある、鯖が群集する、又は鯖漁をなす處の瀬であるから鯖瀬の名が起りそれが附近の地名に推移したのである、鯖はやゝ沖合に棲むけれども昔は沿岸に接近して居つた事もあらう、素人考では鯖大師があり有名な鯖に關する傳説があるから、それで鯖瀬の地名となつたと思ふであらうが、編者の考察ではそれは所謂地名傳説であつて鯖瀬の地名があつて其を説明する爲に假作せられたものである、蝦ヶ池も同様である。

加島 加は鹿の古語であるから鹿島の意味である、阿部には鹿ノ首がある、是は寧ろ外形より名づけられたものと思ふが、本村の加島は鹿が居つたから起つた名であらう。

大網濱 ツナは砂を濁音としたもので、砂濱の長い處であるから此名を得たのである、即ち大砂濱と書くのが正當である。

カルト坂 是は恐らくカロウト坂を訛つたものと思ふ、カロウトの地名は處々にあり唐戸、唐人などの文字を宛てる例があるから、「カラウ」とは辞書にもある如く唐櫃の意であるが、阿波では石棺を發掘した場合石のカラウトと言つてゐる例があるから、此山で石棺を發掘しそれから此地名が出たのであらうと思ふ。右記載後四方原村の檢地帳に「カラウ」と記してあるのを見た。

蝦ヶ池 餌料に用ゆる小蝦を採取する池であるから此名を得たのである、俗説の大きな蝦の主が棲んだ云々の傳説は地名の説明傳説であつて後から假作したものである、

網代崎 代とは苗代とか田代の語ある如く或物を設備するに充てた場所を言ふのである、網代は即ち網を敷設する場所の意味である、

淺川村の起原

明治三十七年淺川村觀音堂背後の丘上で一個の石斧が發見せられ現に小學校に保存されてゐる、是は海部郡に於ては石器時代の資料として始めての發見であつたので、研究上意義が深かつた、淺川浦附近にも石器時代より住民の散在して居つたと云ふ事は石斧の發見に依つて證せられる、其後王朝時代より藤原時代、鎌倉時代に至る間住民の漸次發達したる事は想像し得られるが資料として殘れるものは全く見當らない、唯だ神社、寺院の縁起に就て一、二の傳説があるに過ぎぬ、降つて足利時代の状態は大體五輪塔の分布に依りて想像される、福良、鯖瀬等には相當な村落があつたやうである、又加島には豪族が居館し天正の頃淺川兵庫守迄繼承した、今の淺川浦の地は戰國時代にはまだ始んど礫濱と蘆原で部落はなかつたやうである、

其頃越前福井の城主丸岡氏主從數名當地に落ち來り後丸岡氏は淺川村の庄屋となり從者の平岡氏は淺川浦の庄屋となり渡邊氏(後池内氏)淺川浦年寄となつたのである、丸岡、平岡、渡邊諸氏が始めは磯浦にて漁業を創め、慶長九年の震災のため磯浦を捨て、現淺川浦を開墾し浦を成立たしめたと傳へられる、

是に就ては池内氏藏の文書に詳記してあるから左に掲載する、

◆浅川浦取立書覺 (池内龜太郎氏藏)

由緒書先年大汐に流失仕承傳候趣あらまし祖父左之通書付

我等先祖父浅川浦取立申約り書之覺

一、元祖父渡部五右衛門義は越前之國福井之城組□罷候所に赤松入道亂を起し城追被落城主丸岡氏兄弟三人並我等四人連にてをちければ、阿州北方定光村へ參候て休足仕内に兄弟之内第一人望者之あり、即其者に遣し、三人連にて海部郡之内牟岐村はき之坂與右衛門所に休足いたし又第一人宿與右衛門養子に遣し、殘二人浅川内に參り、鯨呂崎内磯浦と申所に家數千軒程の漁浦之ある由にて二人共彼浦へ參り休足いたし候所に丸岡氏は漁場をきらい夫より海部郷中へ罷越、我等義は磯浦に居申所□、大汐入大浪に浦之地徳、打替し其土は四方原村入海之時に付不殘彼處へ押込、即平地に成候得共石からに付田地に開者無之に付、長谷川越前様より彼四方原を何者によらず開候は、居屋敷七十五歩永々迄無年貢に遣し其上一尺八寸の腰の物御ゆるしと高札御立て、諸人は是を見て有付き候得は家數三十三人、此者共無役人にて近來村成候事

一、磯浦庄屋平岡五郎右衛門、同年寄渡邊五右衛門外地下人大工九兵衛、一とう九郎左衛門、六郎右衛門、作太夫、上下五、六軒ならで山に居申さず候外人は方々へ逃げ散り右浦之當地は廻り一里の池となり其中に磯邊より蝦入込申所を諸人申すは多びが池と申ならはし今以多びが池と申事は也

一、庄屋、年寄相談之上山々に残りし者呼揃へ今之浅川へ立越見參り申候得ば一圓野原やぶにて候處、伐り開、木屋かけをいたし夫より方々散亂のもの共呼集め少々浦成候時分に浅川村之内に福良と申海邊に家數二、三百軒の

漁師居申に付庄屋年寄彼者共に申聞候は其處より漁場には此方宜と申し呼び寄せ夫より浦に成申に付我等存候は、何にとぞ浦取續のためと存、頭分百歩の魚口取來候得共少しにても漁師共に手當として我等義は取申さず自分のはみを以、御用相勤居申候、浦人共も其れ成にいたし此方にも親よりのかゝりと存無扶持にて數代の間御用相勤申候、

一、浅川村は元は福良夫より竹内、夫から伊勢徳兵衛居屋敷本、外は追々出來、いなは慶長冬ぢしんにいな居屋へ出祖父以來方々より有付人皆了簡にて置く(以上難解の部分編者にて平易に書き改む)

右の記録は多少俗傳を混へて居るけれども大体に於て頗る有益にして興味ある資料であり従つて多くの研究問題を含んでゐる年號は欠けてゐるが、藩政時代中頃の記録であらう、五反田の古老の談に磯ヶ浦とは蝦ヶ池の閘門ある附近の畑地を云ふので昔は少しばかり人家があつたと言ひ傳へられてゐると磯浦に千軒の在所があつたと云ふ傳説があるのは怎云ふ譯かと云ふに、浅川附近には千軒傳説が多く出羽千軒、古牟岐千軒、福良千軒、加島千軒等の文句がある、右は何れも古代に部落があつて後一時荒廢した處である、恐らくは嘗て「磯浦千軒」の文句が流布されて居つたものと思ふ、其關係で千軒あつたと傳へられるが實は少數の在家があつたものに過ぎぬであらう

五輪塔の分布

五輪塔の分布は足利時代より徳川中期に至る間の住民の分布を知る上に屈強の資料となるから町村史を研究する場

合は之に就て詳しく調査する必要がある、左に本村中の五輪塔の分布に就て説明をしやう

福良の五輪塔と寺跡 福良には五輪塔が三個所にある、縣道の傍石碑のある所に火花岩中五輪の空風輪が二個ある
又舊道歸瀬へ越ゆる登り口に大師の石像があり此處に砂岩小五輪二基分、(天正以前)、花崗岩小五輪一基分(天正以後)がある、又西村芳藏方より少し北の方の山麓に花崗岩中五輪一基分(足利下期)がある、此處より奥の谷間を東光寺谷と云ふ、此中五輪は此邊の田の中から往年發掘したものであると、蓋し東光寺の屋敷跡であらう、又西村氏家の西側の小丘を延命寺と稱してゐる、矢張り寺の跡であらう、又西村氏の屋敷を殿屋敷と稱してゐる、是は此地の豪族の居館があつた處であらう、

福良千軒と云ふ文句があり、又本村の舊記には二、三百戸あつたが慶長地震後淺川へ移つたと、又千光寺の縁起にも元福良にあつたと云ふ、右の材料に依り考察すれば足利時代下期には福良には百戸内外の住民があつたのであらう、そして慶長地震後淺川浦へ引移つたものであらう

鯖大師境内 鯖大師の境内老松の下に砂岩小五輪高さ一尺八寸のもの一基、花崗岩小五輪二基分(一は高さ約二尺、一は頭部のみ)日切地藏の内に砂岩小五輪一基がある、是等は大体徳川時代初期のものである、

加島吉田氏墓地 吉田の本家利夫氏墓地に砂岩中五輪二基分、花崗岩中五輪二基分、砂岩小五輪一基、花崗岩小五輪四基分がある、又別家吉田富藏氏の墓地に花崗岩中五輪の火輪部が一個ある、以上は大体戦國時代のものであるから舊淺川城主の一族の墓であらう、

誓願寺境内 寺前に花崗岩中五輪、全小五輪、砂岩小五輪各一基分があり以上は戦國時代のものである、寺背に徳

川中期の砂岩大五輪一基、徳川初期の花崗岩小五輪數基ある、

江音寺墓地 花崗岩製の大五輪塔が七基並んでゐる、此等は徳川中初期寛文前後の形式で舊庄屋平岡家の墓であると云ふ、

千光寺墓地 花崗岩大五輪二基、砂岩大五輪一拂がある、何れも寛文年間前後の形式のものである、
東泉寺墓地 花崗岩大五輪一基がある、

淺 川 城

戦國時代には主なる村々の領主、土豪は小城を構へて萬一の場合の防禦の用意をなした、それで丘陵のある所では丘上に城壘の設備を施し、山下居住の便なる地に居館を置いたのが通例である、阿波の古城諸將記には「淺川城淺川兵庫頭有辰、百七十貫」と見えてゐる、尙ほ其他類似の寫本にも淺川城の名が見えてゐるが、比較的小さい方であつたやうだ、阿波國村誌には「淺川壘址宇加島の山上にあり、今此地を城山と稱し、古老遺説に淺川兵庫守某此に據ると現今古形存せず」と記してある、加島の城山と云ふのは今では地方の人も殆んど其名を知らぬやうになつてゐる、加島には今吉田氏の本家別家二軒があるが、安政地震の時迄はもう一軒の家があつた、此家は震災の後粟ノ浦に移り立石と稱してゐる、立石氏の老婆の談に依れば、現今の耕地より牛王の神社に至る間の藪地一反ばかりの處は御屋敷跡と稱して、古い井戸と堀の跡があつた、又五輪塔が處々に散在して居つた、又それから東へ登つた山上が城跡であつたやうで、山上が少し平坦となつてゐたと、此屋敷跡は即ち城主の居館のあつた處であると思ふ

山上の平垣には櫓か建築して居つたであらう、

城主の浅川兵庫守の事歴に就ては他に何の資料もないが此島に居住する吉田氏の家は其系統に關係あるであらう、吉田氏の墓地には足利時代中頃より戦國時代に至る間の五輪塔が多数ある、是等は即ち浅川城の存した當時の遺物である、

加島と吉田氏

加島の西岸には數反の畑があつて二軒の家がある、一軒は此島に古くから住する舊家吉田氏で、現戸主を利夫氏と云ふ、一軒は吉田氏の別家で五代前に別れたと云ふ、文化九年浅川村棟附帳には加島川口御番人吉田市太夫の名が見えてゐる、同家は代々市太夫と稱し川口御番人を勤めて居つた、即ち浅川港に出入の船は此處に届出でをなして居つたと、加島の南端の山上に松樹が六、七本叢生してゐる、之を遠見の松と云ふてゐる、即ち藩政末期此處を遠見としたのである、遠見とは異國船(俗稱唐人船)の來航又は難破船を望見する爲、沿岸各所に設けたのである、又御屋敷跡より南の山上に石火矢床と稱する處がある、異國船に備へる爲に石火矢(大砲)を置いた處であらう、遠見及び石火矢の職務は恐らく吉田氏の司どつた處であらう、阿波志に「浅川港運司、浅川加島にあり、又候館あり」と見えてゐる、港運司とは即ち川口番所の事で、候館とは遠見を云ふのである、

棟 附 と 檢 地

藩政時代に藩主が租税徴收の目的を以て各村別に戸籍を調査した簿冊を棟附帳と稱する 又同様に地籍を調査した

る簿冊を檢地帳と稱する、本村役場には、享保十二年浅川村棟附帳、文化九年浅川村及び浅川浦棟附帳二冊、其他小冊が數冊保存されてゐる、棟附帳の記載の中、今日より見て最も参考となるのは、帳尻に記された家數人數の合計と、職業別の家數及び各家の系統書きである、左に棟附帳より庄屋の家柄及び船頭の中より代表的一例を採み掲載しやう、

◎文化九年浅川村棟附帳 (抄出)

一壹家 無役人 組頭庄屋 丸岡紀兵衛 歳五十七

此者先祖は越前國福井の城主に而御座候處、浪人仕家來諸共四人連に而御國表へ罷越當村に有付右子孫喜兵衛義政處役相勤候段、寛永十一年御檢地御帳に相顯れ其後庄屋の名目に御取改明曆棟付御帳庄屋と相付下人多相控、延寶享保度御改にも庄屋と相付其已來代々庄屋役相勤且先祖代より御目見をも被仰付來、就中安永年中金子指上家族二步役、苗字帶刀御免被仰付紀兵衛義文化二丑年組頭庄屋役被仰付、彼者代迄十六代役儀無間斷相勤候趣申傳、素よりは迄夫役入に相成候儀も無之前顯之通根元夫外之者にて曆代役義相勤來候家柄之者故、此度棟付御取調に付御詮義之由向後身居處役人支配外之無役人に被仰付、已後子弟別家仕候とも無役に被仰付旨被仰渡候(紀兵衛子丸岡紀太郎歳三十七)

家數合二百二軒 (内百七十九軒自分家、殘而二十三軒他國他郷市中稼並加宿入共家無御座分)内二軒寺、四軒堂、二軒山伏、一軒太夫、一軒無役人、百七十軒百姓、六軒見懸人、一軒無役人下人、十一軒來人、四軒部屋、人數合八百七十六人 内一人僧、四人山伏、四人道心、一人尼、六人無役人、十二人見懸人、四人無役人下人、

三十人來人、四百十人女

殘而四百四人

内十二人病人支離者、百五十六人六十一歳以上十四歳以下之者、二百三十六人十五歳より六十歳迄御役負(馬數合八十四疋牛數合八疋)

◆文化九年淺川浦棟附帳 (抄出)

一 壹家 年寄 久四郎 歳六拾六

此者先祖五右衛門儀他國浪人に而、往古當地へ罷越、一圓野原籤等爲伐開候節、裁判仕浦成候右勤功を以、御目見被仰付候旨申傳年寄役相勤、明曆延寶享保三ヶ度棟付御取調に付御詮議之上前顯之通、數代無間斷役儀相勤御目見をも仕來候家柄に付以後加子役銀並本人物領安宅役御免被仰付候段被仰渡候

一 壹家 無役人庄屋 原田富之丞 歳六拾四

此者元祖平岡五郎右衛門義他國浪人に而往古當地へ罷越諸裁判仕、一圓野原籤等追々伐開て浦成候、右勤功を以、御目見被仰付候旨申傳二代孫じ郎義も同斷裁判仕人家相増寛永年中田畠拾壹町九反餘相開、明曆延寶享保三ヶ度棟付御帳庄屋と而已相記、代々無間斷相勤、素より加子帳に入候儀無御座、此度棟付御改に付右之趣申上清帳いまだ不被仰付内、富之丞相果養子眞佐藏相續罷在候、前顯之通數代無間斷役儀相勤加子帳に入候義も無御座、御目見任來候家柄之者に付此度所役人支配外之無役人に被仰付以後子弟別家仕候とも無役に被仰付候段被仰付渡候(編者曰) 御水主十數人あり、安宅沖洲等に住居し當浦には家がなかつた其内苗字を許された者も數名あつて原田益右衛門、布詰悦之丞、齋藤實右衛門、野村要作等の名が見えてゐる、又御船頭に吉田卯之助の名が見え安宅

に住居した、次に其一例を掲げやう

一 壹家 御船頭 吉田卯之助 歳三拾

此者先祖慎之丞儀當浦御藏加子に而寶永元申年御水主に被召出安宅に住居右御奉公仕居申候其後苗字御免被仰付御船頭に被仰付引續當卯之助義右御奉公仕罷在候此度御取調に付當人被召出御糺被仰付候處右次第相違無御座候隨而元身居におゐては當浦御藏加子に而、御奉公勤中加子役御免子孫に至候而も退身等仕候におゐては所並加子役被仰付候段、被仰渡候右之懸當浦に家無御座候

家數合貳百八拾七軒 (内二百五十三軒自分家、内三十四軒他郷稼、借宅並加宿人共家無御座分)内三軒寺、壹軒

庵、壹軒無役人、貳百三拾七軒加子、壹軒巫女、七軒見懸人、五軒來人

人數合千貳百人 内四人僧、三人無役人、壹人巫女、拾八人見懸人、拾壹人來人、五百六拾七人女

殘而五百九拾六人 内四拾八人御奉行人加子役御免之者、貳人加子役御免之者、九人病人支離者、百九拾四人六

拾壹歳以上拾四歳以下之者、三百四十三人拾五歳より六拾歳迄御役懸之者

漁船數合 四拾五艘、廻船數合 五艘、馬數合 貳疋

◆新開地下札覺書

海老ヶ池 田拾五町 願人名東郡南齋田浦 美佐吉 床銀 壹貫五百目

右者海部郡淺之浦海老ヶ池空地新田並に願出、見分之上、役人共手前相糺候處、何以浦中聊故障之筋無之、並

川成其餘諸引床にも相當不申旨申出に付、右員數之通鍛詰を以、床銀被召上、願之通其方名負に指遺候條隨分、令出精地普請可仕候、尤追々地成候節は早々案内申出候、萬一令油斷不開立、不埒等之儀有之おゐては右土地召上、猶越度可申付候、仍下札如件

安政三辰年十月

鹽田幸藏

山内利兵衛

伊月萬之助

泰地榮三郎

右願人方へ

右之通申付候條承置可申候、尤追開地出來之節は案内可申出候、其余不埒等之儀有之おゐては其方共へも越度可申付候以上

辰 十月

右浦組頭庄屋五人與共方へ

庄屋、年寄、五人組

藩政時代各村に庄屋を置いて民政を司どらしめたのは人の知る如くである庄屋の下には五人組が數名あつて其職務を助けた、數个村の庄屋の中一人を與頭庄屋とし與内庄屋の統督をなした、庄屋は始めは政所と稱されて居つた、それから町作つてゐる所では庄屋の外に年寄と云ふ役を置いた、即ち淺川浦には年寄が置かれて居つたのである、淺川村の庄屋は當初より藩末頃迄丸岡氏が歴代之を勤めた、丸岡氏の家系は文化九年棟附張に記されてゐる如く越前福井より浪人となり落ち來つたので、寛永十一年の檢地帳に政所喜兵衛の名が見えてゐる、其後庄屋の名に改まり享保十二年の棟附には庄屋喜兵衛の名が見え、五人組は三人ある、安永年中苗字帶刀を許され、文化二年丸岡紀兵衛は組頭庄屋に昇格せられた、文化九年の棟附帳には與頭庄屋丸岡喜兵衛の外五人與が四名あつた、文化三年の

尻書きには與頭庄屋丸岡岡之助とあり五人與は五名となつてゐる、尙ほ藩政末期には丸岡氏の別家が其職を繼ぎ丸岡々吉、全晋二が相繼いで庄屋であつた、丸岡氏の本家は他に轉住し、別家は丸岡雄大郎氏の家筋である、淺川浦の庄屋は平岡氏歴代の勤める處であつたが嘉永二年池内氏が繼承した、平岡氏は中頃原田姓に改め明治となり又平岡の舊姓に歸つたが子孫は他に轉住してゐる、其家系は文化九年棟附帳に記されてゐる如く元租平岡五郎右衛門は他國より浪人して來り野原箆等を開拓して淺川浦を創始した、二代を孫七郎と稱し寛文年間江晉寺鐘銘には平岡五兵衛の名見えて居る、其頃より庄屋となり代々繼承した、享保十二年棟附帳には庄屋五兵衛の名見えてゐる、文化九年棟附帳には庄屋原田富之丞、年寄久四郎、五人與四名の名見えてゐる、又同帳嘉永五年の奥書には庄屋池内丹次兵衛、五人與五名の名が見え、尙ほ與頭庄屋奥浦志方安藏氏の名が添へられてゐるから此當時は志方氏を與頭に戴いて居つたのである、淺川浦に年寄役の置かれた事は前述の如くで、池内氏が歴代之を勤めたのである、池内氏の家系に就ては系圖書に依り項を改めて詳記する、

◆池内氏系圖

(抄記)

初代 渡部五右衛門信綱

渡邊忠右衛門源弘綱の弟である、信綱は越前の國主淺倉義景侯の組士であつたが天正年間織田信長の爲に落城したので、同僚平岡五郎右衛門正虎と共に下僕數名を従へ、落魄して阿波に入り美馬郡貞光に滞留した、其後兩人相携へ淺川に來り鯉呂崎の内磯浦に於て漁業に従事して居つた處慶長九年十二月大地震海嘯があつて人家流亡した、此

當時淺川浦は砂磧の廣漠たる原野であつた信綱正虎の兩名避難民を此地に招集して十一町九反餘の田圃を拓き又福良浦の民三百戸を移住せしめ開拓の功があつた、依て正虎は淺川浦の政所（庄屋）に命ぜられ、信綱は年寄役に命ぜられ以降幕末の頃迄世々家職を繼承し年頭には藩主に御目見えの光榮に浴した、寛永十二年七十五歳にて死去、

二代 渡邊五兵衛治綱信綱嫡子、慶長十三年に生れ元和八年家職を繼いだ、明暦四年の棟附に依れば五兵衛所有の田畠高六石五斗四升七合、船十反一畝を有した、

三代 渡部五右衛門信近

治綱の嫡子で寛永十五年に生れ寛文三年家職を繼ぎ年寄となつた、天和戊の七月國主巡視の際、信近綱を獻じ、以來國主の慶事には鯛を獻するを恒例とした、寶永四年十月の震災には復舊の事に盡したが同六年死去した、

四代 渡部増右衛門信行

信近の長子寛文十二年生、信近死後家職を繼ぐ、正徳五年死去、

五代 渡部久四郎信穩

信行の弟で延寶七年生れ正徳六年兄の跡を繼ぎ年寄となつた、享保六年より延享三年に至る間に田圃一町反八二畝十八歩高六石三斗六升九合を開墾した、享保十八年上方酒賣捌一個所を免許せられ、元文三年更に一個所の免許を得た、寶曆八年死去、

六代 渡部丹治兵衛成美

信穩の嫡男、寛永三年家職を繼いだ、寶曆九年淺川の浦人等田圃五反六歩高七斗一升を開墾し、成美も亦海老ヶ池々畔の蘆荻叢生する所に水田一町五反を拓く事を許され其半を拓いた、寛政元年公義御巡見使御通行の御宿舎を勤めた、家富裕にして大阪に於て八百五十石積の金比羅丸を建造し長子久四郎之を司り蝦夷、松前に航海し商業をなした、寛政四年死去

七代 池内久四郎高昌

成美の長子である、明治四年に生れ寛政三年家職を繼ぎ年寄となつた、文政十一年死去、弟池内泰藏は吉野村に移り御鐵砲となつた

八代 池内圓治兵衛良久

久四郎の長子で文政五年父存生中年寄役御用代を勤め同十二年正月御郡代所に於て家督相續年寄役を仰付られ、後藩主に御目見えを賜はつた、天保十二年七月郷目付役に仰付られ、苗字帯刀を許された嘉永元年四方原村庄屋役兼帯仰付られ又、同年十一月淺川浦組頭庄屋原田伍兵衛謹慎中同浦庄屋役仰付られ翌年三月原田氏に代りて庄屋となり年寄役は後任を人撰する事とした、嘉永六年十一月十九日和佐御郡代所へ麻上下着用出頭致すべき旨の命を受け、出頭した處、此後組頭庄屋役に申付け淺川浦淺川村、四方原村三浦村の請持を仰付けられた、安政元年十一月大地震海嘯があり圓治兵衛は復興の事に心を勞し病に罹り翌年正月六十三歳にて死去した

九代 池内久四郎良昌

吉野村庄屋北川氏の家に生れ八歳にして丹治兵の養子となつた、年少にして學に志し博覽強記、徳島に出で漢籍を

修め名聲を博した、安政元年の震災後養父死去したるを以て安政二年二月六日日和佐郡代所に於て御用代心得にて
與頭庄屋及び居浦庄屋其他の職務を仰付られ災民の復舊に盡瘁したが同年三月十二日與頭庄屋、居浦庄屋、四方原
村庄屋兼帯の本役を仰付けられた、安政三年五月四方原村兼帯を辭任した元治元年死去享年四十一歳
十代 池内龜太郎良久

◆原 田 氏 系 圖 (平岡ユク氏藏)

橘姓 初代 平岡五郎右衛門正良

楠五郎左衛門正具之五男改姓於平岡屬越前福井城主朝倉義景之旗下、天正之頃戰敗落城之時退散而、諸邦遍歸之
後、到阿波國海部郡磯浦、衆人押而爲浦長矣、慶長年中大震汐一浦家悉流入歿而浦地變成圍一里之内海矣、今
之海老池是也、變後山際磯間處々五家、七家假結茅屋、凌雨露於茲去磯浦二十町西有平野、篁籟蕪荊蕃茂正良檢
撰開此地爲一邑移人家號淺川浦、以此功勞國君下命而永世被許拜謁、且由緒筆記等慶長寶永兩度之震汐流失矣、
寛永九壬申年十二月八月年七十餘卒葬淺川浦江音寺法名號即眞道光居士、有一子

二代 平岡孫七郎直良

五郎右衛門之子嗣箕策爲浦長續父之志往々移增人家一浦漸々榮自採歌勸衆民而、開田圃十一町九反余、寛永十
一年爲檢地也寛文七丁未年十二月日享年七十卒葬江音寺法名號等雪玄霽信士有三男一女惣領號五郎右衛門、
二人共續家三男號多二右衛門同家而後卒女子者嫁醫酒井平内矣 (以下欠)

震 災、火 災、飢 饉

寶永震災者供養碑

淺川の村落、縣道曲り角の丘上に觀音庵がある、此庵の境内に石地藏尊を安置した小堂がある、此石地藏の台石は
花崗岩製であつて方二尺ばかりあり、正面に寶永地震の死亡者の菩提のため此石像を造つた旨を刻してある、尙其
側面には年號及び世話人の名數名を刻してある、其記文は左の如くである。

(正面) 寶永四年丁亥十月四日晴天「日暖同寅刻俄大地震暫有」終後大海高サ三丈計ノ大汐指込」浦上村カラウ

ト坂麓迄上リ即刻「引汐ニ浦中千光寺堂一字殘」南無阿彌陀佛」有來在家不殘一軒モ海底引落」猶又流

老若男女百四十人」余悉ク溺死仕畢依之右亡者」爲菩提之此石像ノ地藏尊一休」致供養奉案此者也」

(左側面) 干時正徳二年辰七月 (世話人名略す)

寶永地震の碑

淺川村浦上より川東村熟田に越える、所謂熟田越の時(村界)に一本の老松があり、其下に高さ二尺位の石碑があ
つて正面に地藏尊の浮彫があり其兩側面に寶永地震の記を刻してある、其全文は左の如くである。

(東面) 寶永度より嘉永七寅年迄百四十八年目なり」干時嘉永七寅年十一月四日辰刻晴天日」並よく海上浪靜穩
にして暖氣を催し」する時候に背きしかる干天地震動」して大地震潮町中へ溢れ込猶また」

(西面) 翌五日申刻大地震並津浪之高サ」三丈餘も山ノ如くニ押來リ諸人周章」あへり山上へ逃登リ海邊之人家

流」失野原と相成事也」 施主 大里村 銀兵工

安政地震の碑

浅川浦御崎神社境内にある幅三尺高さ四尺餘の石に十九行に刻してある全文次の通り、干時嘉永七甲寅十一月四日辰刻大地震須臾して潮狂ひ町中へ溢込み是全く」大潮の入るならひと々驚き山上へ荷物を運び逃げ登り周章あり此日は一天に」風雲風なく日輪朧如くなれば寶永年度の如き震汐もあらんかと海原に篝火焚」其夜明し又翌日五日は風收り天色前日如く殊に暖なる事時候に背き審敷思ひ山」上へ仮小家を建て荷物を運者も有又は前日の變にて事すみと心緩み持出たる荷物」持歸る者も有て區々なる折柄申刻より古來未曾有なる大地震暫して家藏崩れ黒煙」立山海鳴ひ々き老若男女周章逃まるとひ忽津浪山の如く押來れば悲む聲々喧しく」もより」の山々へ逃登り見るに一番汐より三番迄の大荒れいわんかたなく浦村人」家土藏不殘流失せり天満宮大蔵御崎神社江音寺千光寺東泉寺門徒庵引」残り四番汐より後は幾度共なければ夜に入猶大地震鳴動にて人々生る心なく念佛のみに」夜明し曉寅刻比に至り震遠くなり浪も少く靜り收るに土地は跡なく海河原とかわり哀れなる事言葉に述難し津浪高さ二丈より處によれば三丈餘り觀音堂石段廿五段迄一谷坂」下迄伊勢田は馬頭觀音迄浦は石坂下迄三ヶ寺共座上四尺餘當浦死人二人死す馬二疋死」大坂其餘國々船乗り逃出死人夥敷由百餘年後斯如き大地震津浪有節必前に印」有へし構て山上へ仮小家建鍋釜鎌麥米當用品持運び仮住居用意決てし」船乗り助からん思事なかれ後の世人心得爲め此あらましを書記し殘し置き」ものなり大汐年号永正九年八月四日慶長九年十二月十六日慶長年迄は九十四」年寶永四年亥十月四日は迄百四年目なり嘉永七寅年迄百四十八年目なり」寶永年度の大汐はいど水ひき海濱より二百間もひき死人百五十八人死すと山道は年々つくるべし」

明治三十四年辛丑十二月建之

大田富藏、大澤久太郎、大澤政太郎、大田芳太郎、岡野鶴十郎、伊勢田照平

安政地震の碑

大字浅川天神社境内に建設せられてゐるものは高さ四尺餘幅二尺餘で全文次の如し 干時安政元甲寅十一月四日辰刻地震暫くゆり已刻比汐狂ひ往還へ溢れ」人々驚山上へ荷物をはこび逃登りあわてあへり、夫より心をくはり其夜を明す翌」五日晴天雲風なく日輪朧の如く暖なる事三月頃の如くなれば審敷思ひ山上へ」荷物を持上るもあり又は前日の變で事濟しと思ひまぢ」なり折から申ノ刻比大地震暫」有て終後大海より高サ三丈計の大汐さし込其早き事矢を射るが如し浦上カラウ」ト坂麓迄いせだ戸や山の關迄上り其夜汐さし込事幾度ともしれす天満宮、大年」御崎三社並に浦三ヶ寺相残り其余在家流失村分西ノ奥東谷人家悉流失なれ共」用心せし故村中怪我人なし永正慶長に両度あり又寶永四亥十月四日稻觀音」堂石像地藏尊に記あり寶永度迄百年前後なれともこたびは百四十八年目也依テ後年」寒暖時候に背き大地震ゆる時は必由斷すべからす後世心得のため是を建るもの也」

正徳六年の大火

池内氏系圖書に依れば正徳六年四月八日浅川浦に大火が起り漁家商家二百餘戸を焼き浦中を焦土

と化した、火元は傳四郎の宅に發したと、

安永七年の大火

池内氏系圖書に依れば安永七年三月四日浅川浦に火災起り漁家商家百五拾戸が焦土となつた、火

元は孫右衛門の宅であつた、其慘狀は藩廳に達し罹災民に對し建家料及び米錢を與へ救濟せられた、

天明七年の飢饉池内氏系圖書に依れば天明七年春より秋に及び日本國中大飢饉であつて死者が少くなかつた、此時浅川浦窮民の狀態は悲惨の極であつたが、池内氏の祖先年寄丹治兵衛其他の富家が毎戸に施米し或は粥を施行して救助

をなした、

天保の火災と飢饉 池内氏系圖書に依れば天保三年十月七日浅川浦加子人彌之八の居宅より火を發し、家數七十五軒を焼失した、次に天保七、八兩年日本國中五穀實らず飢饉となり、都鄙至る所飢民の悲鳴叫喚、喧しく、餓死する者多數にして其慘狀は筆舌に述べ難き處であつた、浅川浦に於ても此災禍に罹り人呼んで申酉の飢饉と稱した、嘉永元年の火災 池内氏系圖書に依れば、嘉永元年申年九月十二日夜浅川浦加子人嘉右衛門の家より火を發し、家數三十八軒、納屋拾八軒合計五十六軒を焼失した

三 社 寺

天神社 (村社)

大字浅川字大田、縣道に沿ひたる山麓に鎮座してゐる、境内五畝三步、神殿銅板葺桁六尺、梁五尺、幣殿一間半四方、拜殿瓦葺桁四間梁二間半、以上社殿は大正十四年に新築なした、他に御興庫一棟がある、祭神は菅原道實公で例祭十月十七日、社掌は梅枝定男氏である、當社の縁起に就て神明細帳に記する所は「天正十一年九月廿五日當社神官梅枝氏先祖修驗吉祥院と申者磯ヶ浦人民と申合せ、當村字丸山へ創立仕候處、寛永十年九月廿五日現今の社へ移轉今以て舊址古天神と唱へ現在耕地と相成候」とある、又阿波志には慶長中海嘯のために流亡し、再建した旨を記してある

十二所神社 (大山神社) (無格社)

大字浅川字大山の山中に鎮座してゐる、境内二畝九步、神殿は縦七尺五寸、横六尺八寸、拜殿切妻造り瓦葺、縦二間、横四間、他に御興殿一棟がある、祭神は天神七代、地神五代、例祭日十月十五日地方の尊信が厚い、境外の山林は四反六畝廿七步あり、悉く原始的潤葉樹林で最も幽邃である、社前一町餘は參道となり、入口に石鳥居があり其兩側には高さ二〇間に達する大松が亭立してゐる

祭神は天神七代、地神五代である、神明細帳には「寛永五年六月十日當村の内字長尾へ創立、同十一年九月七日現今社地へ移轉す、元の社地長尾を今に宮ノ平と唱へ社址存在す」とある、又梅枝神主の談には「維新前は十二所權現と稱した、傳説に依れば元は現地より一里位奥の屋敷の丸と稱する山上にあつたが、海上の舟が見える所なので、航行の舟を止める事があるから現地に下げたと云ふ、又城王神社は十二所神社の姉命を祀つてある」と

俗傳に穴喰町鹽深大山神社に祀つてある方が大山に御出でになつたと云うてゐる、蓋し脚咋別一族が伊勢田川上域にも轉住し鹽深大山神社の神靈を分祀したものであらう。

大歳神社 (無格社)

大字浅川字稻、縣道に沿うて鎮座してゐる、境内三畝四步、神殿桁四尺、梁三尺雨除け外屋付き、繪馬堂兼青年團支部桁六間、梁二間瓦葺、祭神大歳命神明細帳には寛永四年十二月卅日海濱に夜々明あり、其光輝石より發す、里人之を見て奇とし一社を創立すと記してある、大歳とは大晦日の意味であるから、此由緒は正しいものと思はれる、然るに俗傳に文治年間大晦日に源有綱が落ち來つて當社を祀つたとの説があり、阿波志などにも下記の如く記されてゐるが、單なる傳説に過ぎぬと思はれる、

大歳祠 淺川村にあり、俗に傳ふ、文治中源頼綱來り宿す、たま／＼除夜に遭ひ大歳を此處に祭る

源頼綱 一に有綱に作る、伊豆冠者と稱す、祖頼政從三位兵庫頭、父仲綱伊豆守、頼綱右衛門尉に任じ、從五位下に叙す、壽永元年源頼朝の命をうけ、蓮池家綱平田俊遠を土佐に撃つ、源義經の女婿たり、右大將之を害す、文治元年十一月出奔、船攝津大物浦を發し風濤時に甚だしく飄蕩して淺川に至る、草次歳を守る、其地今大歳と云ふ、是木岐濱二氏の祖或曰、大和宇多に匿る、源頼朝平貞時と同じて之を撃つ、頼綱勢屈して山中に入り自殺す、首を京師に傳ふ、東鑑に見ゆ

御崎神社 (無格社)

大字淺川浦字川西にあり、境内三畝八歩、神殿桁三尺五寸、拜殿及び繪馬堂がある、祭神猿田彦命當社の由緒に就き神社明細帳に記する處は「當社の義は慶長二年十一月一日磯ヶ浦開拓之際、平岡伍兵衛、渡部五右衛門其他人民皇國に神なくんば非ず、依て一社を設く、其後慶長の度津浪の爲舉村震動變じて海となる、元和九年正月廿日ノド口へ移轉す、淺川浦と改革」とある、

東泉寺

淺川浦字川西にある、眞言宗古義派高野山金剛峯寺末で龍光山と号する、本堂瓦葺桁四間、梁七間、方丈庫裡新築中桁五間梁四間、別に古くより隱居屋がある、本尊藥師如來立像は高さ約三尺五寸、藤原期の様式を備へたる立派なる佛像である、其他に弘法大師、地藏尊、庚申、不動尊等を安置してゐる、檀家六十九戸、當寺の來歴につき寺院明細帳に記する處は左の如くである、

當寺義は永祿年中清算法印開基創立す、淺川浦村字藏ノ下と申處にあり、寶永四亥年大汐にて本堂庫裏、殘らず流失、同曆五年當寺第七世快雄代今の地へ移轉中興創立す、後再び安政元寅年大汐のため器物書類流失す

東泉寺 歴代 (日付は示寂)

中興第一世	權大僧都法印清算	元龜二年二月	第二世	阿闍梨清遍	慶長十六年九月
第三世	法印快算	寛文十年戊戌月	第四世	權大僧都有算	延寶二年十月
第五世	法印堯田	延寶五年四月	第六世	阿闍梨快賢	正徳二年十二月
第七世	法印快雄	享保二年酉三月	第八世	法印信應	享保十八年七月
第九世	權律師賢隨	寶曆十二年十月	第十世	法印惠嚴	明和八年六月
第十一世	法印論十	天明三年四月	第十二世	贈法印論辨	文政七年二月
第十三世	法印圓淳	天保八年三月	第十四世	苾芻等我	平等寺へ轉住
第十五世	阿遮梨慧潤	那賀郡へ轉住明治十年	第十六世	阿遮梨快恩	明治二十一年七月
第十七世	權大僧都法印快誠	野江眞福寺へ轉住	第十八世	阿闍梨如誠	川東村覺成寺に轉住
第十九世	宥永		第二十世	觀道	
第二十一世	權大僧都明照	大正五年二月	第二十二世	藍崎令信	

江音寺

淺川浦字川西の山麓にある、曹洞宗永平寺派、勝浦郡丈六寺末で龍昇山と号する本堂庫裡一棟にして茅葺、桁一〇

間梁五間、地藏堂桁一間半梁二間半、他に鐘樓がある、本尊阿彌陀如來立像高さ約三尺五寸、達磨大権を脇士とし、他に承陽大師を祀つてある、又地藏堂には地藏尊の外不動明王、十一面観音、青面金剛等を安置してある、檀家一一〇戸、當寺の來歴に就て維新前の寺記に依ると左の如く見えてゐる、

當寺の儀は往古鹿島に御座候て江月庵と申候大永三未年丈六寺末に相成則本山二世月殿昌桂和尚開山に相請仕全江より平僧住居仕來候處寛永年中芳順代當淺川浦へ引移本堂庫裡建立右江月庵を江音寺と相改申候、其後鐘撞堂大鐘庄屋五兵衛一建立に仕御座候處寶永四亥年九年地震大汐に建物諸道具不殘流失、大鐘斗殘、痛無御座候、右ニ付寶永五子年智鏡代本堂再建庫裡木屋掛にて御座候處御巡見使様晝休御宿被仰付庫裏御上様より御建直被仰鐘撞堂も再建に相成御座候處、正徳三癸巳年極月十八日の夜類火にて本堂庫裏燒失鐘撞堂斗り殘に相成申候、猶又其後檀中助力を以本堂庫裏再々建仕候享保二十卯年智鏡代本山十七世元和尚中興被致候而法地に相成則傳法開山に拜請仕候處法地相續傳法の僧本山弟子智道へ後仕被申付、郡御奉行所へ披露の上入院仕候其後本山より海部郡中一派寺院の都督役寺に被申付御座候、

當寺の鐘銘には「阿州海部郡淺河浦江音寺寄進、寛文九曆酉極月四日平岡五兵衛敬白」と見えてゐる、寺背墓地にある數基の大五輪塔は平岡家のものであると、曹洞宗寺院は郡内に十三個寺あつた處牟岐の正傳寺が洞雲寺に合併し、柄の東光寺が千光寺へ合併し十一個寺となつた、そして江音寺と千光寺とが交代して役寺を勤めたのであると、川上村高西寺の記録中には當寺の記事に「天保六年御巡見使の砌、自力御宿候により郡代より寺内殺生禁制の書付を頂戴す」と見えてゐる、安政元年大汐堂宇へ侵入し器物書類流亡した、

江音寺 歴代 (日附は遷化)

- | | | | | | |
|------|--------|-----------|----|--------|---------|
| 開闢開山 | 月殿昌桂和尚 | 丈六寺二代天文三年 | 二世 | 月浦全江上座 | 天文十九年八月 |
| 三世 | 春岳全壽同 | 慶長二年十月 | 四世 | 玉譽全寶同 | 寛永元年正月 |
| 五世 | 涼翁芳順同 | 寛文十年六月 | 六世 | 雲室尊龍和尚 | 貞享三年三月 |
| 七世 | 一學祖順上座 | 元祿二年十一月 | 八世 | 心光全缺全 | 元祿十四年五月 |
| 九世 | 雲外禪峰和尚 | 寶永三年九月 | 十世 | 明外智鏡和尚 | 寛保元年四月 |

- | | | | | | |
|------|--------|----------------|-----|-------|----------------|
| 法地開山 | 元道密大和尚 | 丈六寺十七代、寶曆元年四月 | 二世 | 實踐智道全 | 寶曆十二年十二月 |
| 三世 | 守口不言全 | 享和二年八月 | 四世 | 玄桃仙翁全 | 明和四年九月 |
| 五世 | 湛宗智海全 | 文政四年八月 | 六世 | 大休悟山同 | 紀州高松寺へ轉任享和四年九月 |
| 七世 | 天龍玄澄全 | 紀州高松寺へ轉任文政八年八月 | 八世 | 雲山龍吟全 | 文政十一年十一月 |
| 九世 | 喚隨泰應全 | 明治三年正月 | 十世 | 徳翁英玄全 | 萬延二年七月 |
| 十一世 | 智棟賢梁同 | 明治十二年六月 | 十二世 | 道明惠心全 | 明治三十年九月 |
| 十三世 | 行戒大忍全 | 明治三十九年七月 | 十四世 | 玉光龍海全 | 洞雲寺へ轉任 |
| 十五世 | 孤峯維顯全 | (現住) 朝倉維顯 | | | |

千光寺

浅川浦字川西の山麓にある、曹洞宗永平寺派勝浦郡丈六寺末で海福山と號する、方丈瓦葺五間梁四間半、庫裡茅葺五間梁四間半、外に觀音堂及び山門がある、本尊藥師如來は高さ約三尺にして古來秘佛とせられ日天、月天兩菩薩の脇立がある、檀家六十九戸、當寺の縁起に就ては寺院明細帳其他にも記する所があるが、川上村高西寺所藏の嘉永三年に記した郡内曹洞宗各寺院の縁起書きが最も良い資料であらう、左に之を抄記する

永延元年本尊藥師如來海部郡手羽島海中より出現し右浦に安置し千光國師開基して同郡福良浦へ移す慶長七年中又浅川浦へ移す此由來書ありし處寶永四年震汐に流失す、本尊は寺内の楓樹に止り残りしと云ひ傳ふ其後正徳享保の兩度類焼の節も本尊のみ残り、享保年中に本山十六代凸岩養益大和尚中興開山に勸請し海部郡同末十三ヶ寺の都督役寺に仰付られ免贖證抔頂戴所持す

天保九年郡代より寺内殺生禁制の書付を打戴す

また寺院明細帳には左の如くある

當寺出興の義は永延年中同郡手羽島に庵一字創立、後建久年中千光國師榮西和尚開基創立千光寺と改め、其後同郡福良村へ移り(年代不詳)後又永祿年中學村今の浅川浦村へ引移り、僧禪隆開基中興す、後又寶永四亥年大汐にて本堂のみ残り外建物流失、同曆五子年益重代、再び中興す、右年より享保年中まで平僧地に之有所、同曆十七子年丈六寺養益和尚法地開山と請し、是より法地代續にて現今まで十五代なり、千時寛政七卯年六世溪宗代中興再建す、是より後安政元寅年再び大汐堂宇へ浸入、器物書類流亡す、右の縁起に依れば始め出羽島に祀られてゐたのは永延元年(西曆九八七年)と稱され其後約二〇〇年を経て名僧榮

西が開基して福良へ移したと云ふのであるが、記録を失うてゐるので尙ほ研究の餘地があると思ふ、又福良より浅川へ移つたのは、前書には慶長七年とあり後書には永祿年中とある、何れも慶長九年の大地震より以前であるが、池内氏の記録に依れば慶長地震の後とあるやうだ此邊も尙ほ考究を要する

◆ 千光寺 歴代 (日附は示寂)

開闢	千光國師明庵榮西大和尚	建保三年七月	改宗開山	凸嚴養益大和尚	享保十七年四月
第二世	大圓養覺大和尚	明和六年一月	第三世	異眼瑞苗大和尚	天明八年九月
第四世	古鑑在圓大和尚	文化二年六月	第五世	關立圓超大和尚	文政三年八月
第六世	大珍溪宗大和尚	天保二年十月	第七世	牧童觀牛大和尚	文政十年九月
第八世	恒川眞龍大和尚	天保元年九月	第九世	益禪俊定大和尚	天保四年十二月
第十世	實宗義天大和尚	示寂年月不明	第十一世	大令至道大和尚	嘉永五年十二月
第十二世	大庵珍嶺大和尚	示寂年月不明	第十四世	大鏡光圓大和尚	同
第十四世	天真惟仙大和尚	明治二七年八月	第十五世	大壽道庵大和尚	示寂年月不明
第十六世	弘學大賢大和尚	明治四二年十二月	第十七世	義堂舜翁大和尚	
第十八世	種田全苗大和尚		第十九世	佛仙達道大和尚	(現住)

正福寺

大字浅川字片山の山麓にある、曹洞宗永平寺派勝浦郡丈六寺末で西谷山と号する、本堂庫裡一棟桁七間梁五間瓦葺

三社 寺

三一四

其他納屋一棟がある、本尊釋迦如來座像、脇士達磨及び大權、裏佛阿彌陀如來を安置してゐる檀家八四戸、當時の來歴に就き寺院明細帳に記する處は「當寺開基の義は詳ならず、往古は西善寺と唱へ後天正年中丈六寺世代春賀和尚開基中興創立す、寺を正福寺と改む、後萬治年中残らず焼失、其後文化年中俊定和尚代中興再建す、右年代の間平僧地にて文化年中丈六寺世代百川和尚法地開山と請じ、是より法地代續にて」云々とある、

正福寺 曆代 (日附は還化)

粘笑春賀大和尚 丈六寺勸請 心光全鉄上座 寛文十年

繁山碧昌上座 元祿九年 本和戒圓上座 正徳三年

一字道如上座 延享四年 太省素朴上座 寛延三年

少山祖蘭上座 明和六年 覺圓了道上座 文化十四年

右は當院平僧地の砌前住にて文政年間より傳法の僧住職し初代を相立てた

初代開山 百川智梁大和尚 丈六寺より勸請

二代 牧童觀牛全 淺川千光寺へ轉住

三代 益禪俊成全 文化年間住僧、千光寺へ轉住

四代 德應英立全 江音寺へ轉住

五代 實參泰禪全 天保年間住僧牟岐洞雲寺へ轉住

六代 一箭百中全 天保十二年頃住職安政七年病死

七代 淨然全 文久三年川上村高西寺へ隠居

八代 行戒大忍全 明治七年住職、三〇年江音寺へ轉住

九代 大峯立雄全 明治三一年住職、後名東郡國分寺へ轉住

十代 惠俊貫道全 明治三二年住職大正一三年當寺にて還化

十一代 寛隆等覺全 俗姓明本寛隆大正八年住職、現住す

誓願寺

大字淺川字堂元の山麓にある、眞言宗古義派、高野山金剛峯寺末である、境内廣からず、堂宇一棟にして瓦葺桁五間梁二間半、本尊阿爾陀如來立像高一尺五寸、弘法大師高一尺七寸、庚申石像を安置してある、當寺は小寺なる上衰退して古くより住職もなく留守居を置き大里の善藏寺に管してゐる當寺の來歴に就て寺院明細帳の記する處は「當寺の義は安永四年焼失、筆記類之なく、古老の口碑にては享保十二年清遍法印中興創立と申唱候、其他不詳」とある、當寺の佛像は徳川時代のものであるが、境内に花崗岩小五輪敷墓あるを見れば徳川時代以前より存立したものであらう、

行基庵 (鱒大師)

大字淺川字中相にある、曹洞宗正福寺の末である、庵室は瓦葺桁六間梁四間、弘法大師を本尊として安置してある其他に稻荷神社及び行基菩薩の石像がある、寺院明細帳に記してある由緒は「當庵の義は行基祖師開基創立にて往古は海郡柄村弘誓寺に之あり處、後享和年中正福寺に改む、其後文政十亥年再建す」とある、當庵は俗に鱒大師と

稱へ著名なる傳説がある、縁日は毎月舊二十一日、現住原道秀氏

四名 勝

八坂八濱と鯖大師

八坂八濱は昔時彼の親不知子不知に比すべき交通の難所として世に知られて居つた、さうして其中間には鯖大師があり、又沿道の風景も趣味深きものがあつたから海部郡に於ける屈指の名勝として著名であつた、八坂八濱は牟岐より浅川に至る海邊の通路で其距離約三里あり、其海岸線は岬角と灣入とが交互して鋸齒の如くなつてゐるので、山を越え濱を過ぎる事七、八に及ぶので八坂八濱の稱があるのである、徳島縣の南方より高知縣に通ずる國道は大正三十六年頃迄に開通したが八坂八濱の部分のみは難工事であるため獨り取り残され交通の大障害となつて居つたが、大正三年より縣費にて改修に着手し大正十一年四月全く開通し茲に海部郡交通の面目を一新したのである舊道は今猶残つて居り編者の如きも往年數回徒歩した事があるが幅僅に三尺位に過ぎず坂路の峻嶮なるは街道中他に例なき所で、砂濱や岩礁の處では全く道を作つてなかつたのである、今日縣道の上を自動車に依り疾走するに此せば實に隔世の感あると言ふも愚かである、道路改修迄は牟岐浅川間に押船の渡船があつたが、開通と共に廢せられた、

所謂八坂八濱の名稱は左の如くである、尙ほ概算の距離を記入して置かう

牟岐より

大坂

一五町

内妻濱

九町

松坂	一〇町	古江濱	一〇町
福良坂	六町	福良濱	四町
鯖瀬坂	五町	鯖瀬濱	六町
萩坂 (一里松坂)	三町	大網ノ濱	一〇町
鍛冶屋坂	三町	鍛冶屋濱	三町
粟浦ノ坂 (坂元ノ坂)	三町	粟ノ濱	五町
		三浦ノ濱	一〇町

浅川

借戸坂

右牟岐より浅川迄の距離二里三〇町である、借戸坂は浅川の西、大里に越へる峠であるから性質上より云へば八坂八濱の内へ入れるのは無理であるが、之が入らぬと坂が八つに足らぬ事となるので入れて置くのであると云はれてゐる、それから福良坂迄は牟岐町に屬し、福良灣より浅川村の分となつてゐる、八坂八濱で風景の最も勝れてゐる部分は大綱の濱である、此濱は大砂濱であつて水汀に一つの岩島が亭立し、やゝ沖合には黒い岩礁が羅列して波浪は岩礁に打ち寄せて白馬の踊るが如く遙に出羽、大島の二島を望見し最も絶景を呈してゐる、

鯖大師 八坂八濱中、鯖瀬の舊道に沿ひ有名な鯖大師がある、新道よりは數町入り込んでゐる、鯖大師は弘法大師を本尊とする庵であるが、昔は行基庵と稱せられて居つたやうだ、此處で行基菩薩が奇蹟を顯したと云ふ有名な傳説がある、即ち阿波名勝圖會と云ふ文化年間刊行の卑俗な書には左の如く記してある、

行基菩薩古跡 八坂のうち福良坂の南の谷に民家あり鯖施村と名づく、また坂本に一字あり、行基庵と名づく其來由をとへば往昔行基菩薩この邊を遊化し給ふとき此ところにて馬に鯖を負はせてすぐる商客に遇たまへり、聖其鯖を乞給ひけるに、商客いなみ侍りければ聖歌よみ給ひける、其歌に

大坂や八坂々中鯖ひとつ行基にくれて馬の腹やむ(病む)

とありければ、忽ち馬の腹いたみける、商客奇瑞を見るに怖れて鯖を施し奉りければ聖とりあへず

大坂や八坂々中鯖ひとつ行基にくれて馬の腹やむ(止む)

と口づさみ給ひければ、馬の腹の痛み忽ち止みけるとなり、此故に古跡ありて行基庵と名づく此地の名を鯖施村といへり

蝦ヶ池

蝦ヶ池は浅川の東方網代崎の内側にある大きな瀉である、阿波國南方沿岸には所々に瀉となつてゐる所があるけれども、蝦ヶ池が最も大きくまた風景の好い點や其他傳説があつたり色々な點に於て趣味が深いのである

蝦ヶ池は大休V字形をなして居つて其西側が幅廣く主要部となり東側が幅狭く支部となつてゐて、其大さは東西五町、南北五町十間、周圍二十七町ばかりある、水深は中央最も深き所にて三間二尺あると云ふ、蝦ヶ池の北端には幅五間内外長さ一町餘の水路があつて浅川灣と相通じ、満干に依りて潮水が出入してゐる、それで池水は半鹹である、此水路のある所は數反の麥畑があり浅川灣の沿岸は礫石の濱となつてゐる、此池を學術上から見れば海跡湖と稱すべきもので往占の海の一部が、取り残されたものである、尤も浅川灣の沿岸では浪の爲に礫石が高く積み上げ

られて一種の砂丘をなしてゐる、是が爲に池の口を閉塞した觀もある、其邊の耕地は元低濕な蘆原であつただらうが、山土を入れて畑に開拓したものである、

蝦ヶ池の處は舊時磯ヶ浦と稱し、多數の人家があつたが慶長の津浪のために流亡したので住民は今の浅川へ移つたと云ふ傳説がある、此點に就ては別項にて記述してある、蝦ヶ池には蝦の主が棲んでゐると言ふ傳説がある、里人の話に依ると、蝦の主の尾は蛇形をなしてゐる、此主が土佐の赤岡の庄屋の娘に身入つて嫁に連れて來た、其日は十二月二十五日の夜で大暴風雨があり雷も鳴つて物凄光景を呈した、池の岸には蝦の主を祀つたと云ふ蛇王神社がある、此神社の附近が一番深く數尋の深さがあると云ふ、

動植物 編者は先年蝦ヶ池に棲める魚類の種類に就き土人に尋ねた事があつた、それは大体方言であつたが凡そ左の如き魚類があると、括弧内は和名

鰻、泥鰌、鮒、目高、チチボ(ちくぶ)、スミヤキ(しまいさぎ)、イナ、チヌ、アナゴ、カイズ、ベラ、コノシロ

ヌ、セイゴ、エバゴ、コーチ(こちの類か)、フグ一種、メヒカリ

右の内メヒカリの巨大なるものが棲んでゐると云ふ、また昔は牡蠣が非常に多かつたさうで阿波志にも其記事があり、五反田には牡蠣の掃溜が處々にうづ高く積まれて居つたと云ふ、又小蝦も多く餌料の蝦を漁したやうである、蝦ヶ池の名も之から起つたのである、

次に五反田附近の水汀には蒲(和名こがま)が澤山生えてゐる、土人は之を臘燭と稱してゐる蓋し其果穂が臘燭に似てゐるからである、此等の事に就き阿波志には左の如く記してある、

蝦池 淺川大里の界にあり、周廻三千歩許り、夏秋諸魚を出す、又牡蠣最も多し、其房殆んど蟻山を爲す、側に芒苞の生ずるあり、所謂一本芒なるもの、

7 川 東 村

一 地理と人文

地^〇形^〇

川東村は海部郡の南部にあつて、海部川下流の左岸を占め、太平洋に臨んでゐる、其境域は東西一里一八町、南北一里一〇町に亘つて面積〇、七一二方里である、隣接町村は淺川村、川西村、鞆奥町の三町村である。

〇大 里 の 地 形

大里附近の地形に就て地形學的の觀察を述べて見やう、地質時代の沖積世の始め、即ち數万年の以前は大里四方原一帯の地は海灣となつて居たものと思はれる、然るに海部川から放出する砂礫は此灣を次第に埋めて行つて現狀の如くなつてゐるのである、それで大里一圓は海部川の三角洲に相當して居るのである。

それから大里松原より四方原に及ぶ一帯の地は鶏卵大の礫石が堆積してやゝ高くなつてゐる、此礫石の堆積は數千年の間に激浪、海嘯のあつた場合浪の作用で打ち上げたものである、即ち一つの砂丘と云うて宜しい、其中央部の一番高い部分は標高約一五米である、松原の北邊より五反田に至る間、及び八幡社の南西は砂丘の幅は四町位となつて居るので浪の爲に打ち上げられた事が素人にも了解出来るであらう、此砂丘の影響をうけて居らぬ處は低平で水田となつてゐる、砂丘の上は畑地及び部落があり、林となつてゐる處もある、又大里の南部は海部川の流れが、砂丘を削り取つて棚狀の地形となつてゐる、即ち或る時代には海部川は川東駐在所の附近より、村役場、善藏寺等

の下を廻つて流れて居つた事があるのである、牟岐町西牟岐の地も大里と同様の一大砂丘であつて、其上が住居の適地であるから部落が發達したのである。

土地 (大正一四年)

田	二二五三反	畑	八三二	宅地	一八三	山林	二二二六
原野	三〇	民有免租地	二五九	官有地	〇	合計	五八八八

戸數、人口 (正一四年末)

本籍	男 一八四七	女 一七〇〇	計	三五四七	戸數	六〇三
現住	男 一六二九	女 一五二三	計	三一五二	戸數	五四一

職業別戸數 (現住大正一四年末)

農業	本業 四一九	副業 一〇二	商業	本業 三五	副業 三八
工業	本業 一九	副業 一一			

管轄沿革

明治四年一〇月、古來の庄屋及び五人組を廢し里長を置きて數村を管轄せしめ、其下に組頭を置き毎村の事務を扱ふた、明治五年七月里長組頭を戸長副戸長と改め、事務所を設けて出務せしめ自宅勤務を止めた、五年九月海部郡を第八大区とし、本村一圓は第三小區の内に編入せられたが、後小區の改正あり、第四小區の内に編入せられた、一二年一月大区小區の制を廢し、五月一日數村を合して聯合記別を組織した、即ち、大里村、四方原村、多良村の

三村は一聯合記別となり、熟田村、吉野村は大井村と相川村と共に一聯合記別を組織した、一九年四月聯合記別の組織を改め、大里、四方原、多良、吉野、熟田の五村を以て一組とした、聯合記別當時は何村外何村村役所と稱した、明治三二年一月一日町村制を實施し、前記五個村を以て一村とし川東村と命名した、さうして従前の村は大宇何村と稱したが、大正四年一月一日大字の村稱を廢した。

川東村長歴任

就任	退任	備考	氏名
明治三二年一月七日	明治三六年一〇月二〇日	滿期	山本祖五郎
二六年一〇月二五日	二八年三月五日	辭職	同
二八年三月二六日	三〇年二月一六日	同	小川清三
三〇年二月二五日	三二年三月一六日	同	來條峯太郎
三二年三月三〇日	三四年四月一〇日	同	同
三四年四月二三日	三八年四月二二日	滿期	同
三八年四月二三日	四二年四月二二日	同	池内徳藏
四二年四月二三日	大正二年四月二二日	同	同
大正二年六月二三日	六年六月二二日	同	佐藤熊太郎
六年七月九日	一〇年七月八日	同	勝浦文太郎

一〇年七月九日	一四年七月八日	同	影	石	作	次
一四年七月九日	昭和二年七月	辭職	同	乃	一	角
昭和二年七月						平

海部高等女學校及學校組合

軌近中等教育の發達著しいものがあつたが海部郡にては縣立學校が設立せられなかつた爲、下灘各村にて學校組合を組織し實業女學校を設置する事とし、川東、淺川、川西、川上四村の協定成立し、大正一一年四月二七日川東村外三村學校組合設置の稟請をなし、六月二一日知事より許可せられた、仍て組合立海部實業女學校の設置を一一年一〇月一二日文部大臣に稟請し、同年一一月二日認可せられた、それより大里に校舎二棟を新築し、一二年四月より開校し修業年限は三個年とした、一四年一月校名を組合立海部高等實業女學校と改め年限を四個年とした、また昭和二年四月二一日校名を單に海部高等實業女學校と改めた、大正一五年度より輦奥穴喰兩町も組合に加入した、本校は毎年經費二〇、〇〇〇圓内外を要し、組合村にて維持困難であるので大正一二年九月縣費支辨の申請なし爾來其目的を達する爲に運動する處があつたので縣に於ても認める處となり、財政の都合つけば縣立に昇格する豫定となつてゐる、(總誌二〇二頁参照)

川東村外五町村學校組合規約

第一章 總則

第一條 海部郡川東村川西村淺川村輦奥町穴喰町は學校組合事務共同所理の爲め組合を設置す

第二條 本組合の名稱は川東村外五町村學校組合と稱し海部郡川東村役場に組合役場を置く

第二章 會議組織及選舉

第三條 本組合は女學校に要する費用並に本組合の必要事件を議定する爲左の各條に依り會議を組織す

第四條 組合會議員の定數は十四名とし組合内の各村會に於て其村村會議員中より川東村川西村淺川村川上村は各三名輦奥町穴喰町は各一名宛選舉するものとす

第五條 組合會議員の任期は各町村會議員の任期に依る、議員欠員を生じたる時は當該町村に於て補欠選舉を行ふものとす

第六條 組合會議は管理者を以て議長の職務を代理す管理者及代理者共に故障あるときは臨時代理者を議員中より互選するものとす

第七條 管理者は其所屬吏員をして會議に列席し議事に參與せしむる事を得

第三章 組合吏員の組織及選任

第八條 本組合管理者は川東村長に委託す村長支障あるときは川東村助役に其代理を委託するものとす

第九條 本組合の出納其他會計事務は川東村收入役及其代理者に委託す

第十條 前二條の外本組合に左の有給吏員を置き管理者之を任免す 一書記若干名 前項吏員の定數は組合會議の議決を経て之を定む

第四章 費用の支辨

第十一條 本組合に要する一切の費用は、財産より生ずる収入及其他の収入を以て之に宛ふるもの、外本組合町村
中左の割合に依る穴喰町及鞆奥町の負擔金額を控除したる殘額を其他の組合各町村に分賦するものとす

鞆奥町經常費の百分の二 穴喰町負擔額の百分の二

第十二條 前條の分賦額は左の割合を分賦するものとす。

川東村、五割一步 川西村、二割一步二厘 淺川村一割八步 川上村九步八厘

第十三條 管理者は毎年度歳入出豫算議決を経たるときは納付期限を附し、之を其組合内各町村長に通知するもの
とす、組合内各町村長は其通知に依り納付期限迄に該金額を管理者に納付するものとす

第五章 雜 則

第十四條 前各條に規定するもの、外町村制の例に依る

(附則) 本組合は公布の日より之を施行す

(備考) 組合規約は最初大正一二年四月一九日に議決したのであるが大正一五年穴喰、鞆奥両町が組合に加入した
ので、加入の件及規約改正を申請し昭和二年二月二日許可せられた、

大里尋常高等小學校

明治六年九月二日大里公立小學校を大里村善藏寺に設置し、一四年五月五日現位置に移轉し、一九年一〇月大里簡
易小學校と改め、同時に別に海部高等小學校が設置せられた、二〇年四月大里尋常小學校と稱し、二六年一〇月海

部郡川東外二村組合高等小學校を附設し、四一年四月大里尋常高等小學校と改めた、敷地坪數二一三坪、建物三棟
教室及教員室一〇室、昭和二年四月吉野尋常小學校を本校に合併した、

歴任校長は初期不詳なるも天羽彌二郎氏あり次で明治三六年一月二日橋本幸夫、四一年四月一日近藤小八郎、大
正七年三月三十一日久米芳衛、一三年三月三十一日橋本幸夫諸氏歴任した、

◆海部高等小學校は明治一九年一〇月一日の創立で、郡費を以て經營をなしたが時勢の進歩につれ通學の不便を感じ
二五年四月牟岐分教場及び日和佐分校を設置し、二五年學制改革の際も舊法存續を出願し、同五月校舎を新築し二
六年九月に至り本校を廢し町村組合にて大里高等小學校を設立するに至つた、

吉野尋常小學校

明治七年一〇月一五日の創立で公立吉野小學校と稱し吉野村一八番屋敷に置いた、一九年吉野簡易小學校と稱し、
二五年七月一日吉野尋常小學校と改め、三一年一月二日字岡山に移り四二年校舎を増築し、昭和二年四月一四日大
里校に合併し分教場となした、歴任校長は四四年三月三十一日橋本政一(三六年一月死亡)、三七年三月二七日長谷
由藏、三九年一〇月三日赤石半次郎、四一年三月三十一日土壁保太郎、四一年五月一〇日木内祐示、四三年一月二〇
日山本菊三、四四年一月一日濱田清、大正一二年三月三十一日土壁保太郎。全年四月二〇日山本岩根

部落有林統一

縣當局の獎勵に基き本村にても部落有林統一を行ふ事とし大正一四年二月各大字にて統一委員數名宛を擧げ郡長よ

大里松原購入 大里松原は大字大里字松原三八番の山林であつて反別一七町三反八畝一步あり、國有保安林に屬して居つた、本松原は古來大里の公有林の如き慣行あり、又輓近運動會馬匹の検査場等に使用する例となつて居るので村會の決議の上大字大里部落にて拂下を受くる方針とし明治四一年五月九日其許可を得た、拂下代金は二、八六〇圓にして、村會の申合せに依り、内一町三反七畝一〇歩を分割し保安林の解除をうけ、川東村に無償譲り渡し従前慣例の通り運動場等の集合所に宛てる事とした、それで部落有の分は一六町二一步で拂下代金は分割の分の伐木をなして償却した、大正一四年度部落有林統にて村に歸屬し其収入は大字大里に占有する事とした、

道路改修

大里より吉野に通ずる線路は大正九年郡道吉野線として改修せられ現に縣道淺川大井線となつてゐる、大里より淺川に通ずる白水線は大正五年頃大里部落の事業とした改修した

川東郵便局

村會の議決に依り郵便局設置方陳情の結果大正一二年九月一六日大里に無集配川東郵便局を設置され池内國太郎氏局長を拜命した。

川東村信用購買利用組合

大正一〇年一月五日の設立で本村大字大里字飯持に事務所を置いてゐる、一口出資額二〇圓、大正一四年末に於ける組合人員三六八人、拂込金額一八五四九圓である

玉置海部製材所

大正五年四月、大里字濱崎に設置し海部川流域の木材を購入して旺に製材し、近時は中國九州方面へ移出してゐる、製材年産額一二〇〇〇〇圓内外である。

二 歴 史

地 名

大里。 今日では里分、山分と云ふ語が使はれてゐるが、里の本來の意味はさうでない、即ち大化の新制に依り國、郡、郷、里に區劃せられたので里は村の意味である、那賀郡福井村に現存する壽永四年の碑に「福井里」と記されてゐる、また、美馬郡には郡里村（郡司のあつた所）がある、大里は人家の多い村の意であるが、右の理由から藤原時代に起つた地名と思ふ。大里の内飯持と云ふ字がある、是は芋地の意味と思はれる、

四方原。 寛永十四年藩の命に依り開拓した處で、自國他國の者に限らず此處に住居するものには租税を免許したのである。右寛永十四年の文書には「大里の内四方原に於て云々」と見えてゐるが四方原の名稱は此時新らしく命名したものと思ふ、四方原とは諸方より集りたる原の意味であるから、どうしても其際の newName でなければならぬ、四方原を一に免許と俗稱するのは租税免許の地であるからである。

多良。 田原を訛つて「ターラ」と言ふたものと信ぜられる、田原の意味は説明する迄もない、多良の文字は勿論宛字に過ぎない、

吉野。 吉田と同じく田圃を美稱して一褒め稱へて一云うたものである、斯る地名は自然的に起つたものでなく、何かの機會に命名されたものであらう、

熟田。 熟田の本來の意味は良く實つた田の意である、それで吉田、吉野と同じく美稱して熟田と云ふたものとも思はれる、併し今一の考へ様もある、柿のうれて柔らかになつたのをジュクシと云ふ、又泥濘の事を俗に「ジュクタンボ」と云ふ、それで熟田とはフケタ（深田）と同じ意味であるまいかと思ふ、尙ほ考究を要する。

土器の發見及住民の發達

本村には石器時代の遺跡遺物を發見してゐない、併し他の資料よりして石器時代にも多少の住民があつた事は想像して差支ない、次で古墳時代の遺物は確實なる發見があつた、五反田丘上に得利サンと云ふ神社があつて古土器を神体としてゐる、之は嘗て附近より發掘したものであると云ふ、此土器は古墳時代の壺で所謂齋瓶いはびんに屬するものである、其形式は提瓶と稱するもので高さ五寸あり、彼の川西村祖父木神社境内に祀れるものと同様のものである、又明治八年大里の北部五反田に通ずる道路に接した丘陵から齋瓶を發見し淺川小學校に保管してゐる、是は横瓶と稱する形式のものである、(總誌四七頁參照)是等の土器は千五百年内外以前のもものとせられてゐる、それより漸次住民が増加し藤原時代には大里は文字の如く村を呈して居つたと思はれる、併し當時の遺跡は残つてゐない、是は海嘯等のために埋滅したのであらう、

吉野には忌串サンと云ふ塚が數個所あり、それ等は鎌倉末期の豪族の墳墓であると思はれる、戰國時代の始め、海部の領主、藤原下野守(海部氏)は吉野に居城した、それで此當時は吉野が海部の中心をなしたと思はれる、海部氏は後頼に築城したので、蜂須賀氏入國後頼城は阿波九城の一となり城番が置かれた、併し城番に附屬した、判形人及び御鐵砲の者は大里村内に住居する事となつたので大里は政治、文化の上に於て重要な地域となつた、四方原は寛永頃迄殆んど原野であつたが、寛永十四年住民の有付けを獎勵し、開墾をなしたのである

忌串サンの發掘

海部郡下灘各町村の田圃の中には忌串サンと云ふ小さな塚が處々にある、本縣では那賀郡に最も多數残つてゐるが吉野川地方には餘り聞かない。豫め忌串サンとは如何なるものであるかに就て説明して置かう、藤原時代、所謂班田の制が行はれた當時毎年田に植付けをなす時、其田を祭る爲に忌串を立てる慣例があつた、忌串は齋串とも書き辭書を見ると「神を祭るとき幣などをかくる神の類」とある、乃一角平氏の談に同氏幼少の頃川西村大井にも忌串サンが所々にあつて毎年其田に植付けをなす時は紙の小切れを竹串に挟んだ小さな幟を立て、居つたと、是は全く古代の遺風であると思はれる、大字吉野藤原神社の附近には忌串サンが二個あつた、此地主は北川國三郎氏であるが、數十年前、或る占者が忌串サンの中に劍が埋つて居るから、之を田地に置いては悪い、屋敷の内て祀つたら良いと云ふた、吉野、大井邊では忌串サンは昔戦争があつて、討死した人を埋めてあると云ふ口碑があるから、占者が劍があると言つたものと見える、それで一個の忌串サンを發掘した所劍は無く古鏡三面を得た、此忌串サンは藤原神社の少し西北にあつたが發掘後田としたので今痕跡がなくなつてゐる、一個はや、南にあつて現存してゐる、此外にも吉野に向一個の忌串サンが現存してゐると云ふ、

右の忌串サン發掘の模様を北川氏の談に依り詳説すると、原状は田の中に土を盛つた小さな塚であつて面積一坪半位、中央の高さ二尺位であつた、之を發掘すると地面下一間位の深さ迄礫石(礫石)を埋めてあつた、其構造は平面的に云ふと長方形で長邊が六尺位、短邊が四尺位であつた、礫石の埋まつた底から鏡三面と小さな鐵の塊の錆びたものとが發見された、鏡の内一枚は全く腐つて居つたものと見え水で洗うと小ボロに碎けてしまつた、他の二面と鐵塊とは北川氏が屋敷内に祀つてゐる、此鏡は鎌倉時代末期の小鏡であつて甲は直徑三寸一分、厚さ四厘、縁の